

第561回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

1	広島地方最低賃金審議会委員名簿(第57期)	P. 1
2	生計費・消費者物価指数関係	
2-1	標準生計費	P. 2
2-2	消費者物価指数(総合)	P. 3
2-3	消費者物価指数 10大費目指数(広島市)	P. 4
2-4	消費者物価指数 10大費目指数(福山市)	P. 5
2-5	消費者物価指数 10大費目指数(全国)	P. 6
3	賃金関係	
3-1	春季賃金引上げ妥結状況(令和7年)	P. 7
3-2	賃金額の推移(事業所規模5人以上)【現金給与総額】・【定期給与額】	P. 8
3-3	賃金額の推移(事業所規模30人以上)【現金給与総額】・【定期給与額】	P. 12
3-4-1	広島県新規学卒者の初任給の推移(産業計、企業規模10人以上)	P. 16
3-4-2	令和7年3月 新規学卒者の初任給状況(速報版)	P. 17
3-5	中途採用者採用時賃金	P. 18
3-6	令和6年賃金構造基本統計調査の概況	P. 19
3-7	賃金構造基本統計調査における給与額・賞与額(広島県)	P. 41
4	通常の事業の賃金支払能力関係	
4-1	広島県経済の動向(令和7年4月15日)	P. 42
4-2	法人企業景気予測調査(令和7年6月12日)	P. 53
4-3	広島県の金融経済月報(令和7年6月5日)	P. 67
4-4	広島県の主要金融指標	P. 69
4-5-1	広島県輸出総額・輸入総額の推移	P. 71
4-5-2	令和7年5月輸出品別表	P. 72
4-5-3	令和7年5月輸入品別表	P. 73
4-5-4	令和7年5月主要地域(国)別輸出入額表	P. 74
5	地域・雇用情勢関係	
5-1	管内の雇用情勢(令和7年5月分)	P. 75
5-2	職業別有効求人・求職及び賃金の状況(常用)	P. 89
5-3	就職内定状況の推移(大学生等・高校生)(3月末現在)	P. 91
5-4	全国・広島県 労働力人口・転出超過の推移	P. 92
6	賃金引上げ関係	
6-1	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル	P. 93
6-2	最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策	P. 125
6-3	最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ	P. 129
7	要請文書	
7-1	最低賃金額の引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明 広島弁護士会	P. 133
7-2	広島県最低賃金審議会に時給1,500円以上引き上げの答申を求めるとともに、中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の実施へ向けた提言を求める要請書 広島県労働組合総連合	P. 136
7-3	最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請 全国労働組合総連合中国ブロック協議会 広島県労働組合総連合	P. 138
7-4	広島地方最低賃金審議会の公正な任命と審議会の公開を求める要請 広島県労働組合総連合 広島合同労働組合 広島県労連パート・臨時嘱託労組連絡会	P. 139
7-5	広島県最低賃金に関する要請書 広島県労働組合連絡協議会	P. 140

第57期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和7年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直樹	電機連合広島地域協議会事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	藤村 直樹	自動車総連広島地方協議会 幹事
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	光村 暢純	ミツヤ工業株式会社 代表取締役社長

(50音順・第57期)

標準生計費

(1) 単身勤労者標準生計費の推移

(各年4月)

(単位：円)

区分 費用	全 国				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
食料費	24,360	30,060	31,020	33,220	32,960
住居関係費	49,360	44,700	44,710	46,640	45,350
被服・履物費	1,130	5,160	5,780	5,760	5,970
雑費 I	28,830	23,600	22,620	24,830	24,220
雑費 II	6,930	11,200	10,350	10,460	10,610
合 計	110,610	114,720	114,480	120,910	119,110

区分 費用	広 島 市				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
食料費	25,425	29,613	30,512	35,846	32,364
住居関係費	48,533	37,561	41,916	58,571	45,608
被服・履物費	1,018	5,193	5,853	5,006	4,895
雑費 I	24,264	18,477	15,696	21,467	18,732
雑費 II	5,451	9,044	9,973	12,023	20,346
合 計	104,691	99,858	103,950	132,913	121,945

(注) 1 各費用と家計調査大分類項目との対応関係は、次のとおり。

食料費：食料

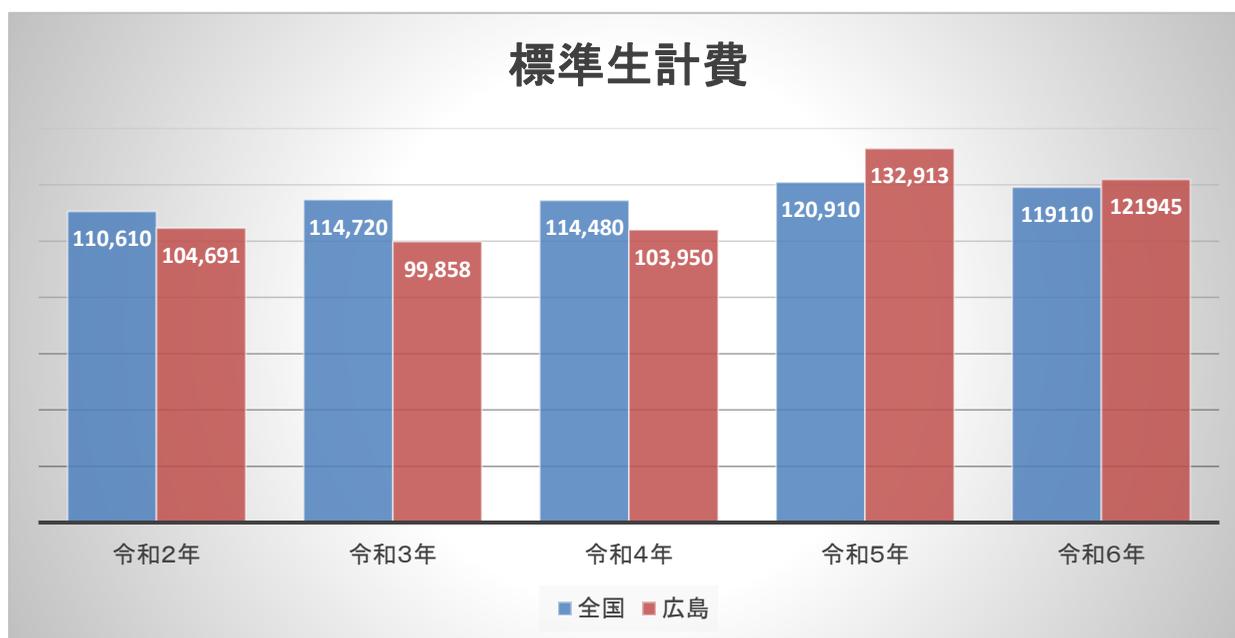
住居関係費：住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費：被服及び履物

雑費 I：保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

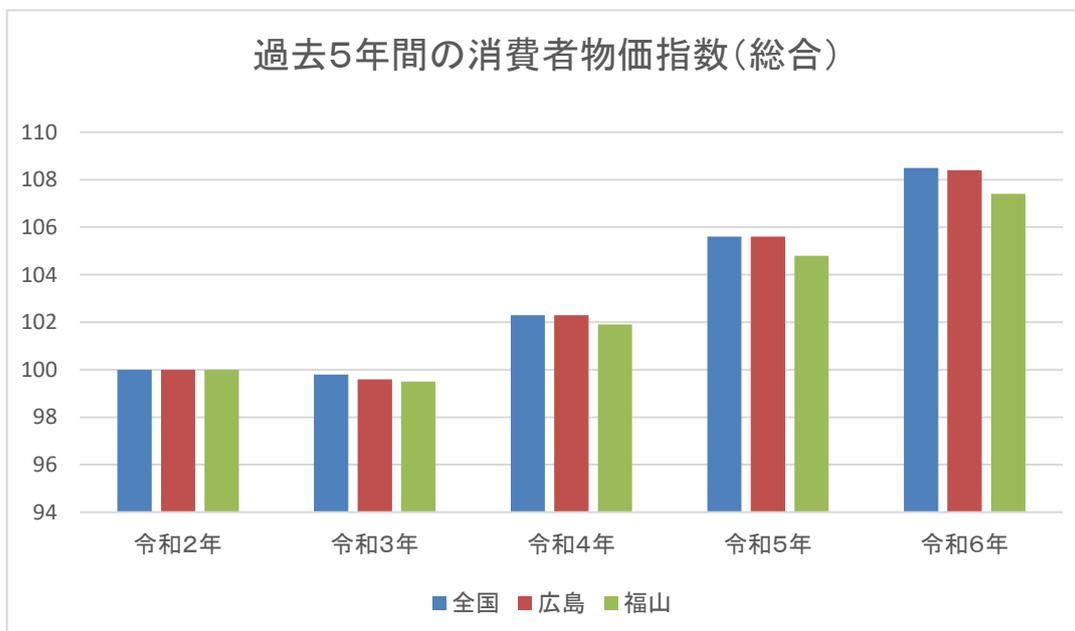
雑費 II：その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 資料出所 人事院・広島県人事委員会



消費者物価指数（総合）

年 月	全 国		広島市		福山市		
		前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）		前年（同月）比 （%）	
令和2年	100.0	0.0	100.0	0.2	100.0	0.2	
令和3年	99.8	▲ 0.2	99.6	▲ 0.4	99.5	▲ 0.5	
令和4年	102.3	2.5	102.3	2.7	101.9	2.5	
令和5年	105.6	3.2	105.6	3.3	104.8	2.9	
令和6年	108.5	2.7	108.4	2.6	107.4	2.4	
令和7年	1月	111.2	4.0	111.4	4.0	110.5	4.2
	2月	110.8	3.7	110.8	3.9	109.8	4.0
	3月	111.1	3.6	111.1	4.0	109.9	3.6
	4月	111.5	3.6	111.8	4.3	110.2	3.8
	5月	111.8	3.5	112.1	3.8	110.7	3.4



資料出所 広島県総務局統計課（指数は令和2年を100としたもの）

10大費目指数(広島市)

(指数は令和2年を100としています。)

年 月	総合	食料	生鮮食品	生鮮食品		住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	エネルギー
				生鮮食品	を除く食料										
令和3年	99.6	100.4	99.9	100.5	99.9	100.6	100.3	100.3	100.3	99.1	95.1	99.6	101.8	100.9	104.5
令和4年	102.3	105.3	109.1	104.7	101.8	116.0	101.4	101.4	101.4	98.5	93.4	100.2	102.7	101.8	122.4
令和5年	105.6	114.0	116.5	113.5	103.3	108.8	104.3	104.3	104.3	99.5	95.1	102.0	106.2	103.3	116.0
令和6年	108.4	119.3	125.2	118.2	103.7	109.6	107.1	118.7	107.1	100.5	96.5	103.4	112.2	104.8	117.2
令和6年	107.1	117.1	122.0	116.2	103.4	105.1	105.7	116.9	105.7	99.8	96.2	102.7	110.3	103.9	113.1
	106.7	116.4	115.6	116.6	103.3	104.4	103.9	114.5	103.9	99.7	95.9	102.7	110.6	104.0	112.2
	106.8	116.2	115.9	116.3	103.3	105.6	105.1	114.0	105.1	99.8	95.9	102.8	111.5	104.0	113.2
	107.2	116.8	119.3	116.3	103.4	104.5	106.9	118.8	106.9	99.4	96.0	102.9	112.1	104.3	112.2
	108.0	118.2	123.8	117.2	103.5	109.3	107.1	120.3	107.1	99.7	95.8	103.8	112.2	104.7	116.8
	108.2	117.8	119.2	117.6	103.9	112.6	106.9	118.9	106.9	100.8	96.0	103.8	111.2	105.1	120.1
	108.6	118.1	118.9	118.0	103.9	116.1	105.9	119.7	105.9	100.7	96.3	103.8	111.9	105.1	123.5
	109.4	119.9	129.5	118.2	104.0	115.8	104.0	119.9	104.0	100.9	97.1	103.8	114.5	105.1	123.1
	109.1	120.9	131.6	119.0	104.1	107.3	109.0	121.2	109.0	100.9	96.6	103.8	112.8	105.1	114.8
	109.4	121.9	131.6	120.2	103.7	107.5	110.2	120.5	110.2	101.2	96.8	103.8	113.3	105.3	115.2
	110.0	123.2	135.3	121.0	104.0	110.8	110.4	120.8	110.4	101.4	96.9	103.8	112.7	105.4	118.4
	110.8	124.4	139.8	121.7	104.3	115.5	109.8	119.0	109.8	101.5	97.8	103.8	113.4	105.6	123.3
令和7年	111.4	126.8	151.2	122.4	104.3	115.1	119.7	119.7	108.0	101.9	98.5	103.8	112.1	105.8	124.1
	110.8	125.9	142.3	122.9	104.3	108.8	118.0	118.0	106.8	102.1	99.2	103.8	112.4	105.7	118.3
	111.1	125.6	136.4	123.6	104.4	110.3	108.9	118.0	108.9	102.3	99.4	103.8	113.6	106.2	119.3
	111.8	126.0	129.6	125.3	104.9	113.2	112.0	121.8	112.0	102.6	99.6	100.4	115.0	106.1	122.9
	112.1	126.4	125.2	126.6	104.9	116.6	112.1	122.6	112.1	102.4	99.4	99.9	114.9	106.1	126.0

資料出所：広島県総務局統計課

10大費目指数(福山)

(指数は令和2年を100としています。)

年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
令和3年	99.5	99.7	100.0	101.0	101.3	100.6	98.9	95.4	99.7	101.6	101.2
令和4年	101.9	104.7	100.0	115.4	104.3	101.2	98.6	94.5	100.8	102.6	102.1
令和5年	104.8	112.7	100.7	108.1	113.1	103.8	99.9	96.2	103.3	106.0	103.4
令和6年	107.4	117.7	100.3	109.6	119.8	107.1	101.0	97.8	104.0	110.8	104.4
1月	106.0	114.8	100.8	105.0	116.7	104.4	100.6	97.6	104.0	109.0	104.2
2月	105.5	114.2	100.6	104.7	112.9	103.2	100.4	97.4	104.0	109.3	104.3
3月	106.1	115.2	100.6	105.8	114.4	105.3	100.7	97.3	104.0	110.0	104.0
4月	106.1	115.5	100.5	104.1	115.1	106.5	100.3	97.4	104.3	110.6	104.0
5月	107.1	116.4	100.3	109.3	122.3	107.6	100.4	97.3	104.3	110.9	104.5
6月	107.2	115.8	100.3	112.4	123.9	106.8	100.9	97.5	103.9	110.1	104.5
7月	107.7	116.6	100.4	116.2	123.9	105.9	100.9	97.7	103.9	110.5	104.5
8月	107.8	117.3	100.2	115.8	120.6	103.4	101.0	98.2	103.9	112.6	103.9
9月	108.2	119.9	100.1	107.5	125.6	110.3	101.3	97.8	103.9	111.5	104.4
10月	108.3	120.6	99.9	107.7	122.0	111.1	101.7	98.0	103.9	111.9	104.7
11月	108.9	122.2	100.0	110.8	120.9	111.0	101.8	98.1	103.9	111.2	104.5
12月	109.7	123.8	100.1	115.5	119.8	110.0	101.8	98.8	103.7	111.7	104.8
1月	110.5	126.0	100.0	115.4	121.2	108.2	102.4	100.1	103.9	110.8	104.7
2月	109.8	125.0	100.0	109.2	121.2	106.1	102.6	100.6	103.9	111.2	104.7
3月	109.9	124.5	99.9	110.1	120.1	108.5	102.8	100.7	103.9	112.2	105.3
4月	110.2	124.0	100.0	113.6	121.9	111.6	102.7	101.1	94.4	113.6	105.6
5月	110.7	124.9	100.0	116.9	125.9	111.2	102.7	100.9	94.0	113.5	105.8

資料出所：広島県総務局統計課

10大費目指数(全国)

(指数は令和2年を100としています。)

年月	総合	食料	生鮮食品	生鮮食品		住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	エネルギー
				生鮮食品	を除く食料										
令和3年	99.8	100.0	98.8	100.2	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1	103.9	
令和4年	102.3	104.5	106.7	104.1	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2	121.7	
令和5年	105.6	112.9	114.6	112.6	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7	114.4	
令和6年	108.5	117.8	122.6	116.9	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9	104.8	118.7	
令和6年	106.9	115.7	119.5	115.0	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110.0	104.1	113.8	
	1月	106.9	115.3	116.2	115.1	102.8	114.8	105.9	102.1	97.0	102.6	111.0	104.3	113.7	
	2月	107.2	115.7	117.7	115.3	102.8	108.3	114.9	107.0	102.2	102.7	112.1	104.4	114.3	
	3月	107.7	116.4	121.5	115.5	102.8	108.8	117.0	108.7	101.9	97.2	112.9	104.5	114.9	
	4月	108.1	116.8	123.1	115.7	102.9	112.6	118.6	108.7	102.2	97.1	112.8	104.6	118.4	
	5月	108.2	116.3	118.5	115.9	102.9	116.1	119.0	108.4	102.7	97.3	101.3	111.8	104.8	121.8
	6月	108.6	116.4	116.4	116.3	103.0	119.4	119.5	107.2	102.8	97.6	101.3	112.9	104.8	125.2
	7月	109.1	117.6	120.8	117.1	103.1	118.9	120.3	106.3	103.0	97.6	101.3	115.4	104.9	124.5
	8月	108.9	119.0	125.6	117.8	103.2	110.5	120.6	109.8	103.2	97.4	101.3	113.3	105.1	116.3
	9月	109.5	120.4	127.6	119.2	103.4	111.1	121.3	110.0	103.6	97.7	101.3	114.2	105.4	116.9
	10月	110.0	121.3	128.6	119.9	103.5	114.4	120.5	110.8	103.8	97.8	101.3	114.1	105.4	120.1
	11月	110.7	122.5	136.0	120.1	103.5	119.3	119.1	110.5	103.7	98.1	101.3	114.2	105.3	125.0
12月	111.2	124.7	145.7	121.0	103.5	119.3	119.6	108.6	103.9	99.1	101.3	112.9	105.6	126.1	
令和7年	110.8	124.1	138.0	121.6	103.6	114.2	119.4	108.8	103.9	99.3	101.5	113.3	105.5	121.6	
	1月	111.1	124.2	134.0	122.5	106.3	114.5	120.0	104.2	99.5	101.5	114.3	105.6	121.9	
	2月	111.5	124.0	126.2	123.6	103.9	117.9	121.8	111.6	104.2	99.9	115.9	105.8	125.6	
	3月	111.8	124.4	122.9	124.6	104.0	121.2	122.1	111.5	104.3	99.6	116.1	106.0	128.0	
	4月	111.8	124.4	122.9	124.6	104.0	121.2	122.1	111.5	104.3	99.6	116.1	106.0	128.0	

資料出所：広島県総務局統計課

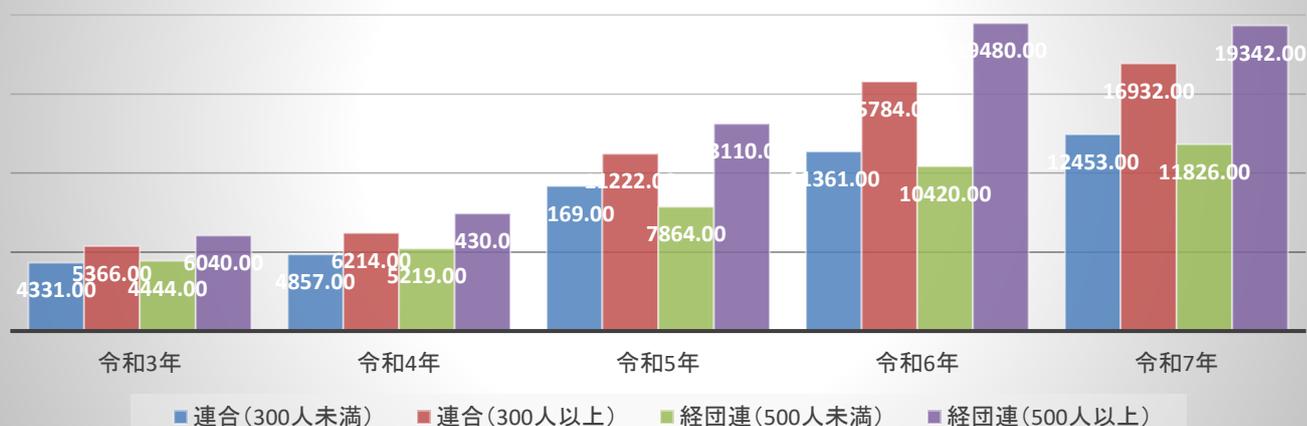
春季賃金引上げ妥結状況(令和7年)

区分	調査対象	令和7年集計			令和6年集計		
		集計組合数	引上げ額	引上げ率	集計組合数	引上げ額	引上げ率
		集計組合員数			集計組合員数		
連合	300人未満	3,677組合 348,833人	12,361円	4.65%	3,516組合 332,855人	11,361円	4.45%
	300人以上	1,483組合 2,613,828人	16,920円	5.33%	1,422組合 2,553,480人	15,784円	5.16%
	全体計	5,162組合 2,962,661人	16,356円	5.25%	4,938組合 2,886,335人	15,236円	5.08%
連合 (広島)	300人未満	35組合 3,596人	12,587円	4.79%	39組合 4,824人	11,526円	4.53%
	全体計	98組合 54,365人	17,092円	5.48%	123組合 51,555人	17,209円	6.04%
経団連	中小企業 (従業員数500人未満)	251社	11,826円	4.35%	226社	10,420円	3.92%
	大手企業(東証一部上場 従業員数500人以上)	97社	19,342円	5.38%	89社	19,480円	5.58%
厚生労働省	民間主要企業	一社	一円	-%	348社	17415円	5.33%

資料出所 各団体の発表による

連合 2025春季生活闘争 第6回回答集計結果	全体は、令和7年7月3日付公表結果。令和6年の数値は、令和6年6月5日付公表結果。 広島は、令和7年6月16日付公表結果。令和6年の数値は、令和6年7月16日付公表結果。
経団連 2025春季労使交渉 業種別回答状況 【了承・妥結含】 (加重平均)	中小企業については、令和7年6月20日発表。 大手企業については、令和7年5月22日発表。
厚生労働省 令和6年民間主要企業春 季賃上げ要求・妥結状況	「民間主要企業」とは資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。 令和6年度集計結果については、令和6年8月2日に発表。

連合・経団連 過去5年間の引上げ額推移



賃金額の推移（事業所規模5人以上）【現金給与総額】

資料№3-2

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	318,387	▲ 1.3	314,276	▲ 1.3
令和3年	319,461	0.3	318,616	1.4
令和4年	325,817	2.0	324,870	2.0
令和5年	332,533	2.1	321,396	▲ 1.1
令和6年	347,994	4.6	331,573	3.2

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	377,584	▲ 3.4	360,918	▲ 3.0
令和3年	384,765	1.9	368,478	2.1
令和4年	391,169	1.7	405,583	10.1
令和5年	399,579	2.1	412,146	1.6
令和6年	412,916	3.3	430,074	4.3

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	282,486	0.0	266,285	▲ 2.6
令和3年	288,500	2.1	299,268	12.4
令和4年	293,213	1.6	292,912	▲ 2.1
令和5年	296,428	1.1	273,888	▲ 6.5
令和6年	306,881	3.5	302,148	10.3

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	299,366	0.1	310,754	2.7
令和3年	296,620	▲ 0.9	299,646	▲ 3.6
令和4年	302,143	1.9	326,412	8.9
令和5年	303,130	0.3	327,233	0.3
令和6年	310,560	2.5	318,335	▲ 2.7

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与+超過労働給与+特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【現金給与総額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	417,398	0.3	482,318	▲ 0.2
令和3年	416,278	0.3	488,656	1.3
令和4年	431,562	3.7	437,832	▲ 10.4
令和5年	433,106	0.4	426,793	▲ 2.5
令和6年	453,559	4.7	472,850	10.8

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	117,574	▲ 6.0	101,861	▲ 13.1
令和3年	117,182	▲ 0.3	97,343	▲ 4.4
令和4年	128,899	10.0	97,172	▲ 0.2
令和5年	132,652	2.9	102,618	5.6
令和6年	140,437	5.9	117,867	14.9

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	204,872	▲ 2.6	209,990	12.6
令和3年	207,747	1.4	153,978	▲ 26.7
令和4年	215,857	3.9	181,435	17.8
令和5年	222,528	3.1	199,704	10.1
令和6年	231,148	3.9	170,100	▲ 14.8

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	491,153	▲ 0.3	437,098	6.8
令和3年	487,110	▲ 0.8	454,817	4.1
令和4年	498,722	2.4	474,863	4.4
令和5年	508,967	2.1	480,584	1.2
令和6年	527,751	3.7	460,901	▲ 4.1

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与+超過労働給与+特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【定期給与額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	262,318	▲ 0.1	257,212	0.3
令和3年	263,739	0.5	260,127	1.1
令和4年	267,461	1.4	265,093	1.9
令和5年	272,608	1.9	261,807	▲ 1.2
令和6年	281,959	3.4	267,912	2.3

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	303,541	▲ 2.2	291,535	▲ 2.6
令和3年	308,762	1.7	296,957	1.9
令和4年	310,266	0.5	316,487	6.6
令和5年	315,828	1.8	321,661	1.6
令和6年	323,579	2.5	333,198	3.6

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	234,197	0.3	219,987	▲ 3.9
令和3年	237,701	1.5	244,390	11.1
令和4年	240,990	1.4	241,773	▲ 1.1
令和5年	243,953	1.2	228,408	▲ 5.5
令和6年	248,463	1.8	245,466	7.5

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	252,756	0.1	258,528	1.9
令和3年	252,439	▲ 0.1	251,355	▲ 2.8
令和4年	257,422	2.0	277,520	10.4
令和5年	259,092	0.6	274,892	▲ 0.9
令和6年	262,090	1.2	264,235	▲ 3.9

(注) 「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模5人以上）【定期給与額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	341,554	0.3	381,786	2.4
令和3年	344,665	0.9	382,456	0.2
令和4年	351,927	2.1	351,637	▲ 8.1
令和5年	353,602	0.5	338,953	▲ 3.6
令和6年	362,559	2.5	368,406	8.7

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	111,815	▲ 4.8	96,611	▲ 12.7
令和3年	111,424	▲ 0.3	93,242	▲ 3.5
令和4年	121,499	9.0	92,373	▲ 0.9
令和5年	124,158	2.2	94,789	2.6
令和6年	129,583	4.4	109,148	15.1

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	187,674	▲ 0.5	185,377	10.1
令和3年	192,124	2.4	142,868	▲ 22.9
令和4年	196,302	2.2	167,343	17.1
令和5年	199,583	1.7	181,603	8.5
令和6年	204,615	2.5	155,936	▲ 14.1

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	383,898	▲ 0.1	300,407	▲ 12.6
令和3年	381,624	▲ 0.6	343,389	14.3
令和4年	384,656	0.8	367,194	6.9
令和5年	396,015	3.0	365,847	▲ 0.4
令和6年	409,576	3.4	352,002	▲ 3.8

(注)「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【現金給与総額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	365,100	▲ 1.7	349,368	▲ 2.6
令和3年	368,493	0.9	354,409	1.4
令和4年	379,732	3.0	358,876	1.3
令和5年	387,251	2.0	362,534	1.0
令和6年	397,789	2.7	360,029	▲ 0.7

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	407,911	▲ 4.0	392,582	▲ 1.2
令和3年	416,506	2.1	395,625	0.8
令和4年	423,220	1.6	429,848	8.7
令和5年	433,256	2.4	448,256	4.3
令和6年	444,494	2.6	459,403	2.5

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	326,961	1.5	274,820	▲ 3.4
令和3年	337,754	3.3	298,164	8.5
令和4年	351,508	4.1	284,839	▲ 4.5
令和5年	353,131	0.5	278,821	▲ 2.1
令和6年	358,881	1.6	259,796	▲ 6.8

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	347,781	▲ 0.7	349,822	0.7
令和3年	346,942	▲ 0.2	340,427	▲ 2.7
令和4年	351,956	1.4	368,404	8.2
令和5年	350,268	▲ 0.5	386,093	4.8
令和6年	356,511	1.8	392,794	1.7

(注)「現金給与総額」は「所定内給与+超過労働給与+特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【現金給与総額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	513,294	▲ 0.9	606,440	0.7
令和3年	510,752	▲ 0.5	615,994	1.6
令和4年	526,411	3.1	605,438	▲ 1.7
令和5年	521,909	▲ 0.9	574,562	▲ 5.1
令和6年	549,077	5.2	666,996	16.1

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	140,221	▲ 7.7	123,832	▲ 24.6
令和3年	136,989	▲ 2.3	112,435	▲ 9.2
令和4年	163,300	19.2	93,849	▲ 16.5
令和5年	177,156	8.5	93,532	▲ 0.3
令和6年	183,819	3.8	107,942	15.4

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	212,136	▲ 3.9	170,130	15.4
令和3年	216,552	2.1	130,189	15.4
令和4年	232,982	7.6	147,918	▲ 3.4
令和5年	249,998	7.3	150,860	2.0
令和6年	253,820	1.5	196,390	30.2

8 情報通信

	全 国		広 島 県	
	現金給与総額(円)	前年比(%)	現金給与総額(円)	前年比(%)
令和2年	517,027	▲ 1.4	473,263	▲ 2.4
令和3年	514,291	▲ 0.5	474,374	0.2
令和4年	524,981	2.1	493,396	4.0
令和5年	534,131	1.7	505,316	2.4
令和6年	550,179	3.0	488,389	▲ 3.3

(注) 「現金給与総額」は「所定内給与＋超過労働給与＋特別給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【定期給与額】

1 調査産業計

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	293,056	▲ 1.0	282,376	▲ 2.5
令和3年	296,652	1.2	285,496	1.1
令和4年	303,496	2.3	286,995	0.5
令和5年	309,443	2.0	287,477	0.2
令和6年	315,351	1.9	286,175	▲ 0.5

2 製造業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	320,411	▲ 2.8	311,674	▲ 1.1
令和3年	327,096	2.1	314,810	1.0
令和4年	328,444	0.4	330,955	5.1
令和5年	335,282	2.1	342,545	3.5
令和6年	341,770	1.9	351,686	2.7

3 卸売業、小売業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	261,531	1.7	226,972	▲ 6.3
令和3年	268,523	2.7	245,517	8.2
令和4年	278,344	3.7	234,313	▲ 4.6
令和5年	280,728	0.9	227,513	▲ 2.9
令和6年	280,640	▲ 0.0	211,833	▲ 6.9

4 医療、福祉

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	289,938	▲ 0.6	289,604	▲ 0.6
令和3年	290,508	0.2	282,744	▲ 2.4
令和4年	295,185	1.6	310,943	10.0
令和5年	294,900	▲ 0.1	320,487	3.1
令和6年	297,279	0.8	307,381	▲ 4.1

(注) 「定期給与額」は「所定内給与＋超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額

資料出所：毎月勤労統計調査

賃金額の推移（事業所規模30人以上）【定期給与額】

5 建設業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	389,671	▲ 0.1	460,405	4.8
令和3年	393,477	1.0	461,322	0.2
令和4年	398,399	1.3	444,773	▲ 3.6
令和5年	395,337	▲ 0.8	414,830	▲ 6.7
令和6年	408,161	3.2	489,206	17.9

6 宿泊業, 飲食サービス業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	130,896	▲ 5.3	114,249	▲ 24.1
令和3年	128,646	▲ 1.7	104,818	▲ 8.3
令和4年	150,401	16.9	85,997	▲ 18.0
令和5年	160,448	6.7	86,080	0.1
令和6年	163,781	2.1	98,407	14.3

7 生活関連サービス業, 娯楽業

	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	192,107	▲ 0.4	159,510	10.3
令和3年	197,119	2.6	119,753	▲ 24.9
令和4年	205,839	4.4	133,545	11.5
令和5年	215,611	4.7	134,564	0.8
令和6年	218,393	1.3	172,772	28.4

8 情報通信

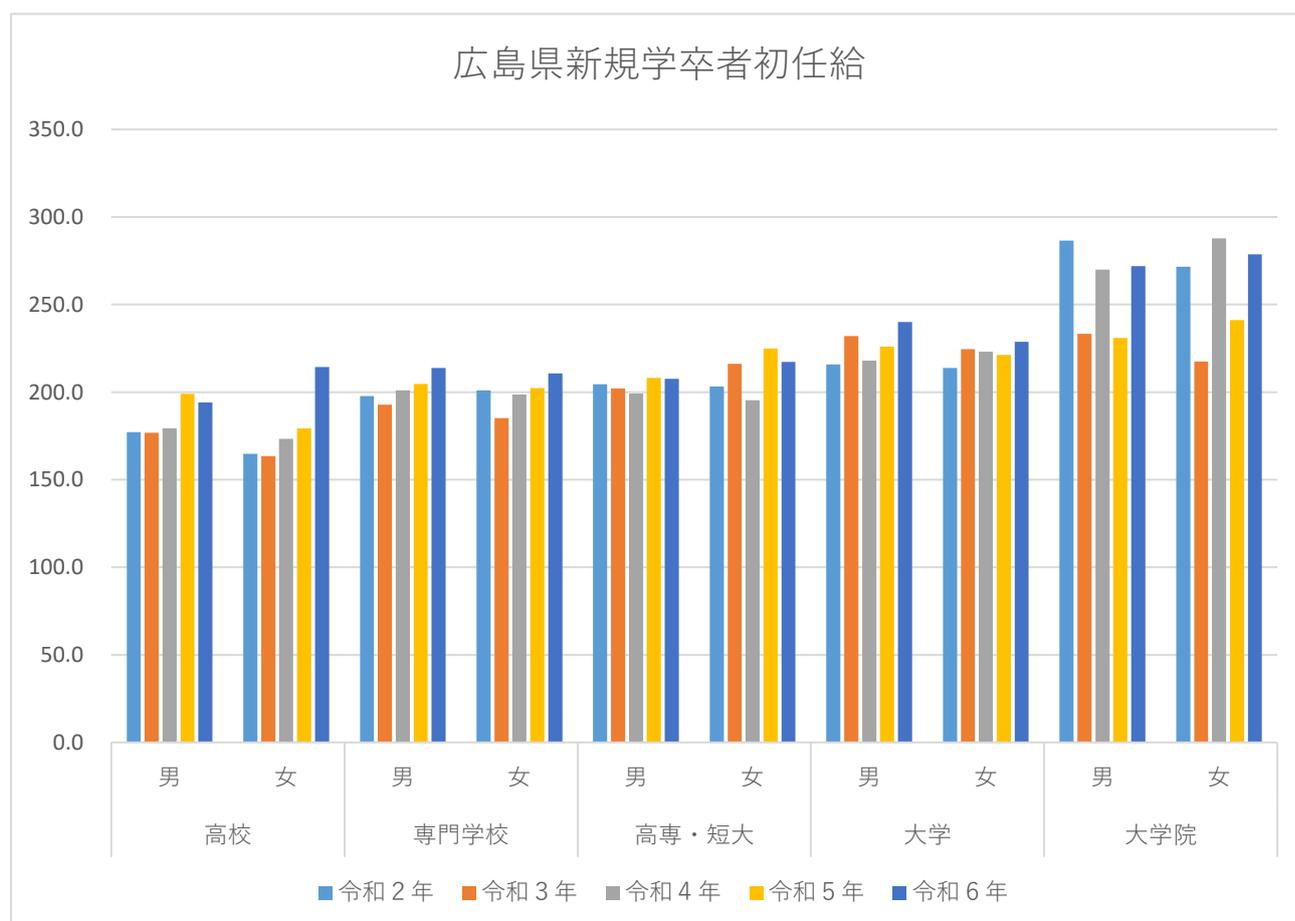
	全 国		広 島 県	
	定期給与額(円)	前年比(%)	定期給与額(円)	前年比(%)
令和2年	396,302	▲ 1.0	358,610	2.6
令和3年	395,394	▲ 0.2	353,251	▲ 1.5
令和4年	398,706	0.8	374,242	5.9
令和5年	409,214	2.6	381,092	1.8
令和6年	421,438	3.0	371,559	▲ 2.5

(注) 「定期給与額」は「所定内給与+超過労働給与」であり、各歴年の一人平均月間給与額
資料出所：毎月勤労統計調査

広島県新規学卒者の初任給の推移（産業計、企業規模10人以上）

（単位：千円）

年	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和2年	177.1	164.8	197.7	201.0	204.6	203.3	215.9	213.8	286.5	271.6
令和3年	176.8	163.5	192.8	185.2	202.2	216.2	232.0	224.6	233.3	217.5
令和4年	179.4	173.4	201.0	198.6	199.2	195.4	218.0	223.2	270.0	287.8
令和5年	199.1	179.3	204.7	202.4	208.1	224.9	226.1	221.3	230.9	241.1
令和6年	194.2	214.4	213.9	210.8	207.6	217.3	240.0	228.7	271.9	278.7



資料出所：賃金構造基本統計調査

令和7年3月 新規学卒者の初任給状況 (速報版)

広島労働局職業安定部職業安定課

(千円)

		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒
産業別	農林漁業	—	212	218	216
	鉱業	—	—	—	—
	建設業	175	209	228	239
	製造業	260	206	224	235
	電気・ガス・熱	—	203	187	248
	情報通信	—	190	224	233
	運輸業	157	201	211	237
	卸売・小売	—	198	208	236
	金融・保険	—	183	197	226
	不動産	—	200	217	243
	学術研究	—	194	203	224
	飲食・宿泊	—	198	203	229
	生活関連・娯楽	173	200	199	215
	教育・学習	—	—	214	226
	医療・福祉	—	191	214	233
	複合サービス	—	208	200	239
	サービス	—	207	205	225
	公務・その他	—	—	—	200
職業別	専門的・技術的職業	—	200	218	235
	管理的職業	—	204	228	241
	事務的職業	157	206	213	229
	販売の職業	—	199	209	238
	サービスの職業	167	198	203	229
	保安の職業	—	219	224	207
	農林漁業の職業	181	193	206	220
	運輸・通信の職業	—	201	215	228
	生産工程・労務の職業	188	206	213	236
規模別	4人以下	170	207	199	215
	5～29人	184	203	203	221
	30～99人	—	203	208	228
	100～299人	164	200	210	234
	300～499人	—	194	211	233
	500～999人	—	204	217	236
	1000人以上	—	211	232	239

※ 雇用保険被保険者となった年月日が、令和7年3月1日から4月30日までの間の者のうち、新規学卒者であって、かつ雇用形態が常用の者の採用時賃金の平均値による。

※ 賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当は含むが、超過勤務手当や賞与、その他臨時的に支払われる賃金は含まれない税込みの額である。

中途採用者採用時賃金

(令和7年1月～3月 単位：千円)

		年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上
計		249	210	239	260	270	257
産 業 別	製造業	251	214	242	264	272	266
	情報通信	273	227	250	295	316	341
	卸売・小売	265	194	239	277	320	291
	学術研究	270	223	269	294	287	273
	飲食・宿泊	235	209	231	253	258	254
	生活関連・娯楽	214	192	210	222	255	197
	医療・福祉	236	214	235	244	238	235
	サービス業	235	213	229	237	256	239

職 業 別	専門的・技術的職業	270	224	261	285	292	280
	管理的職業	375	236	264	340	459	446
	事務的職業	257	211	237	265	281	302
	販売の職業	226	190	225	247	249	226
	サービスの職業	225	205	226	237	235	215
	生産工程・労務の職業	233	211	229	243	249	241

事業所規模	4人以下	239	218	240	250	243	237
	5～29人	236	209	230	242	253	239
	30～99人	244	210	237	257	261	247
	100～299人	249	213	243	258	266	265

・雇用保険被保険者資格を取得した者であって、新規学卒者を除く、雇用形態が常用者の採用時賃金の平均値による。

・賃金には毎月決まって支払われる各種の手当は含むが、超過勤務手当、賞与及び臨時に支払われる賃金は含まない。

資料出所：広島労働局



令和7年3月17日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 田中 伸彦

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656, 7634)

(直通電話) 03(3595)3147

令和6年賃金構造基本統計調査の概況

目 次	
調査の概要	1 頁
利用上の注意	3 頁
主な用語の定義	4 頁
結果の概要	
1 一般労働者の賃金	
(1) 賃金の推移	6 頁
(2) 性別にみた賃金	7 頁
(3) 学歴別にみた賃金	8 頁
(4) 企業規模別にみた賃金	9 頁
(5) 産業別にみた賃金	10 頁
(6) 雇用形態別にみた賃金	12 頁
(7) 勤続年数階級別にみた賃金	14 頁
(8) 役職別にみた賃金	15 頁
(9) 在留資格区分別にみた賃金	15 頁
(10) 新規学卒者の学歴別にみた賃金	16 頁
(11) 都道府県別にみた賃金	16 頁
2 短時間労働者の賃金	
(1) 性別にみた賃金	17 頁
(2) 企業規模別にみた賃金	18 頁
(3) 産業別にみた賃金	18 頁
統計表	19 頁

令和6年賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した 78,679 事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和 6 年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については原則として令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの 1 年間）について、令和 6 年 7 月に調査を行った。

5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）にあつては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所（以下「一括調査企業以外の事業所」という。）にあつては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、（ア）記入済みの調査票を郵送する方式、（イ）インターネットを利用したオンライン報告方式、（ウ）調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

- (1) 一括調査企業
(ア) 及び(ウ)については民間事業者が、(イ)については厚生労働省が回収した。
- (2) 一括調査企業以外の事業所
(ア) 及び(ウ)については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。
ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ)については厚生労働省が回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

- (1) 一括調査企業
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者
- (2) 一括調査企業以外の事業所
 - (ア) 調査票の配布
厚生労働省 — 報告者
 - (イ) 調査票の回収
(オンライン調査以外)
厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — (調査員・職員) — 報告者
(オンライン調査)
厚生労働省 — 報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数：78,679事業所 有効回答数：58,375事業所 有効回答率：74.2%

なお、本概況では、有効回答を得た58,375事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(50,682事業所)について集計した。

利用上の注意

- 1 本概況に用いている「賃金」は、令和6年6月分として支払われた所定内給与額の平均をいう。
- 2 賃金カーブとは、年齢（階級）とともに変化する賃金の状況をグラフで表したものをいう。
- 3 年齢階級別の図の線上の●印は賃金のピークを示す。
- 4 統計表に用いている符号等
「*」は、調査回答数が少ない等、利用に際し注意を要する場合を示す。
「…」は、計数を表章することが不適当な場合を示す。
「—」は、該当する数値がない場合を示す。
- 5 本概況では、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について、次の要件を満たす常用労働者を集計している。
 - (1) 調査対象期日の令和6年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。
 - (2) 令和6年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）。
 - (3) 令和6年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの（ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。）。

主な用語の定義

「常用労働者」

次のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「賃金」

本概況に用いている「賃金」は、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「1時間あたり賃金」

短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「企業規模」

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいい、本概況では、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分している。

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

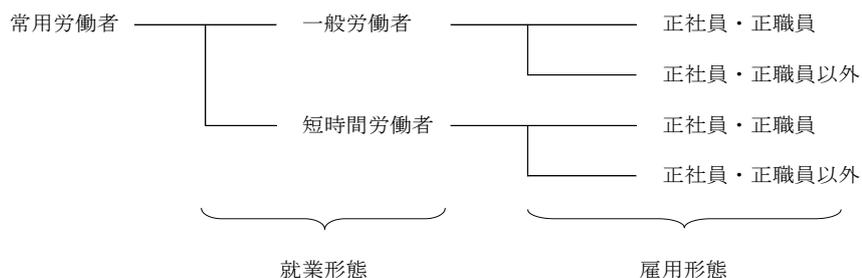
「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。



「年齢」

調査対象期日現在の満年齢の平均をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数の平均をいう。

「役職」

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能
特定技能	特定技能1号、特定技能2号
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
技能実習	技能実習
留学（資格外活動）	留学
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

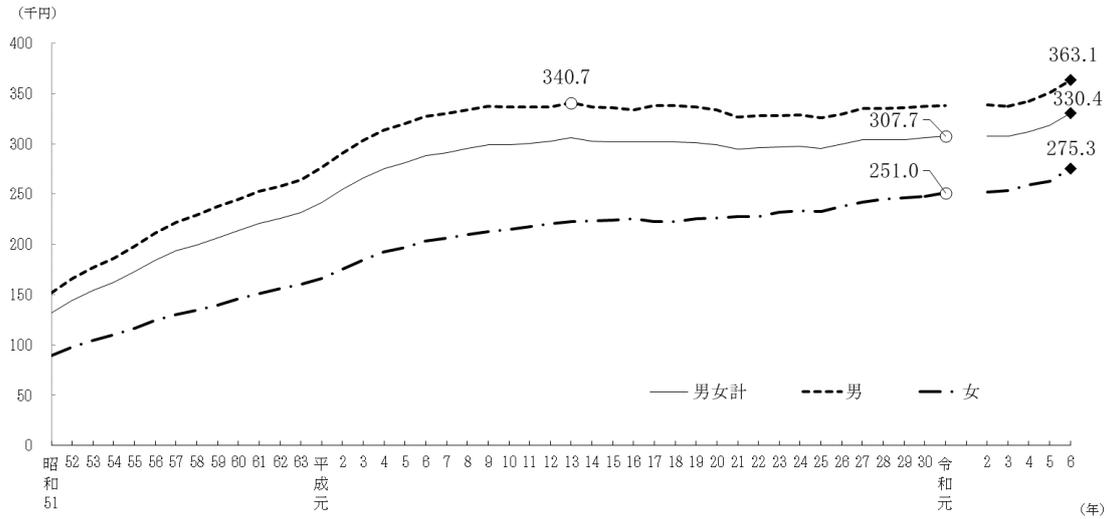
結果の概要

1 一般労働者の賃金

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計 330.4 千円、男性 363.1 千円、女性 275.3 千円となっている。
男女間賃金格差（男=100）は、75.8 となっている。（第1図、第1表、付表1）

第1図 性別賃金の推移



注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
2) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
3) 線上の○印は令和元年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第1表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

年 ¹⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 ²⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)		
平成 13 (2001) 年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
※令和 元 (2019) 年 ²⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ²⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0

注： 1) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

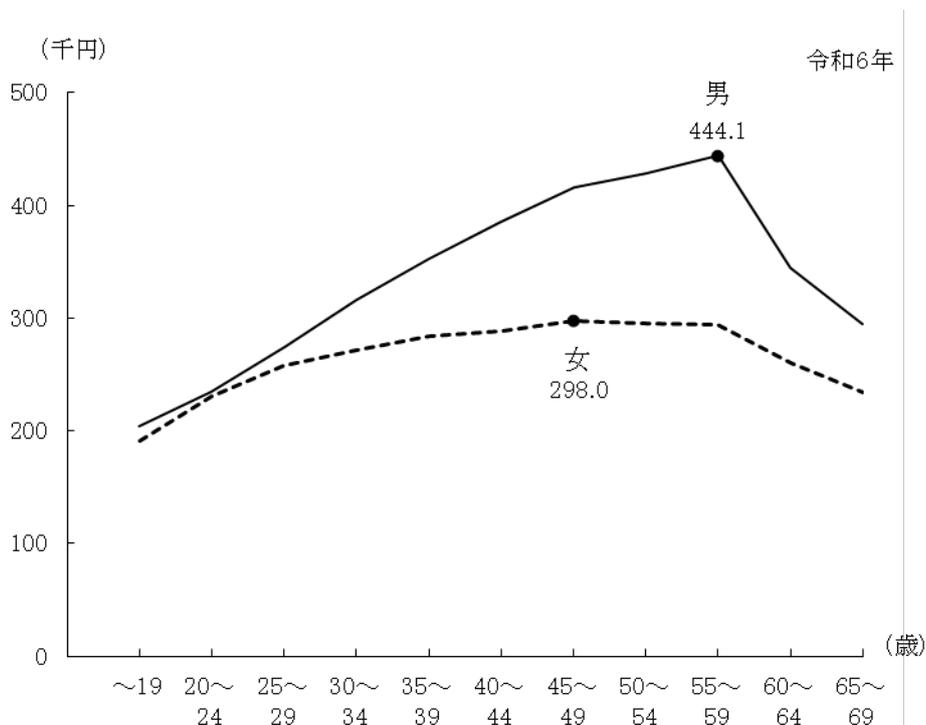
2) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

「※令和元(2019)年²⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

(2) 性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59歳で444.1千円（20～24歳の賃金を100とすると189.6）と賃金がピークとなり、その後下降している。女性では、45～49歳の298.0千円（同129.2）がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。（第2図、第2表）

第2図 性、年齢階級別賃金



第2表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	賃金 (千円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	賃金 (千円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)	賃金 (千円)	対前年増減率 (%)	年齢階級間賃金格差 (20～24歳=100)
年齢計 ¹⁾	330.4	3.8	142.1	363.1	3.5	155.0	275.3	4.8	119.4
～19歳	199.3	4.9	85.7	203.6	6.5	86.9	191.3	1.5	83.0
20～24	232.5	3.5	100.0	234.2	2.1	100.0	230.6	5.0	100.0
25～29	267.2	3.4	114.9	274.7	2.6	117.3	258.1	5.0	111.9
30～34	299.5	4.7	128.8	316.3	4.7	135.1	271.6	4.6	117.8
35～39	328.7	4.4	141.4	352.3	4.3	150.4	284.3	5.3	123.3
40～44	351.4	3.7	151.1	385.5	3.7	164.6	288.4	4.2	125.1
45～49	372.7	4.8	160.3	416.0	4.8	177.6	298.0	5.8	129.2
50～54	380.4	2.5	163.6	428.2	2.5	182.8	295.4	3.3	128.1
55～59	392.0	4.1	168.6	444.1	3.9	189.6	294.0	4.4	127.5
60～64	317.7	3.9	136.6	344.7	3.1	147.2	259.9	5.4	112.7
65～69	275.5	2.1	118.5	294.3	0.3	125.7	234.0	7.8	101.5
年齢 (歳)	44.1			44.9			42.7		
勤続年数 (年)	12.4			13.9			10.0		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(3) 学歴別にみた賃金

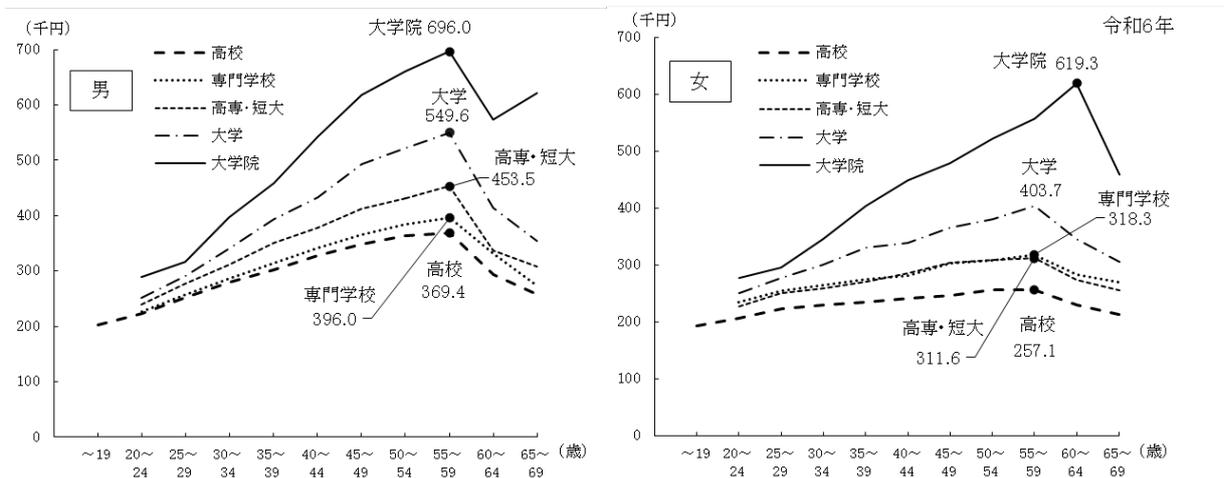
学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 288.9 千円、専門学校 306.9 千円、高専・短大 307.2 千円、大学 385.8 千円、大学院 497.0 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 313.2 千円、大学 417.7 千円、女性では、高校 237.7 千円、大学 315.1 千円となっている。（第3表、第3図）

第3表 学歴、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

性、年齢階級		高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)								
男女計	年齢計 ¹⁾	288.9	2.5	306.9	2.2	307.2	3.3	385.8	4.4	497.0	4.3
	～19歳	199.8	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	217.3	0.5	231.0	3.6	230.4	4.7	250.8	4.6	286.2	4.5
	25～29	243.0	1.0	256.1	2.8	258.6	4.1	283.9	4.1	311.6	5.2
	30～34	265.4	2.7	276.3	2.4	279.6	7.8	325.2	5.2	388.0	7.7
	35～39	282.9	2.2	296.8	2.8	299.1	5.3	373.2	5.4	448.9	2.2
	40～44	301.1	2.6	315.9	2.7	312.0	2.6	406.2	2.9	525.5	5.5
	45～49	316.7	2.0	337.2	1.2	330.1	4.5	459.2	6.6	593.5	6.0
	50～54	327.6	2.5	350.0	1.4	341.2	0.5	491.7	3.8	639.6	4.9
	55～59	331.3	2.7	355.5	1.7	348.3	2.3	527.2	5.6	678.2	5.5
	60～64	273.3	2.7	305.4	7.2	292.0	0.4	404.9	5.6	580.3	-9.8
	65～69	242.4	2.7	270.9	-0.1	273.7	3.1	349.5	-5.2	586.2	-3.7
	年齢(歳)	46.2		43.1		44.7		41.6		42.2	
勤続年数(年)	13.9		11.5		13.1		11.9		11.8		
男	年齢計 ¹⁾	313.2	2.3	331.2	1.7	364.4	2.7	417.7	4.5	513.7	4.6
	～19歳	203.1	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	223.3	0.4	226.3	1.4	239.9	6.3	251.5	3.8	288.8	2.3
	25～29	252.6	0.7	257.5	2.2	277.2	3.7	290.3	2.9	316.3	6.0
	30～34	280.5	2.5	287.0	2.9	311.4	9.9	340.5	5.4	397.1	8.7
	35～39	302.3	2.3	313.3	2.7	350.4	8.6	392.8	4.8	458.5	1.8
	40～44	328.2	2.8	341.4	2.1	378.3	4.3	433.0	3.0	543.0	6.7
	45～49	348.2	2.1	364.9	-0.3	413.3	2.8	493.3	7.2	618.0	6.8
	50～54	362.8	2.0	384.2	0.9	432.0	-1.4	521.6	4.5	661.6	6.3
	55～59	369.4	2.5	396.0	-0.4	453.5	2.3	549.6	5.6	696.0	6.0
	60～64	293.4	2.2	330.9	9.9	336.4	-6.2	413.6	5.9	573.2	-12.8
	65～69	257.2	3.3	272.5	-5.5	307.2	6.4	354.2	-5.6	621.1	-0.4
	年齢(歳)	46.2		43.5		44.0		43.7		42.4	
勤続年数(年)	15.1		13.1		14.9		13.7		12.5		
女	年齢計 ¹⁾	237.7	3.1	281.3	3.5	284.2	3.9	315.1	5.3	420.9	3.2
	～19歳	193.1	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	206.9	0.5	234.0	5.0	226.8	3.9	250.2	5.6	278.0	9.7
	25～29	223.7	3.6	254.9	3.2	251.0	4.8	276.7	6.0	296.1	2.6
	30～34	229.3	2.8	264.5	2.0	259.7	6.1	300.0	5.0	345.3	2.5
	35～39	235.2	2.0	275.1	4.2	270.5	2.9	331.3	7.5	403.2	3.5
	40～44	241.6	2.9	281.9	2.8	285.7	3.0	338.9	4.1	448.5	1.1
	45～49	247.0	1.6	303.8	5.0	303.2	5.6	365.7	7.5	479.9	2.5
	50～54	255.9	3.2	307.4	2.3	309.0	1.9	381.4	2.4	522.7	-0.9
	55～59	257.1	4.4	318.3	3.5	311.6	2.8	403.7	4.6*	558.2	1.4
	60～64	230.4	5.2	282.9	4.9	273.7	4.4	345.8	2.3	619.3	9.2
	65～69	212.3	3.3	269.8	6.6	256.2	2.3	306.0	-2.8	459.3	-11.8
	年齢(歳)	46.2		42.7		44.9		37.0		40.9	
勤続年数(年)	11.4		9.7		12.4		8.2		8.9		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第3図 学歴、性、年齢階級別賃金



(4) 企業規模別にみた賃金

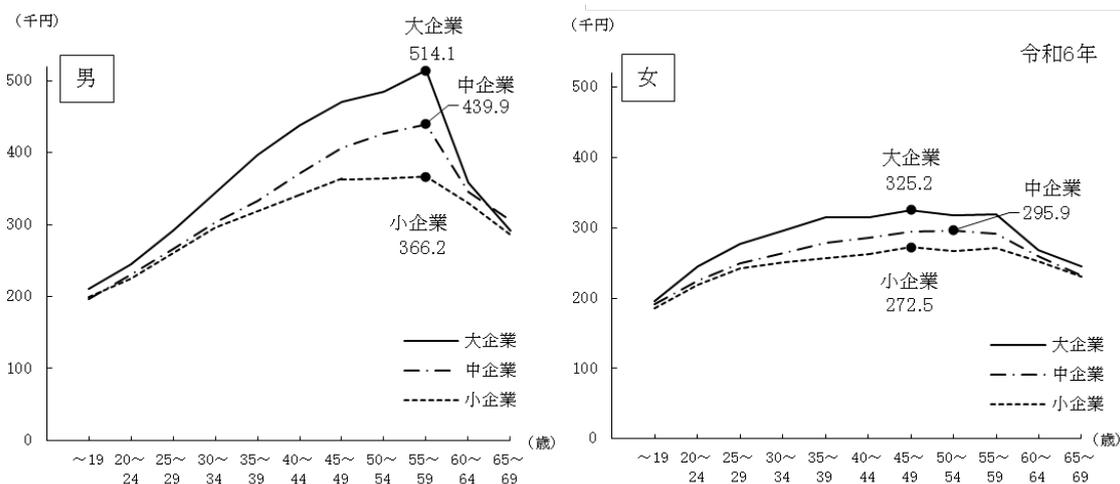
企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 364.5 千円、中企業 323.1 千円、小企業 299.3 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 403.4 千円、中企業 355.6 千円、小企業 324.5 千円、女性では、大企業 296.6 千円、中企業 271.3 千円、小企業 255.5 千円となっている。（第4表、第4図）

第4表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

性、年齢階級		大企業		中企業			小企業		
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 ¹⁾ 【大企業=100】
男女計	年齢計 ²⁾	364.5	5.3	323.1	3.8	88.6 (90.0)	299.3	1.8	82.1 (85.0)
	～19歳	206.5	7.1	194.3	2.9	94.1 (97.9)	194.5	4.2	94.2 (96.8)
	20～24	244.7	4.6	227.3	2.9	92.9 (94.4)	221.8	3.3	90.6 (91.8)
	25～29	284.8	5.2	258.7	2.1	90.8 (93.6)	252.1	2.6	88.5 (90.7)
	30～34	326.1	6.1	287.8	3.7	88.3 (90.3)	278.7	3.6	85.5 (87.5)
	35～39	369.8	8.1	313.1	2.4	84.7 (89.4)	296.8	2.0	80.3 (85.0)
	40～44	396.3	6.1	340.1	2.6	85.8 (88.8)	313.8	2.3	79.2 (82.1)
	45～49	419.7	6.9	364.3	4.0	86.8 (89.2)	329.8	2.4	78.6 (82.0)
	50～54	425.0	1.8	378.6	4.8	89.1 (86.5)	329.9	0.0	77.6 (79.1)
	55～59	452.6	5.4	385.0	4.8	85.1 (85.6)	332.8	2.0	73.5 (76.0)
	60～64	332.7	6.0	316.7	3.5	95.2 (97.5)	304.4	1.9	91.5 (95.2)
	65～69	275.0	-0.7	281.7	3.8	102.4 (97.9)	270.2	1.9	98.3 (95.7)
	年齢(歳)	42.8		44.0			45.7		
勤続年数(年)	13.5		12.4			11.2			
男	年齢計 ²⁾	403.4	4.3	355.6	4.1	88.2 (88.3)	324.5	1.5	80.4 (82.7)
	～19歳	210.2	8.6	197.0	4.1	93.7 (97.8)	199.5	4.3	94.9 (98.8)
	20～24	244.9	2.3	230.1	2.8	94.0 (93.4)	224.8	1.8	91.8 (92.2)
	25～29	291.8	3.5	266.5	2.1	91.3 (92.6)	260.2	2.3	89.2 (90.2)
	30～34	343.7	4.6	303.1	4.6	88.2 (88.1)	295.4	4.2	85.9 (86.2)
	35～39	396.9	7.9	333.1	1.9	83.9 (88.9)	318.3	1.9	80.2 (84.9)
	40～44	438.1	6.2	370.6	2.4	84.6 (87.8)	341.7	2.3	78.0 (81.0)
	45～49	470.8	6.9	406.7	4.3	86.4 (88.5)	363.4	2.1	77.2 (80.8)
	50～54	484.1	2.2	427.2	5.4	88.2 (85.6)	363.9	-0.3	75.2 (77.0)
	55～59	514.1	4.1	439.9	5.5	85.6 (84.5)	366.2	1.4	71.2 (73.1)
	60～64	358.4	4.2	345.7	3.4	96.5 (97.2)	329.5	1.3	91.9 (94.5)
	65～69	291.4	-11.9	305.3	4.5	104.8 (88.3)	286.2	2.4	98.2 (84.4)
	年齢(歳)	43.6		44.8			46.5		
勤続年数(年)	15.3		13.9			12.2			
女	年齢計 ²⁾	296.6	8.0	271.3	3.4	91.5 (95.6)	255.5	2.9	86.1 (90.5)
	～19歳	196.3	2.1	190.6	1.2	97.1 (98.0)	184.9	3.6	94.2 (92.8)
	20～24	244.6	7.2	224.4	3.0	91.7 (95.4)	218.5	4.8	89.3 (91.3)
	25～29	276.3	8.1	249.6	2.5	90.3 (95.3)	241.7	3.1	87.5 (91.7)
	30～34	295.2	8.4	263.6	2.1	89.3 (94.9)	251.2	2.8	85.1 (89.8)
	35～39	314.1	8.5	278.4	4.3	88.6 (92.2)	256.8	2.5	81.8 (86.6)
	40～44	314.4	6.8	285.9	3.2	90.9 (94.1)	262.6	2.3	83.5 (87.2)
	45～49	325.2	8.6	295.0	4.6	90.7 (94.2)	272.5	3.6	83.8 (87.8)
	50～54	318.2	5.4	295.9	3.1	93.0 (95.0)	267.4	-0.2	84.0 (88.7)
	55～59	319.8	7.1	291.3	2.7	91.1 (95.0)	271.6	4.1	84.9 (87.4)
	60～64	268.4	7.1	260.1	4.2	96.9 (99.5)	252.3	5.4	94.0 (95.5)
	65～69	244.4	21.1	231.4	2.3	94.7 (112.0)	230.3	4.0	94.2 (109.8)
	年齢(歳)	41.4		42.7			44.3		
勤続年数(年)	10.4		9.9			9.6			

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。
2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第4図 企業規模、性、年齢階級別賃金



(5) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（437.5千円）が最も高く、次いで「金融業、保険業」（410.6千円）となっており、「宿泊業、飲食サービス業」（269.5千円）が最も低くなっている（第5-1表、第5-2表、第5図）。

第5-1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和6年

年齢階級	鉱業、採石業、砂利採取業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		金融業、保険業		
	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	
男女計 賃金(千円)	年齢計 ¹⁾	372.3	1.5	352.6	0.9	318.6	4.1	437.5	6.7	391.0	2.6	304.7	3.5	343.6	7.5	410.6	4.4
	～19歳	212.5	4.4	203.6	2.3	198.1	7.0	204.2	7.7	200.4	4.7	204.5	3.0	199.7	-1.4	183.9	8.4
	20～24	267.4	9.6	238.9	2.3	216.8	4.3	244.4	8.5	249.1	2.5	234.9	4.4	230.6	-0.9	250.5	9.1
	25～29	324.3	13.2	273.2	1.4	249.8	4.3	298.5	6.9	287.7	1.5	266.4	7.2	266.1	1.8	298.2	5.9
	30～34	351.4	5.5	306.5	0.0	282.4	4.8	370.5	4.4	349.8	6.2	292.0	5.9	292.8	2.8	359.3	4.2
	35～39	396.6	6.1	340.2	1.9	313.8	2.8	429.6	3.1	390.9	1.0	308.1	4.3	327.5	6.0	419.3	4.5
	40～44	438.3	6.1	357.8	0.3	341.9	5.0	472.6	5.5	439.5	3.5	318.8	1.2	363.4	6.9	464.3	3.0
	45～49	385.0	-0.5	399.4	3.2	356.5	3.2	506.8	6.5	474.5	3.3	327.0	2.1	396.7	9.1	487.5	3.7
	50～54	420.6	-0.1	407.5	-3.5	374.4	2.2	556.5	6.7	485.2	3.8	327.8	2.4	416.3	10.3	496.6	6.5
	55～59	398.6	-6.4	437.3	1.1	390.6	3.5	563.5	8.3	520.5	5.1	333.5	4.3	426.4	13.0	471.9	2.5
	60～64	347.9	-1.7	389.8	8.3	294.6	5.8	318.9	16.2	330.9	-11.5	279.0	1.6	316.2	9.2	362.3	9.3
65～69	273.2	-0.4	333.1	5.7	247.7	11.9	299.3	5.7*	307.3	11.0	245.4	2.9	253.9	-10.1	346.7	7.0	
年齢(歳)	48.0	/	45.3	/	43.8	/	43.5	/	40.8	/	48.1	/	43.5	/	43.7	/	/
勤続年数(年)	14.1	/	13.4	/	14.9	/	18.2	/	11.9	/	13.5	/	13.6	/	13.9	/	/

年齢階級	不動産業、物品賃貸業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		教育、学習支援業		医療、福祉		複合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)		
	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	
男女計 賃金(千円)	年齢計 ¹⁾	371.6	9.0	401.8	1.3	269.5	3.9	285.7	2.5	376.2	-0.3	306.4	2.8	306.9	1.6	285.8	0.0
	～19歳	204.2	12.1	195.4	2.4	194.6	7.3	200.1	6.0	188.3	5.4	199.0	4.5	188.2	6.0	206.7	4.3
	20～24	259.6	11.7	245.3	5.0	221.0	7.0	224.5	4.1	232.5	3.8	244.0	4.9	213.5	5.4	222.1	0.4
	25～29	292.6	7.4	295.2	1.4	243.1	5.7	252.8	3.6	267.5	3.2	274.9	5.2	239.0	2.8	244.7	0.4
	30～34	337.5	11.9	352.8	6.6	263.1	6.4	274.1	3.0	310.5	-0.4	296.3	7.6	258.8	1.5	263.3	-1.5
	35～39	416.5	19.9	398.0	2.8	282.9	4.0	295.7	2.5	350.2	1.6	307.2	4.6	287.7	-0.1	289.3	3.1
	40～44	414.3	11.4	434.8	5.8	295.2	4.1	322.5	2.9	387.8	1.2	310.0	-0.4	313.4	0.8	302.1	-0.3
	45～49	427.0	6.5	458.1	0.7	307.1	6.5	331.2	5.0	420.0	2.4	330.4	5.1	346.2	-0.5	325.5	4.6
	50～54	431.9	3.0	479.8	0.0	305.3	4.1	316.7	-1.1	436.8	-2.1	326.4	1.3	369.6	2.0	316.1	-3.3
	55～59	446.6	5.6	496.6	0.0	292.5	1.2	317.1	0.2	466.4	-2.4	333.6	1.2	380.6	6.7	319.7	-2.7
	60～64	339.7	7.5	411.4	-11.5	264.6	5.3	264.4	3.8	451.1	-2.9	318.9	0.6	240.9	-3.3	276.1	3.6
65～69	251.2	6.0	373.8	-0.3	226.3	1.3	215.3	1.9	422.0	-0.5	303.6	-3.4	203.3	0.6	242.7	3.7	
年齢(歳)	43.3	/	42.9	/	42.8	/	42.7	/	44.3	/	43.4	/	45.0	/	45.7	/	/
勤続年数(年)	10.4	/	12.7	/	9.4	/	10.8	/	12.3	/	9.4	/	16.5	/	9.1	/	/

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

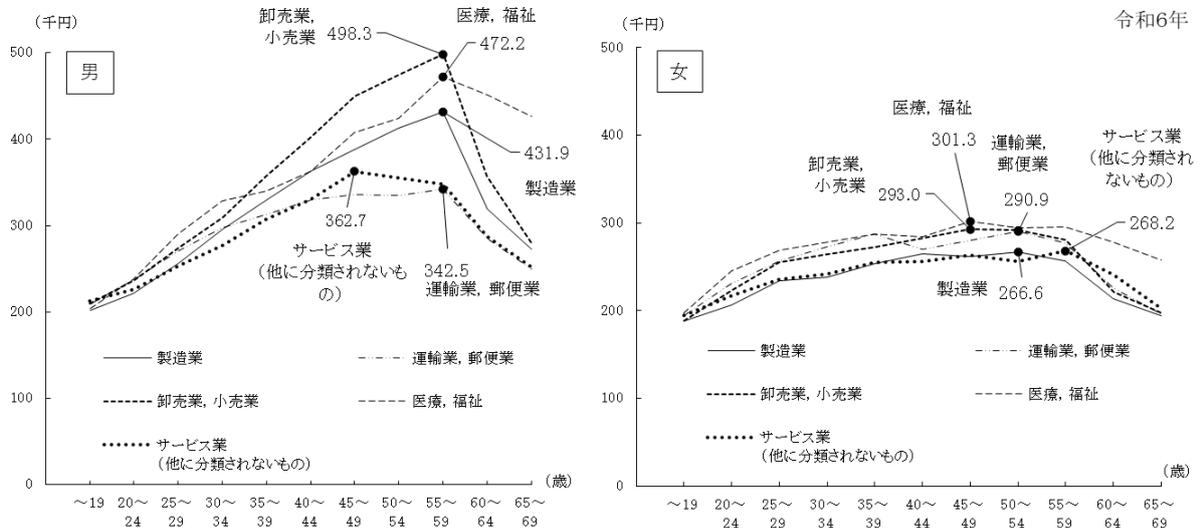
第5-2表 産業、性、年齢階級別賃金及び対前年増減率

令和6年

性、年齢階級		鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
男	年齢計 ¹⁾	380.1	365.6	344.0	451.5	412.3	312.4	386.2	514.2	416.0	435.1	301.0	318.3	433.2	368.5	333.7	307.3
	～19歳	207.6	204.8	202.2	204.2	188.3	209.3	209.5	181.9	207.6	195.1	194.8	195.4	191.8	203.7	194.1	212.7
	20～24	258.5	240.0	222.1	244.9	249.6	237.0	236.9	258.8	268.5	245.5	221.7	222.7	234.0	238.4	221.4	226.8
	25～29	320.6	276.6	256.3	301.8	293.1	270.4	274.3	326.4	313.9	304.9	252.6	262.9	282.4	289.9	242.8	253.0
	30～34	353.5	317.5	295.1	375.4	366.7	297.7	309.2	432.5	364.9	365.4	278.9	287.4	335.8	329.0	267.8	277.4
	35～39	402.7	352.2	329.5	435.4	407.9	312.8	356.9	513.2	469.1	425.2	308.3	318.6	391.9	339.6	300.2	307.7
	40～44	449.3	374.8	363.4	487.9	461.6	330.0	402.3	597.7	477.1	469.5	324.3	351.0	443.5	363.2	334.3	329.9
	45～49	396.9	424.1	387.5	525.0	496.8	335.9	450.1	670.3	478.9	503.5	343.9	376.7	487.6	407.4	373.7	362.7
	50～54	438.6	426.9	412.7	576.4	507.1	335.3	475.2	658.7	494.4	529.0	350.3	370.2	507.4	424.1	407.5	354.7
	55～59	415.4	453.2	431.9	583.4	542.1	342.5	498.3	590.0	524.0	538.3	342.5	367.4	528.1	472.2	424.9	347.6
	60～64	354.8	403.7	319.6	326.1	333.7	285.3	357.4	427.7	368.1	431.2	300.4	290.9	469.6	451.7	258.2	287.4
	65～69	276.9	336.5	272.1	309.1*	310.4	250.0	280.3	354.6	255.9	381.5	256.5	227.4	440.1	426.5	212.0	252.2
	賃金（年齢計）の対前年増減率（%）		0.9	0.4	2.7	7.1	1.2	3.0	8.4	3.4	10.3	1.1	3.8	1.2	-0.6	3.3	1.9
年齢（歳）		48.3	45.6	44.0	43.9	42.0	49.0	44.3	43.8	44.4	44.0	43.7	44.2	47.0	42.9	45.6	47.1
勤続年数（年）		14.4	13.8	15.9	18.9	12.9	14.0	15.2	15.7	11.4	14.0	10.3	12.2	14.1	9.7	17.8	10.4
女	年齢計 ¹⁾	318.5	275.7	243.7	348.6	333.8	267.7	266.5	323.6	293.1	321.3	233.7	248.4	323.5	282.1	252.8	248.4
	～19歳*	257.8	188.8	188.2	203.8	217.9	194.0	188.8	184.2	200.3	197.6	194.4	202.5	186.8	197.0	183.7	194.9
	20～24	313.9	232.2	206.7	242.8	248.1	230.9	223.4	244.3	247.0	244.9	220.5	225.5	232.0	245.5	205.7	217.0
	25～29	345.1	255.9	234.1	284.0	278.9	256.5	255.5	274.8	268.2	280.7	235.0	245.1	260.1	269.4	234.0	235.4
	30～34	336.6	256.6	238.5	338.6	316.4	272.9	264.4	299.8	291.8	322.8	244.2	258.2	288.7	278.6	240.2	241.4
	35～39	354.1	271.5	254.0	394.0	346.5	287.7	272.9	332.1	318.8	330.8	244.8	263.1	308.3	287.6	256.5	255.5
	40～44	371.2	276.4	265.0	368.4	371.9	270.0	282.9	353.1	293.2	351.9	247.9	276.4	327.5	284.1	264.5	256.4
	45～49	310.0	288.2	262.1	386.6	397.2	280.6	293.0	353.9	331.5	346.3	258.1	267.8	357.0	301.3	283.6	263.2
	50～54	311.7	299.7	266.6	414.0	409.5	290.9	291.6	355.3	321.4	350.9	243.0	253.2	378.5	294.1	287.7	256.7
	55～59	302.8	318.9	257.1	416.7	428.7	277.3	280.9	351.4	306.3	361.6	234.3	252.7	389.5	296.1	276.4	268.2
	60～64	255.5	266.4	214.0	244.9*	304.2	226.4	221.3	302.5	257.0	308.9	222.2	226.5	415.9	278.4	207.1	241.1
	65～69	233.6	269.7	194.0	209.7	246.0	196.2	197.7	341.8	235.1*	305.8	191.8	198.4	370.8	257.7	186.1	202.6
	賃金（年齢計）の対前年増減率（%）		2.8	3.1	6.7	2.2	5.2	9.9	5.2	5.7	6.1	2.5	5.4	5.2	2.2	3.4	1.1
年齢（歳）		46.0	43.3	43.3	41.2	37.6	43.9	42.1	43.6	41.5	40.3	41.9	41.1	41.7	43.6	44.0	43.3
勤続年数（年）		12.4	10.8	11.9	14.0	9.1	11.2	10.7	12.4	8.8	9.7	8.4	9.3	10.7	9.3	13.9	6.9

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金



(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別に賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 348.6 千円に対し、正社員・正職員以外 233.1 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 376.9 千円に対し、正社員・正職員以外 259.2 千円、女性では、正社員・正職員 294.2 千円に対し、正社員・正職員以外 210.3 千円となっている。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員=100）は、男女計 66.9、男性 68.8、女性 71.5 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（61.2）で、産業別では「卸売業，小売業」（58.8）となっている。（第6-1表、第6-2表、第6-3表、第6図）

第6-1表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和6年

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
年齢計 ²⁾	348.6	3.7	233.1	2.9	66.9 (67.4)	376.9	3.7	259.2	1.6	68.8 (70.1)	294.2	4.4	210.3	3.3	71.5 (72.2)
～19歳	201.6	4.6	179.4	5.1	89.0 (88.5)	205.2	6.0	184.2	8.3	89.8 (87.9)	194.1	1.2	174.8	2.1	90.1 (89.3)
20～24	237.0	3.6	197.3	1.3	83.2 (85.2)	238.2	2.6	199.0	-1.5	83.5 (87.0)	235.7	4.8	195.8	3.2	83.1 (84.4)
25～29	272.8	3.5	219.6	1.5	80.5 (82.1)	278.7	2.7	227.2	-0.8	81.5 (84.4)	265.1	4.9	214.4	3.7	80.9 (81.9)
30～34	308.5	4.9	221.9	0.2	71.9 (75.3)	322.9	5.2	232.8	-2.2	72.1 (77.6)	282.2	4.4	213.4	1.4	75.6 (77.9)
35～39	340.3	4.1	221.6	0.5	65.1 (67.4)	359.5	4.3	239.7	-0.6	66.7 (69.9)	299.6	4.6	209.6	1.0	70.0 (72.5)
40～44	366.8	3.4	222.6	0.9	60.7 (62.2)	393.4	3.5	245.3	-0.1	62.4 (64.6)	308.0	3.8	211.4	1.8	68.6 (70.0)
45～49	390.5	4.3	227.9	4.7	58.4 (58.1)	424.0	4.3	264.4	7.6	62.4 (60.5)	320.8	5.4	212.9	4.0	66.4 (67.2)
50～54	403.7	2.4	223.3	0.5	55.3 (56.4)	439.0	2.5	250.7	-4.5	57.1 (61.3)	324.1	2.8	212.6	4.0	65.6 (64.8)
55～59	420.4	3.9	228.0	2.8	54.2 (54.8)	459.1	4.2	264.9	0.2	57.7 (60.0)	327.2	3.4	209.0	3.6	63.9 (63.8)
60～64	356.8	2.1	271.6	5.7	76.1 (73.5)	382.2	2.6	298.7	4.8	78.2 (76.6)	299.2	3.0	217.0	3.9	72.5 (71.9)
65～69	319.8	2.3	238.7	3.0	74.6 (74.1)	337.4	1.7	256.1	0.5	75.9 (76.8)	276.1	6.4	203.8	8.0	73.8 (72.7)
年齢(歳)	42.9		50.6			43.8		53.3			41.1		48.2		
勤続年数(年)	12.8		10.2			14.1		12.0			10.4		8.6		

注： 1) ()内は、令和5年の数値である。

2) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第6-2表 雇用形態、性、企業規模別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和6年

企業規模	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員 =100】
大企業	391.9	3.8	239.8	4.6	61.2 (60.8)	422.9	3.6	269.8	4.3	63.8 (63.4)	327.0	6.1	215.3	4.1	65.8 (67.1)
中企業	342.0	4.5	233.6	2.5	68.3 (69.7)	371.5	5.2	256.9	0.4	69.2 (72.5)	289.3	3.4	211.1	3.1	73.0 (73.2)
小企業	309.1	1.8	219.2	0.5	70.9 (71.8)	331.4	1.5	243.7	-0.8	73.5 (75.2)	266.5	2.8	199.0	2.8	74.7 (74.7)

注： 1) ()内は、令和5年の数値である。

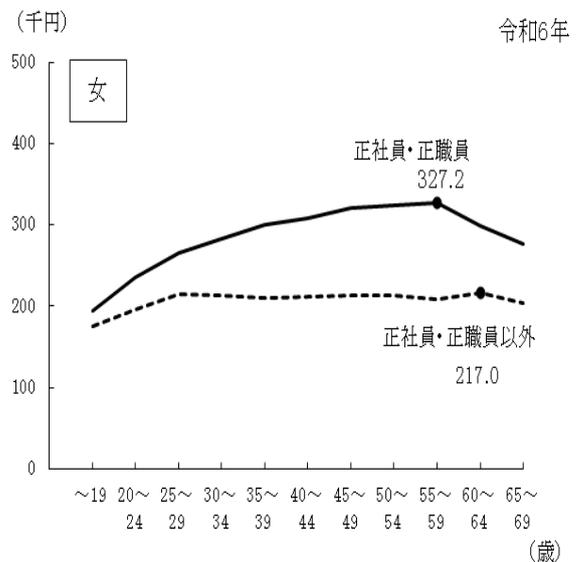
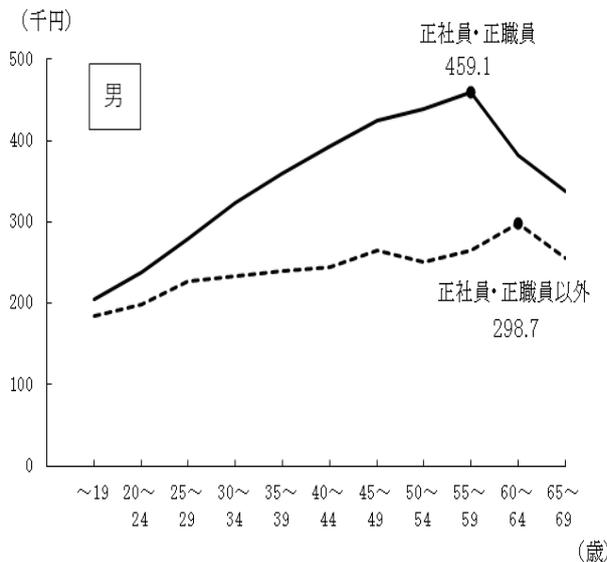
第6-3表 雇用形態、性、産業別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差

令和6年

産業	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	雇用形態間 賃金格差 ¹⁾ 【正社員・正職員=100】
鉱業、採石業、砂利採取業	372.0	0.6	377.5	12.2	101.5 (91.0)	378.7	-0.2	399.2	14.2	105.4 (92.2)	324.4	3.0	254.1	9.7	78.3 (73.5)
建設業	356.5	0.8	296.2	0.2	83.1 (83.6)	368.7	0.1	316.1	2.3	85.7 (83.9)	281.2	3.7	223.7	1.5	79.6 (81.2)
製造業	334.9	3.1	221.0	7.5	66.0 (63.3)	354.8	2.8	247.6	4.2	69.8 (68.9)	262.8	4.5	191.4	6.5	72.8 (71.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	449.0	6.6	269.2	2.4	60.0 (62.4)	460.6	6.9	290.5	4.9	63.1 (64.3)	369.0	2.9	214.1	-3.6	58.0 (61.9)
情報通信業	401.5	3.4	288.6	-4.3	71.9 (77.7)	421.5	2.2	309.8	-8.3	73.5 (81.9)	345.4	6.0	249.2	-0.4	72.1 (76.7)
運輸業、郵便業	315.0	3.4	229.0	3.6	72.7 (72.6)	320.6	3.0	238.9	3.5	74.5 (74.1)	284.5	10.1	207.3	4.4	72.9 (76.8)
卸売業、小売業	370.3	8.0	217.8	3.2	58.8 (61.5)	402.5	9.0	252.1	3.2	62.6 (66.2)	296.7	5.4	195.1	2.1	65.8 (67.9)
金融業、保険業	418.7	3.9 *	301.6	18.1	72.0 (63.3)	521.5	2.6 *	403.5	29.4	77.4 (61.4)	331.1	5.8	230.1	4.5	69.5 (70.3)
不動産業、物品賃貸業	391.9	9.1	255.9	12.6	65.3 (63.3)	435.3	10.3	278.5	14.0	64.0 (61.9)	308.3	5.9	230.7	11.4	74.8 (71.1)
学術研究、専門・技術サービス業	412.8	2.2	305.2	-5.8	73.9 (80.2)	443.7	2.1	345.1	-8.1	77.8 (86.4)	333.7	3.2	244.9	0.6	73.4 (75.3)
宿泊業、飲食サービス業	295.4	4.0	204.2	3.4	69.1 (69.5)	319.5	4.3	221.3	3.4	69.3 (69.9)	258.8	5.5	195.0	3.3	75.3 (76.9)
生活関連サービス業、娯楽業	311.8	1.6	211.2	5.2	67.7 (65.4)	341.1	0.9	223.0	4.9	65.4 (62.9)	271.2	4.3	203.5	5.3	75.0 (74.3)
教育、学習支援業	392.8	-0.1	258.2	-7.0	65.7 (70.6)	445.5	-0.8	311.0	-8.2	69.8 (75.5)	340.5	2.4	229.0	-1.1	67.3 (69.6)
医療、福祉	316.2	2.8	232.1	2.7	73.4 (73.5)	379.0	3.5	264.5	1.1	69.8 (71.5)	290.7	3.3	222.9	3.4	76.7 (76.6)
複合サービス事業	341.1	2.4	223.6	-0.4	65.6 (67.4)	364.2	2.1	243.1	0.3	66.7 (68.0)	285.8	2.8	197.1	-0.4	69.0 (71.2)
サービス業 (他に分類されないもの)	316.0	0.4	234.1	-1.4	74.1 (75.5)	332.4	0.3	244.8	-1.6	73.6 (75.1)	274.3	2.2	223.5	-1.3	81.5 (84.4)

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。

第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金



(7) 勤続年数階級別にみた賃金

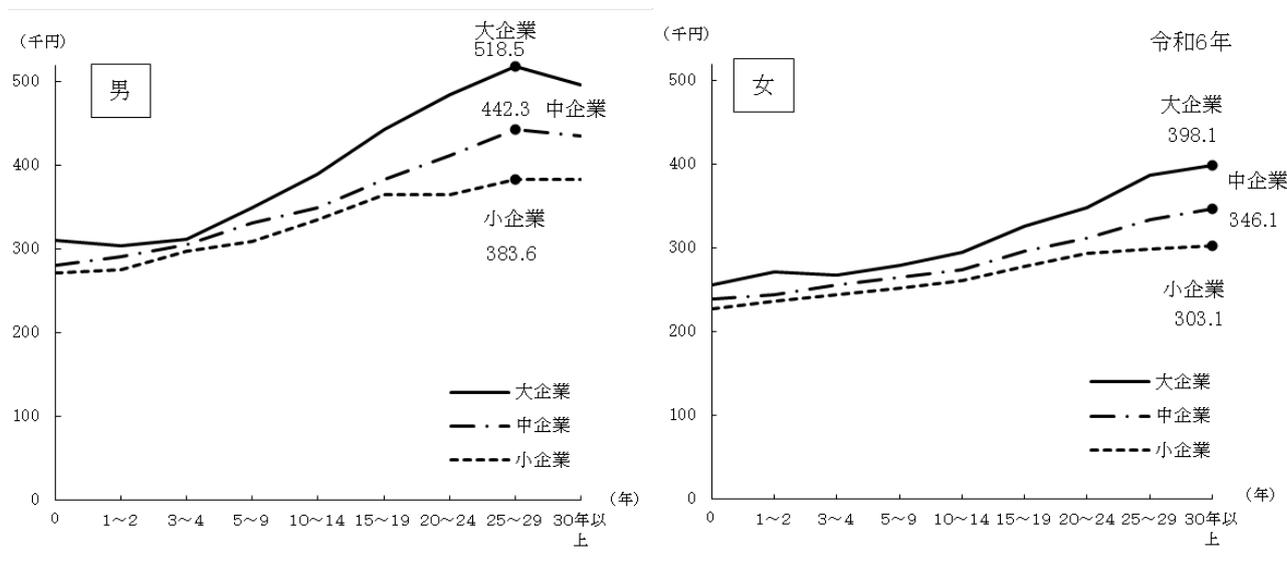
勤続年数階級別に賃金をみると、賃金が最も高い勤続年数階級は、男女計では、30年以上433.9千円、男性では、25～29年457.7千円、女性では、30年以上359.6千円となっている（第7表、第7図）。

第7表 勤続年数階級、性、企業規模別賃金及び対前年増減率

令和6年

性、企業規模	0年		1～2年		3～4年		5～9年		10～14年		15～19年		20～24年		25～29年		30年以上		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)																	
男女計	企業規模計	266.5	5.2	271.8	3.0	283.1	4.0	303.7	4.7	327.2	3.3	367.9	4.8	393.0	3.2	428.7	3.5	433.9	2.5
	大企業	284.7	9.6	287.9	4.9	292.0	6.1	320.3	6.6	353.5	5.0	407.2	6.7	445.8	3.5	487.5	3.8	477.4	2.1
	中企業	259.9	1.8	268.8	3.0	282.4	3.6	303.7	6.2	320.4	3.0	353.3	3.4	380.8	4.2	414.6	4.4	416.2	3.3
	小企業	253.2	4.1	258.9	0.9	274.7	2.2	286.9	0.7	309.8	2.1	335.7	3.8	342.3	1.1	360.2	0.8	366.0	2.5
男	企業規模計	287.9	5.1	289.4	1.4	304.5	3.2	329.6	4.9	357.2	3.4	400.4	5.0	425.5	2.4	457.7	3.5	452.6	2.4
	大企業	310.7	9.3	303.6	1.0	312.1	4.4	349.1	7.0	389.9	4.6	442.7	5.8	484.0	2.0	518.5	4.5	496.4	2.0
	中企業	280.2	1.7	290.3	3.6	304.5	3.5	331.1	7.4	349.6	3.8	383.2	3.7	412.0	3.3	442.3	3.3	434.5	3.5
	小企業	272.0	4.1	275.2	-0.5	297.1	1.9	309.0	-0.1	335.6	2.4	365.0	4.8	365.5	0.6	383.6	0.9	382.9	2.7
女	企業規模計	241.6	5.1	251.0	5.3	256.0	5.4	265.5	4.3	276.8	3.3	301.3	5.0	317.9	6.6	343.3	4.1	359.6	4.1
	大企業	255.8	8.7	270.9	10.4	267.7	8.7	278.6	6.0	294.7	6.8	326.1	8.6	347.8	9.1	387.3	2.0	398.1	5.2
	中企業	238.6	2.7	244.7	2.3	255.6	4.2	265.2	4.2	274.0	1.9	296.5	3.8	311.5	5.4	334.2	6.3	346.1	3.3
	小企業	226.7	3.6	236.3	3.2	243.7	3.4	251.8	2.3	261.3	1.3	277.8	2.2	292.9	5.6	298.4	4.0	303.1	0.6

第7図 勤続年数階級、性、企業規模別賃金



(8) 役職別にみた賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 627.2 千円、課長級 512.0 千円、係長級 385.9 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 636.4 千円、課長級 522.4 千円、係長級 396.3 千円、女性では、部長級 549.9 千円、課長級 458.1 千円、係長級 354.0 千円となっている。（第 8 表）

第 8 表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差

令和 6 年

役職	男女計					男					女				
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	役職・非役職 間賃金格差 ¹⁾ (非役職者=100)	年齢 (歳)	勤続 年数 (年)
部長級	627.2	5.2	207.1 (204.7)	53.0	22.2	636.4	5.3	195.5 (193.7)	53.0	22.6	549.9	5.5	203.4 (200.2)	52.7	19.4
課長級	512.0	4.3	169.1 (168.6)	49.3	20.7	522.4	4.3	160.4 (160.5)	49.3	21.0	458.1	6.3	169.5 (165.5)	49.3	19.2
係長級	385.9	4.1	127.4 (127.4)	45.6	17.8	396.3	3.7	121.7 (122.6)	45.4	18.1	354.0	5.4	131.0 (129.0)	46.0	16.9
非役職者	302.8	4.0	100.0 (100.0)	41.5	10.5	325.6	4.4	100.0 (100.0)	41.8	11.4	270.3	3.8	100.0 (100.0)	41.0	9.3

注： 1) () 内は、令和 5 年の数値である。

(9) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は 242.7 千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）292.0 千円、特定技能 211.2 千円、身分に基づくもの 300.3 千円、技能実習 182.7 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）226.5 千円となっている（第 9 表）。

第 9 表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和 6 年

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	242.7	4.3	32.8	3.3
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	292.0	-1.6	32.4	3.3
特定技能	211.2	6.7	28.8	2.2
身分に基づくもの	300.3	13.4	45.3	6.5
技能実習	182.7	0.6	27.0	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	226.5	-2.1	30.0	1.7

注： 1) 在留資格区分については、5 頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。「留学（資格外活動）」を含めた 6 区分となる。

(10) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 197.5 千円、専門学校 222.8 千円、高専・短大 223.9 千円、大学 248.3 千円、大学院 287.4 千円となっている（第 10 表）。

第 10 表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率

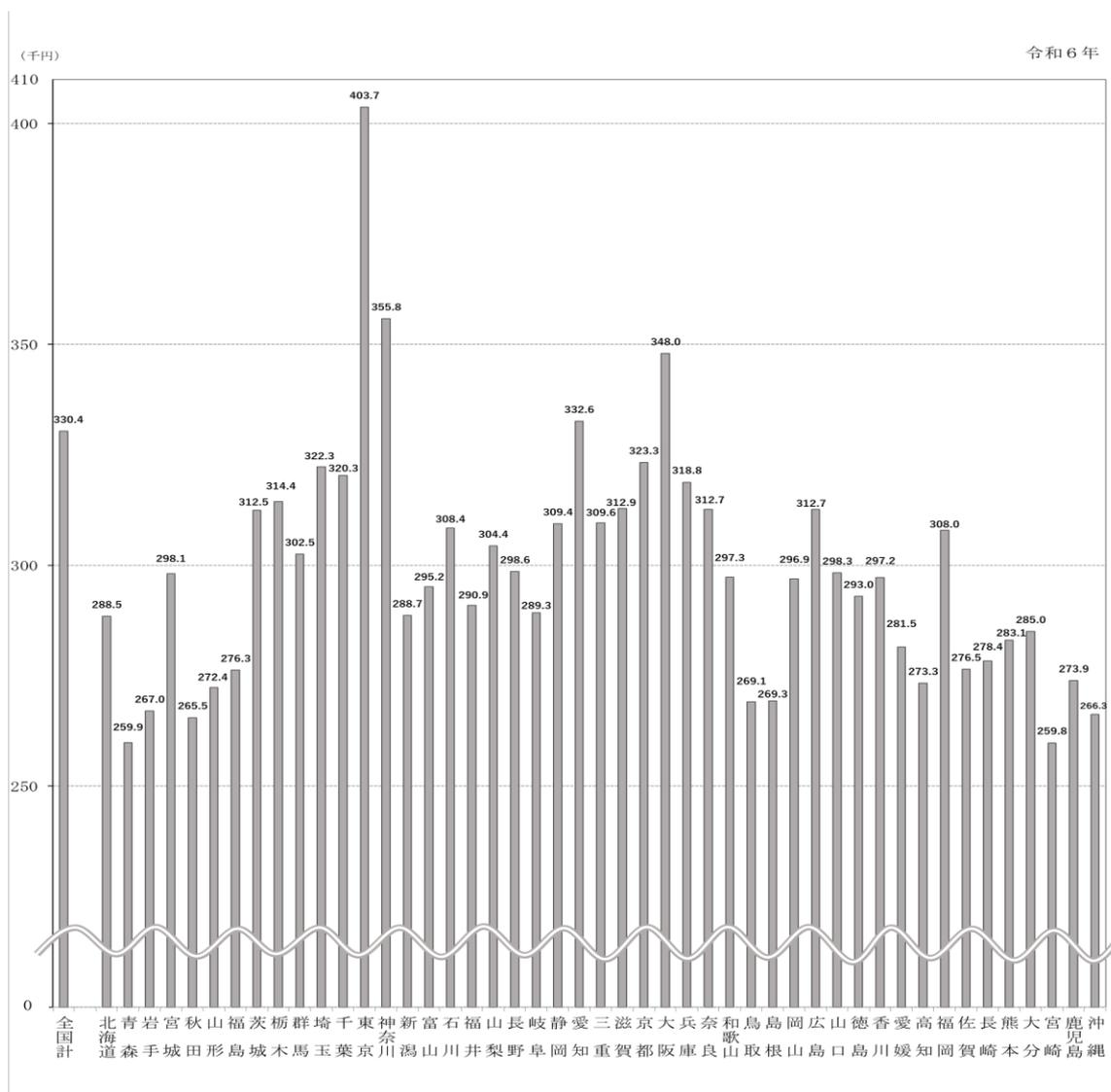
令和 6 年

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)								
男女計	197.5	5.7	222.8	3.9	223.9	4.3	248.3	4.6	287.4	4.1
男	200.5	6.1	219.3	4.0	231.0	3.7	251.3	4.6	290.2	2.5
女	191.7	4.6	224.8	3.6	221.1	4.4	244.9	4.5	278.1	6.6

(11) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（330.4 千円）よりも賃金が高かったのは 4 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）となっており、最も高かったのは、東京都（403.7 千円）となっている（第 8 図）。

第 8 図 都道府県別賃金（男女計）



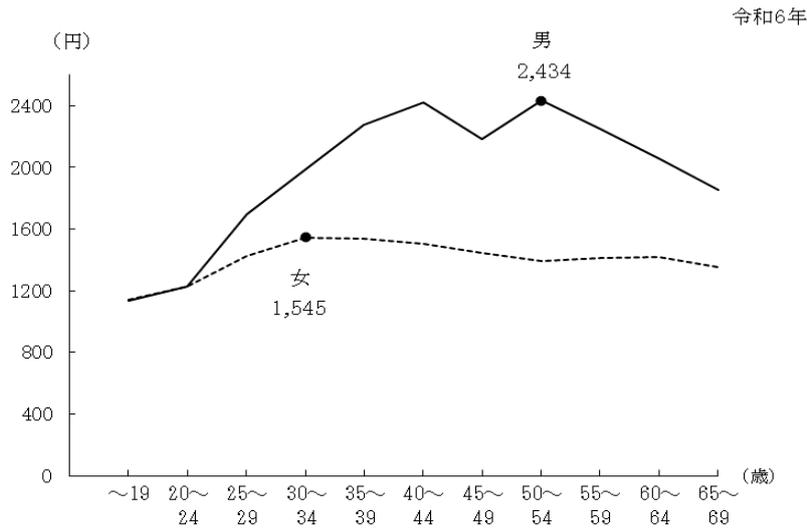
2 短時間労働者の賃金

(1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計1,476円、男性1,699円、女性1,387円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、1時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男性では、50～54歳で2,434円、女性では、30～34歳で1,545円となっている。（第9図、第11表）

第9図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金



第11表 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差

年齢階級	男女計			男			女		
	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)	1時間 当たり 賃金 (円)	対前年 増減率 (%)	年齢階級間 賃金格差 (20～24歳 =100)
年齢計 ¹⁾	1,476	4.5	120.2	1,699	2.5	138.7	1,387	5.7	112.8
～19歳	1,137	3.1	92.6	1,134	1.2	92.6	1,139	4.5	92.6
20～24	1,228	2.2	100.0	1,225	0.1	100.0	1,230	4.7	100.0
25～29	1,523	6.7	124.0	1,693	10.1	138.2	1,425	4.9	115.9
30～34	1,653	1.5	134.6	1,985	-3.3	162.0	1,545	3.8	125.6
35～39	1,674	8.6	136.3	2,275	2.5	185.7	1,539	10.3	125.1
40～44	1,644	5.3	133.9	2,422	-3.4	197.7	1,503	7.1	122.2
45～49	1,551	5.2	126.3	2,182	-6.5	178.1	1,444	8.1	117.4
50～54	1,540	6.1	125.4	2,434	13.6	198.7	1,390	3.3	113.0
55～59	1,536	4.7	125.1	2,253	-1.4	183.9	1,413	6.3	114.9
60～64	1,566	2.5	127.5	2,059	-9.2	168.1	1,422	7.4	115.6
65～69	1,536	4.9	125.1	1,856	5.2	151.5	1,353	5.0	110.0
年齢(歳)	45.9			43.1			47.0		
勤続年数(年)	6.5			5.4			6.9		
実労働日数(日)	14.1			13.0			14.5		
1日当たり所定内 実労働時間数(時間)	5.2			5.2			5.2		

注： 1) 年齢計には70歳以上の労働者を含む。

(2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業1,413円、中企業1,638円、小企業1,424円となっている。男女別にみると、男性では、大企業1,527円、中企業2,089円、小企業1,605円、女性では、大企業1,365円、中企業1,458円、小企業1,358円となっている。(第12表)

第12表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

令和6年

企業規模	男女計			男			女		
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差 ¹⁾ (大企業=100)
大企業	1,413	4.1	100.0 (100.0)	1,527	0.7	100.0 (100.0)	1,365	6.1	100.0 (100.0)
中企業	1,638	7.3	115.9 (112.4)	2,089	8.8	136.8 (126.6)	1,458	5.6	106.8 (107.3)
小企業	1,424	2.0	100.8 (102.8)	1,605	-4.3	105.1 (110.6)	1,358	5.2	99.5 (100.3)

注： 1) () 内は、令和5年の数値である。

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計で1時間当たり賃金が最も高い産業は、「教育、学習支援業」(2,627円)となっている。男女別にみると、男性では、「医療、福祉」(3,833円)、女性では、「教育、学習支援業」(2,219円)となっている。(第13表)

第13表 短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率

令和6年

産業	男女計		男		女	
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1,556	19.8	1,562	14.4	1,550	26.7
建設業	1,535	-2.7	1,719	-2.8	1,433	0.2
製造業	1,238	5.7	1,411	7.1	1,188	4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1,683	6.6	1,803	0.0	1,597	14.1
情報通信業	1,784	9.2	1,751	1.1	1,795	12.3
運輸業、郵便業	1,291	0.2	1,406	-1.3	1,207	1.6
卸売業、小売業	1,217	1.1	1,237	-2.4	1,210	2.9
金融業、保険業	1,864	13.7	* 2,715	30.1	1,759	9.7
不動産業、物品賃貸業	1,342	7.2	1,323	7.4	1,355	7.2
学術研究、専門・技術サービス業	1,698	-0.8	2,137	1.9	1,536	-0.6
宿泊業、飲食サービス業	1,190	4.8	1,188	4.1	1,191	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	1,246	-0.6	1,232	-3.8	1,254	1.0
教育、学習支援業	2,627	1.7	3,243	1.6	2,219	1.4
医療、福祉	2,086	3.4	3,833	-3.7	1,742	8.3
複合サービス事業	1,359	4.8	1,438	4.7	1,320	4.8
サービス業(他に分類されないもの)	1,364	7.5	1,431	9.6	1,330	6.2

統計表

付表1 一般労働者の性別賃金、対前年増減率、男女間賃金格差及び対前年差の推移（昭和51年～令和6年）

年 ¹⁾²⁾	男女計		男		女		男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 ³⁾ (ポイント)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ³⁾ (%)		
昭和 51 (1976) 年	131.8	...	151.5	...	89.1	...	58.8	...
52 (1977)	144.5	9.6	166.0	9.6	97.9	9.9	59.0	0.2
53 (1978)	153.9	6.5	176.7	6.4	104.2	6.4	59.0	0.0
54 (1979)	162.4	5.5	186.3	5.4	109.9	5.5	59.0	0.0
55 (1980)	173.1	6.6	198.6	6.6	116.9	6.4	58.9	-0.1
56 (1981)	184.1	6.4	211.4	6.4	124.6	6.6	58.9	0.0
57 (1982)	193.3	5.0	222.0	5.0	130.1	4.4	58.6	-0.3
58 (1983)	199.4	3.2	229.3	3.3	134.7	3.5	58.7	0.1
59 (1984)	206.5	3.6	237.5	3.6	139.2	3.3	58.6	-0.1
60 (1985)	213.8	3.5	244.6	3.0	145.8	4.7	59.6	1.0
61 (1986)	220.6	3.2	252.4	3.2	150.7	3.4	59.7	0.1
62 (1987)	226.2	2.5	257.7	2.1	155.9	3.5	60.5	0.8
63 (1988)	231.9	2.5	264.4	2.6	160.0	2.6	60.5	0.0
平成 元 (1989) 年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.2	-0.3
2 (1990)	254.7	5.3	290.5	5.2	175.0	5.2	60.2	0.0
3 (1991)	266.3	4.6	303.8	4.6	184.4	5.4	60.7	0.5
4 (1992)	275.2	3.3	313.5	3.2	192.8	4.6	61.5	0.8
5 (1993)	281.1	2.1	319.9	2.0	197.0	2.2	61.6	0.1
6 (1994)	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3.0	62.0	0.4
7 (1995)	291.3	1.0	330.0	0.8	206.2	1.6	62.5	0.5
8 (1996)	295.6	1.5	334.0	1.2	209.6	1.6	62.8	0.3
9 (1997)	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5	63.1	0.3
10 (1998)	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0	63.9	0.8
11 (1999)	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.6	0.7
12 (2000)	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4	65.5	0.9
13 (2001)	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14 (2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15 (2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16 (2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17 (2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18 (2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19 (2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20 (2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21 (2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22 (2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23 (2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24 (2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25 (2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26 (2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27 (2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28 (2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29 (2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30 (2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和 元 (2019) 年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
*令和 元 (2019) 年 ³⁾	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 ³⁾ (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3 (2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4 (2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5 (2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9
6 (2024)	330.4	3.8	363.1	3.5	275.3	4.8	75.8	1.0

注： 1) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に関する集計は、昭和51年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。
 「*令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表2 一般労働者の性、雇用形態別賃金及び雇用形態間賃金格差の推移

年 ¹⁾²⁾	男女計			男			女		
	正社員・正職員	正社員・正職員以外	雇用形態間賃金格差 【正社員・正職員 =100】	正社員・正職員	正社員・正職員以外	雇用形態間賃金格差 【正社員・正職員 =100】	正社員・正職員	正社員・正職員以外	雇用形態間賃金格差 【正社員・正職員 =100】
	賃金 (千円)	賃金 (千円)		賃金 (千円)	賃金 (千円)		賃金 (千円)	賃金 (千円)	
平成 17 (2005) 年	318.5	191.4	60.1	348.1	221.3	63.6	239.2	168.4	70.4
18 (2006)	318.8	191.0	59.9	348.5	222.8	63.9	240.3	165.4	68.8
19 (2007)	318.2	192.9	60.6	347.5	224.3	64.5	243.3	168.8	69.4
20 (2008)	316.5	194.8	61.5	345.3	224.0	64.9	243.9	170.5	69.9
21 (2009)	310.4	194.6	62.7	337.4	222.0	65.8	244.8	172.1	70.3
22 (2010)	311.5	198.1	63.6	338.5	228.8	67.6	244.0	170.9	70.0
23 (2011)	312.8	195.9	62.6	339.6	222.2	65.4	248.8	172.2	69.2
24 (2012)	317.0	196.4	62.0	343.8	218.4	63.5	252.2	174.8	69.3
25 (2013)	314.7	195.3	62.1	340.4	216.9	63.7	251.8	173.9	69.1
26 (2014)	317.7	200.3	63.0	343.2	222.2	64.7	256.6	179.2	69.8
27 (2015)	321.1	205.1	63.9	348.3	229.1	65.8	259.3	181.0	69.8
28 (2016)	321.7	211.8	65.8	349.0	235.4	67.4	262.0	188.6	72.0
29 (2017)	321.6	210.8	65.5	348.4	234.5	67.3	263.6	189.7	72.0
30 (2018)	323.9	209.4	64.6	351.1	232.5	66.2	265.3	187.9	70.8
令和 元 (2019) 年	325.4	211.2	64.9	351.5	234.8	66.8	269.4	189.1	70.2
※令和 元 (2019) 年 ³⁾	324.1	209.6	64.7	349.6	232.4	66.5	268.7	188.7	70.2
2 ³⁾ (2020)	324.2	214.8	66.3	350.7	240.2	68.5	269.2	193.3	71.8
3 (2021)	323.4	216.7	67.0	348.8	241.3	69.2	270.6	195.4	72.2
4 (2022)	328.0	221.3	67.5	353.6	247.5	70.0	276.4	198.9	72.0
5 (2023)	336.3	226.6	67.4	363.6	255.0	70.1	281.8	203.5	72.2
6 (2024)	348.6	233.1	66.9	376.9	259.2	68.8	294.2	210.3	71.5

注： 1) 雇用形態別に関する集計は平成17年以降行っている。
 2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
 3) 令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。
 「※令和元(2019)年³⁾」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。

付表3 一般労働者の賃金階級、性、企業規模別労働者割合

賃 金 階 級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 99.9 (千円)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
100.0 ～ 119.9	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.6
120.0 ～ 139.9	0.5	0.5	0.4	0.7	0.3	0.2	0.2	0.4	0.9	0.8	0.8	1.3
140.0 ～ 159.9	1.5	1.3	1.4	1.9	0.8	0.6	0.8	1.1	2.6	2.5	2.3	3.3
160.0 ～ 179.9	4.1	3.0	4.1	5.3	2.4	1.4	2.6	3.3	7.0	5.8	6.7	8.7
180.0 ～ 199.9	6.4	5.0	6.9	7.5	4.4	3.1	5.0	5.3	9.7	8.2	9.8	11.4
200.0 ～ 219.9	8.0	6.5	8.6	9.1	6.0	4.7	6.4	6.9	11.5	9.6	12.1	12.9
220.0 ～ 239.9	8.8	7.1	9.6	9.7	7.1	5.6	7.8	8.1	11.6	9.8	12.4	12.5
240.0 ～ 259.9	9.1	7.7	9.7	10.1	8.0	6.5	8.4	9.2	11.1	9.9	11.7	11.7
260.0 ～ 279.9	8.5	7.8	8.7	8.9	7.9	7.0	8.1	8.8	9.4	9.2	9.7	9.2
280.0 ～ 299.9	7.4	7.0	7.6	7.7	7.2	6.4	7.4	8.1	7.7	8.1	7.9	7.0
300.0 ～ 319.9	6.5	5.9	6.5	7.1	6.7	5.7	6.7	8.1	6.0	6.1	6.2	5.5
320.0 ～ 339.9	5.4	5.4	5.4	5.5	5.9	5.6	5.9	6.4	4.5	5.1	4.6	3.8
340.0 ～ 359.9	4.6	4.7	4.4	4.7	5.3	5.2	5.1	5.8	3.4	4.0	3.3	2.7
360.0 ～ 379.9	3.9	4.3	3.9	3.6	4.7	4.7	4.7	4.6	2.7	3.5	2.5	2.0
380.0 ～ 399.9	3.3	3.6	3.2	3.0	4.0	4.1	4.0	3.8	2.1	2.7	1.9	1.6
400.0 ～ 449.9	6.5	7.6	6.0	5.6	8.1	9.0	7.7	7.4	3.7	5.2	3.3	2.4
450.0 ～ 499.9	4.4	5.7	4.0	3.2	5.8	7.3	5.4	4.4	2.0	2.9	1.6	1.3
500.0 ～ 549.9	3.1	4.2	2.8	2.1	4.2	5.5	3.9	3.0	1.3	2.0	1.1	0.7
550.0 ～ 599.9	2.1	3.0	1.8	1.2	2.8	4.0	2.6	1.7	0.7	1.2	0.5	0.4
600.0 ～ 699.9	2.5	4.0	2.1	1.2	3.5	5.5	3.1	1.6	0.8	1.3	0.6	0.4
700.0 ～ 799.9	1.4	2.5	1.0	0.5	1.9	3.5	1.4	0.7	0.4	0.7	0.3	0.2
800.0 ～ 899.9	0.7	1.3	0.5	0.3	1.0	1.8	0.8	0.5	0.2	0.4	0.1	0.1
900.0 ～ 999.9	0.4	0.6	0.3	0.1	0.5	0.9	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0
1000.0 ～ 1199.9	0.4	0.5	0.4	0.2	0.5	0.7	0.6	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
1200.0 ～	0.4	0.5	0.5	0.2	0.6	0.7	0.8	0.3	0.1	0.2	0.1	0.1
平 均 値 (千円)	330.4	364.5	323.1	299.3	363.1	403.4	355.6	324.5	275.3	296.6	271.3	255.5
第1・十分位数 ¹⁾ (千円)	191.8	200.1	191.9	184.7	206.4	218.9	204.0	199.0	177.7	181.3	180.1	172.1
第1・四分位数 ¹⁾ (千円)	229.7	243.7	227.3	220.3	249.9	267.9	244.7	239.4	207.5	215.1	208.9	199.4
中 位 数 ¹⁾ (千円)	287.2	313.0	281.1	271.5	316.7	350.8	309.0	296.6	251.3	266.3	249.7	238.7
第3・四分位数 ¹⁾ (千円)	379.9	430.5	367.9	344.4	422.4	482.0	410.4	374.1	309.3	337.9	304.3	288.3
第9・十分位数 ¹⁾ (千円)	512.3	589.2	492.2	440.5	564.5	649.8	543.9	474.3	394.1	438.8	378.9	353.5
十分位分散係数 ²⁾	0.56	0.62	0.53	0.47	0.57	0.61	0.55	0.46	0.43	0.48	0.40	0.38
四分位分散係数 ²⁾	0.26	0.30	0.25	0.23	0.27	0.31	0.27	0.23	0.20	0.23	0.19	0.19

注： 1) 百分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。
 図示すれば下図のとおりである。

- 第1・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
- 第1・四分位数 …… 低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 中 位 数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
- 第3・四分位数 …… 高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 第9・十分位数 …… 高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金



2) 分散係数とは、分布の広がり（ばらつき）を示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がり（ばらつき）の程度が小さいことを示す。

○ 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$ ○ 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

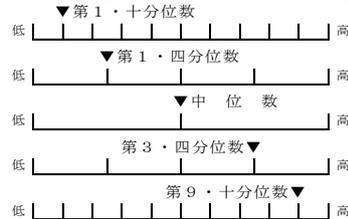
付表4 短時間労働者の1時間当たり賃金階級、性、企業規模別労働者割合

令和6年

1時間当たり賃金階級	男女計				男				女			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～ 599 (円)	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
600～ 649	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
650～ 699	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
700～ 719	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
720～ 739	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
740～ 759	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
760～ 779	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
780～ 799	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
800～ 819	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
820～ 839	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
840～ 859	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
860～ 879	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2
880～ 899	0.5	0.2	0.5	0.9	0.5	0.3	0.4	0.9	0.5	0.2	0.5	0.9
900～ 949	3.6	1.9	3.6	5.9	3.4	2.0	3.4	5.8	3.6	1.8	3.7	5.9
950～ 999	6.9	5.2	6.6	9.5	6.5	4.9	5.9	9.4	7.0	5.3	6.8	9.6
1,000～ 1,049	10.8	9.9	10.5	12.2	10.0	9.9	9.6	10.7	11.1	10.0	10.9	12.8
1,050～ 1,099	11.0	11.3	10.6	11.1	10.3	11.3	9.9	9.1	11.3	11.3	10.9	11.8
1,100～ 1,149	11.4	12.6	10.9	10.3	11.4	12.9	10.2	10.0	11.5	12.4	11.2	10.4
1,150～ 1,199	8.5	9.9	8.3	6.6	8.4	9.7	8.4	6.4	8.5	10.0	8.3	6.7
1,200～ 1,299	13.9	15.9	13.5	11.4	14.0	15.7	14.0	11.5	13.8	16.0	13.3	11.4
1,300～ 1,399	8.2	9.2	7.9	7.2	8.1	9.0	7.9	7.1	8.3	9.2	7.9	7.3
1,400～ 1,499	5.3	5.9	5.0	4.8	5.3	6.3	4.4	4.7	5.3	5.7	5.2	4.9
1,500～ 1,599	3.8	4.0	3.7	3.6	3.6	3.4	3.6	4.0	3.9	4.2	3.8	3.5
1,600～ 1,799	4.5	4.3	5.1	4.3	4.1	3.9	4.0	4.6	4.7	4.4	5.6	4.2
1,800～ 1,999	2.7	2.4	3.0	2.8	2.1	1.6	2.4	2.8	2.9	2.7	3.2	2.8
2,000～ 2,199	1.8	1.4	1.8	2.3	1.6	1.1	1.5	2.3	1.8	1.5	1.9	2.3
2,200～ 2,399	1.0	0.9	1.2	1.2	1.0	0.6	1.1	1.6	1.1	1.0	1.2	1.0
2,400～ 2,599	0.8	0.6	0.9	0.9	0.9	0.6	1.0	1.2	0.7	0.6	0.8	0.8
2,600～ 2,799	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.3	0.6	0.6	0.4	0.5	0.5	0.3
2,800～ 2,999	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.4
3,000～	3.5	3.0	5.0	2.9	6.4	5.1	10.1	5.2	2.3	2.2	2.9	2.1
平均値 (円)	1,476	1,413	1,638	1,424	1,699	1,527	2,089	1,605	1,387	1,365	1,458	1,358
第1・十分位数 ¹⁾ (円)	986	1,010	988	961	988	1,009	993	960	986	1,010	987	961
第1・四分位数 ¹⁾ (円)	1,061	1,081	1,064	1,031	1,066	1,081	1,073	1,035	1,059	1,081	1,061	1,030
中位数 ¹⁾ (円)	1,179	1,191	1,189	1,145	1,190	1,190	1,207	1,171	1,174	1,192	1,182	1,138
第3・四分位数 ¹⁾ (円)	1,391	1,380	1,434	1,382	1,421	1,382	1,493	1,457	1,382	1,379	1,414	1,362
第9・十分位数 ¹⁾ (円)	1,848	1,756	1,991	1,867	2,114	1,787	3,029	2,134	1,787	1,745	1,871	1,785
十分位分散係数 ²⁾	0.37	0.31	0.42	0.40	0.47	0.33	0.84	0.50	0.34	0.31	0.37	0.36
四分位分散係数 ²⁾	0.14	0.13	0.16	0.15	0.15	0.13	0.17	0.18	0.14	0.13	0.15	0.15

注：1) 分位数とは、分布の形を示す値である。具体的には、該当労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べたとき、以下の説明内容に該当する者の賃金である。図示すれば下図のとおりである。

- 第1・十分位数 …… 低い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金
- 第1・四分位数 …… 低い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 中位数 …… 低い方（あるいは高い方）から数えて全体の2分の1番目に該当する者の賃金
- 第3・四分位数 …… 高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の賃金
- 第9・十分位数 …… 高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の賃金



2) 分散係数は、分布の広がり示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{○ 十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}} \quad \text{○ 四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

賃金構造統計基本調査における給与額・賞与額(広島県)

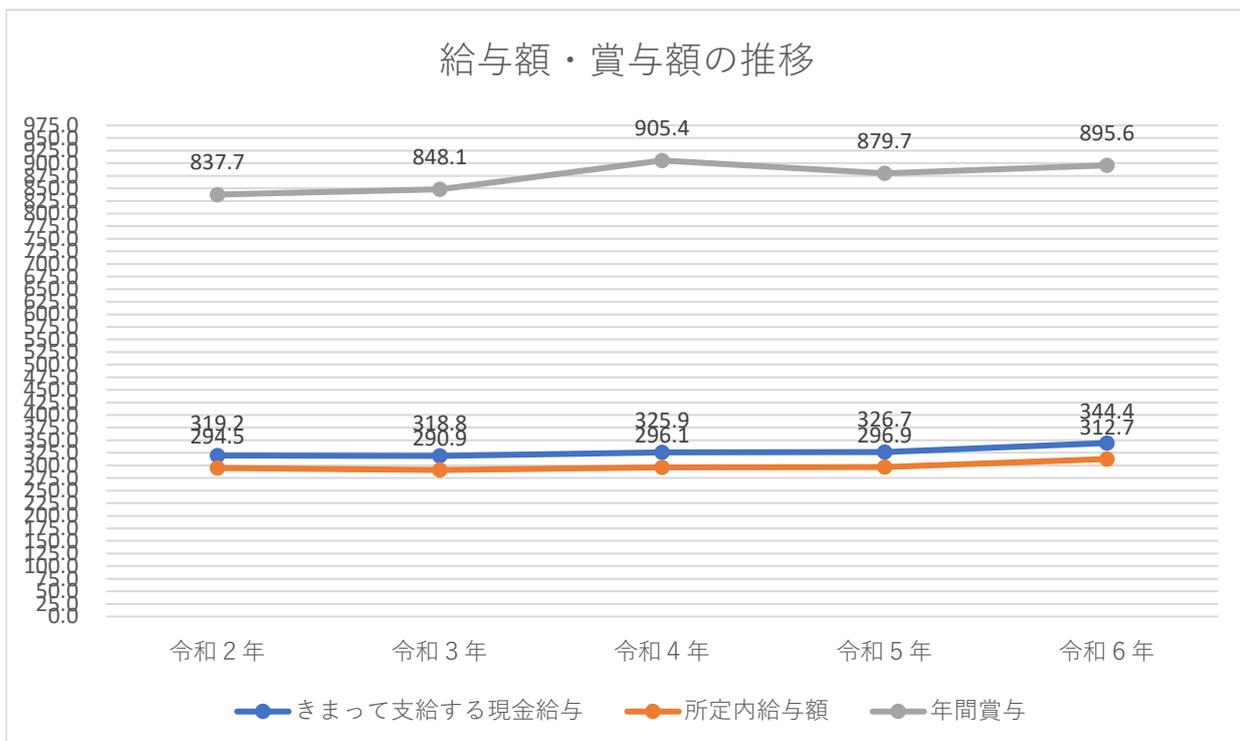
企業規模 (10人以上)

(単位：千円、%)

業種	産業計	きまって支給する現金給与額	前年比	所定内給与額	前年比	年間賞与	前年比
調査年	令和2年	319.2		294.5		837.7	
	令和3年	318.8	99.9	290.9	98.8	848.1	101.2
	令和4年	325.9	102.2	296.1	101.8	905.4	106.8
	令和5年	326.7	100.2	296.9	100.3	879.7	97.2
	令和6年	344.4	105.4	312.7	105.3	895.6	101.8

業種	製造業	きまって支給する定期給与額	前年比	所定内給与額	前年比	年間賞与	前年比
調査年	令和2年	310.5		285.6		843.1	
	令和3年	320.0	103.1	281.7	98.6	822.3	97.5
	令和4年	333.4	104.2	293.1	104.0	1030.6	125.3
	令和5年	340.4	102.1	298.4	101.8	1061.4	103.0
	令和6年	347.4	102.1	304.5	102.0	1057.3	99.6

業種	小売業	きまって支給する定期給与額	前年比	所定内給与額	前年比	年間賞与	前年比
調査年	令和2年	278.9		266.7		523.9	
	令和3年	257.8	92.4	245.5	92.1	498.8	95.2
	令和4年	278.4	108.0	265.2	108.0	500.0	100.2
	令和5年	297.9	107.0	277.1	104.5	600.8	120.2
	令和6年	299.0	100.4	282.4	101.9	655.6	109.1



※きまって支給する現金給与額：基本給のほか超過労働給与額等を含めたもの。
資料出所：賃金構造基本統計調査

広島県経済の動向

令和7年4月15日
商 工 労 働 局

目 次

1	経済動向の概要	1
	（1）国内経済の動向	
	（2）広島県経済の動向	
2	県内主要製造業の生産動向	3
	（1）鉄鋼	
	（2）自動車	
	（3）造船	
	（4）一般機械	
	（5）電気機械	
3	中小企業の動向	5
	（1）概況	
	（2）景況感・景況感の変化	
	（3）前月から変化のあった主な業種	
4	企業倒産状況	7
	（1）概況	
	（2）業種別	
	（3）原因別	
	（4）今後の見通し	
5	最近の雇用失業情勢	8
	（1）県内の有効求人・求職の動向	
	（2）県内の新規求人・求職の動向	
	（3）県内の人員整理の状況	
	（4）完全失業率の状況（全国・県内）	

（注）「広島県経済の動向」は、国、その他機関等から発表される各種指標を編集、加工し、とりまとめたものです。

1 経済動向の概要

(1) 国内経済の動向

ア 概要

指 標	令和7年		
	1月	2月	3月
基調判断	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している		
輸 出	おおむね横ばいとなっている	このところ持ち直しの動きがみられる	
生 産	横ばいとなっている		
設備投資	持ち直しの動きがみられる		
雇用情勢	改善の動きがみられる		
個人消費	一部に足踏みが残るものの、持ち直しの動きがみられる		
住宅建設	おおむね横ばいとなっている		
消費者物価	上昇している		
企業収益	総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている		改善している

イ 先行き

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

【内閣府「月例経済報告」（令和7年3月19日公表）】

(2) 広島県経済の動向

ア 概要

指 標	令和7年		
	1月	2月	3月
基調判断	緩やかな回復基調にある		
輸 出	弱めの動きとなっている		
生 産	横ばい圏内の動きとなっている		
設備投資	増加している		
雇用・所得	緩やかに改善している		
個人消費	緩やかな回復基調にある		
住宅投資	弱めの動きとなっている		
消費者物価 (除く生鮮食品、広島市)	前年を上回っている		

イ 県内の経済の先行き

先行きの景気は、緩やかな回復が続くことが期待されるが、海外経済の動向や物価動向などが県内の経済金融情勢および回復のペースに与える影響を注視していく必要がある。

【日本銀行広島支店「広島県の金融経済月報」(令和7年4月1日公表)】

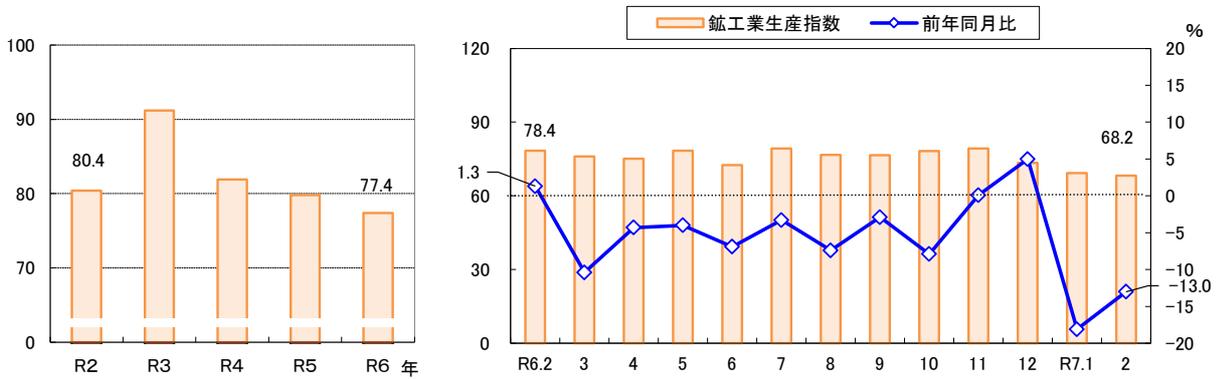
2 県内主要製造業の生産動向

(1) 鉄鋼 (令和7年2月)

2月の鉱工業生産指数(鉄鋼業、原指数、速報値、平成27年=100)は68.2で、前年同月比で13.0%減少となっている。

鉱工業生産指数(鉄鋼業)(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】

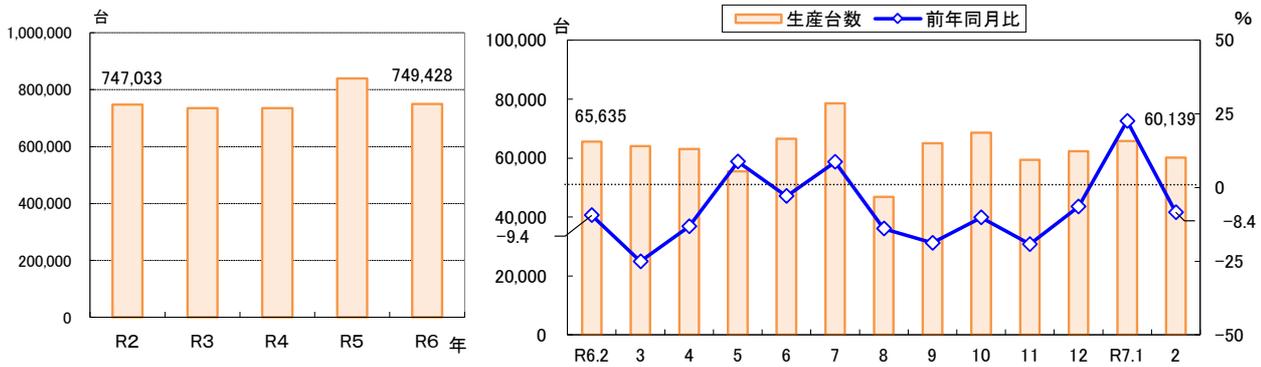


(2) 自動車 (令和7年2月)

2月の国内生産台数は60,139台で、前年同月比で8.4%減少となっている。

自動車生産台数(年別、月別・前年同月比)

【マツダ(株)】

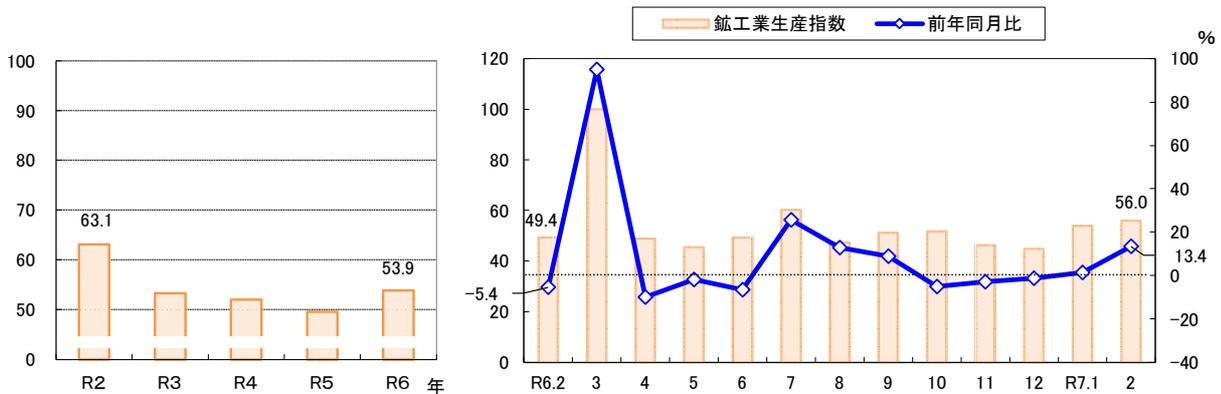


(3) 造船 (令和7年2月)

2月の鉱工業生産指数(造船部門、原指数、速報値、平成27年=100)は56.0で、前年同月比で13.4%増加となっている。

鉱工業生産指数(造船部門)(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】



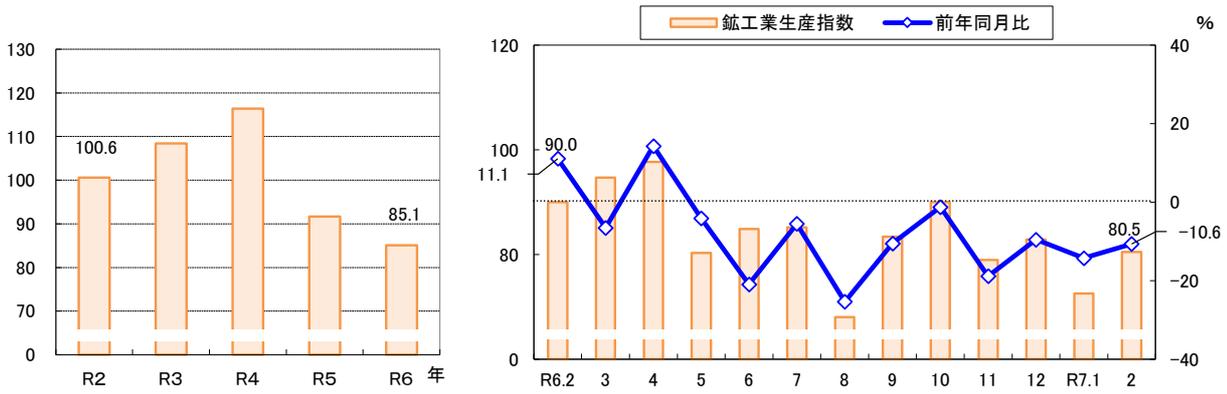
※造船部門に含まれる鋼船修理は、工事終了時での報告に依拠しており、令和6年3月において、生産指数の大幅上昇に寄与していた。

(4) 一般機械 (令和7年2月)

2月の鉱工業生産指数(一般機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年=100)は80.5で、前年同月比で10.6%減少となっている。

鉱工業生産指数(一般機械(総合))(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】

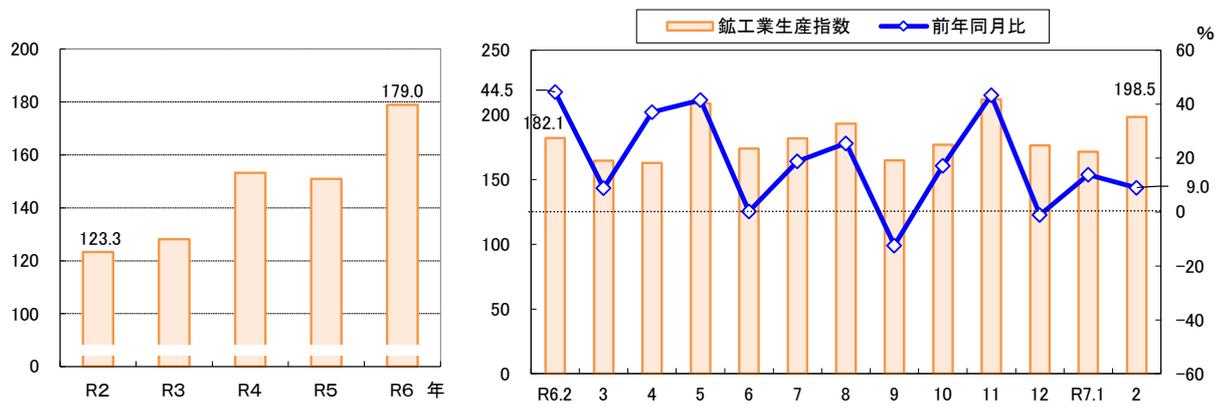


(5) 電気機械 (令和7年2月)

2月の鉱工業生産指数(電気機械工業(総合)、原指数、速報値、平成27年=100)は198.5で、前年同月比で9.0%増加となっている。

鉱工業生産指数(電気機械工業(総合))(年別、月別・前年同月比)

【県統計課】



3 中小企業の動向（令和7年2月）

【広島県中小企業団体中央会（令和7年3月13日時点）】

（1）概況

原材料費等の様々なコスト増加分に対する価格転嫁が進まず収益性が悪化するなど、景況感は厳しい状況が続いている。加えて、深刻な人材不足、経営者不在による廃業の危機、金利上昇の影響等の不安要素も多く、先行きに対する不透明感も強い。

自動車関連業種では、2月の国内自動車販売台数は前年同月比+18.7%と2か月連続増加。マツダ車は+28.8%と3か月連続増加した。

また、木材業界では、2月の全国新設住宅着工戸数は60,583戸で前年同月比+2.4%。県内の2月の着工戸数は1,020戸で、前年同月比▲11.3%となった。

※マツダ車に関する記載はマツダ（株）が発表する「2月の生産・販売状況について」に基づく

※木材業界に関する記載は、国土交通省が公表する「建築着工統計調査報告」及び広島県がホームページに掲載する「新設住宅着工戸数」の2月分のデータに基づく

（2）景況感・景況感の変化

業種	1月の景況感	2月の景況感
食料品	やや悪い	やや悪い
繊維・衣服	普通	普通
木材	悪い	悪い
家具	やや悪い	やや悪い
印刷	普通	普通
化学	やや悪い	やや悪い
プラスチック製品	やや悪い	やや悪い
土石製品	悪い	悪い
鉄鋼(铸件)	普通	普通
金属製品	普通	普通

業種	1月の景況感	2月の景況感
一般機械器具	やや悪い	やや悪い
電気機械器具	やや悪い	やや悪い
自動車部品	やや悪い	やや悪い
造船	普通	普通
建設	やや悪い	やや悪い
トラック輸送	やや悪い	やや悪い
内航海運	やや悪い	普通
卸売	やや悪い	やや悪い
小売	やや悪い	やや悪い
情報サービス	普通	普通

(単位：業種)

景況感	1月	2月	増減数
好況	0	0	0
やや好況	0	0	0
普通	6	7	1
やや悪い	12	11	▲1
悪い	2	2	0

(3) 前月（1月）から変化のあった主な業種

業種	1月の 景況感	2月の 景況感	変化の理由・状況
内航海運	やや悪い	普通	・船員の高齢化が進み船員不足である ・若年船員が育たない 【全国内航タンカー海運組合中国支部】

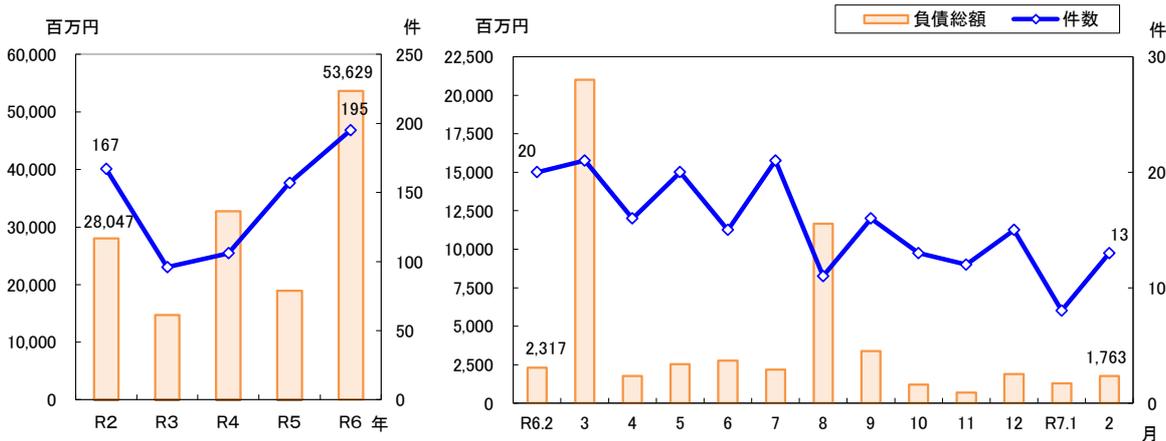
4 企業倒産状況（令和7年2月）

（1）概況

- ・負債総額1,000万円以上の倒産は、件数が13件、総額17億6,300万円であった。
- ・前月比で件数は5件増加し、負債総額は4億6,700万円増加した。
- ・前年同月比では、件数は7件減少し、負債総額は5億5,400万円減少した。
- ・大型倒産（負債総額10億円以上）の発生はなかった。

区 分	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
件 数 (前年同月比)	15件 (25.0%減)	8件 (46.7%減)	13件 (35.0%減)
負債総額 (前年同月比)	1,899百万円 (10.2%減)	1,296百万円 (41.6%減)	1,763百万円 (23.9%減)

【企業倒産件数・負債総額(1,000万円以上)(年別・月別・前年同月比)】



（2）業種別

件数は、建設業が5件、製造業、卸・小売・飲食業が各3件、サービス業、その他が各1件となった。負債総額では、製造業、建設業、その他、サービス業、卸・小売・飲食業の順となった。

（3）原因別

原因別では、販売不振が10件、既往のシワ寄せが2件、他社倒産の余波が1件であった。

（4）今後の見通し

令和7年2月度の倒産件数は13件で、2月度としては令和6年より2年連続で10件を上回った。負債総額は17億6,300万円で、2年連続で10億円を超えた。しかし、前年同月比では倒産件数、負債総額ともに減少が続く結果となった。

業歴別倒産状況では30年以上が7件、20年以上30年未満が1件、10年以上20年未満の発生は無かったが業歴10年以上の倒産が全体の61.5%を占め、前月1月度では業歴10年以上の倒産が全体の75.0%と比較的業歴の長い企業の倒産が続いている。

原因別にみると販売不振が10件で最多となり、既往のシワ寄せは2件、売掛金回収難は0件で、これらを合計した不況型倒産は12件で全体の92.3%を占めた。

そのような中、新型コロナウイルスを要因とした倒産は2月度13件中8件発生し、これまでの累計は288件（負債総額1,000万円以上かつ弁護士一任・準備中を含む）となっているが、このうちゼロゼロ融資を利用した企業は3件となっている。

全国的にみると企業倒産の増勢が鮮明になっている一方、ここ数ヶ月、広島県の倒産件数はやや減少傾向にある。広島県内の企業はサービス業他の構成比が高く、コロナ禍では同産業の倒産が増えていたが、直近では建設業の倒産が増えており、このことからサービス業他に該当する企業の破産がひと段落したように窺える。

倒産件数は減少傾向ながら銀行取引停止の増加が目立ち、企業のキャッシュ不足が懸念される。円安基調に加え、物価上昇に歯止めがかからず、人手不足や最低賃金の引き上げなどで人件費も上昇する上、金利上昇が発生するなど企業への負担は止まることを知らない。そのため、価格転嫁が困難な企業、収益にボトルネックを持つ企業は厳しさが増す可能性が高い。

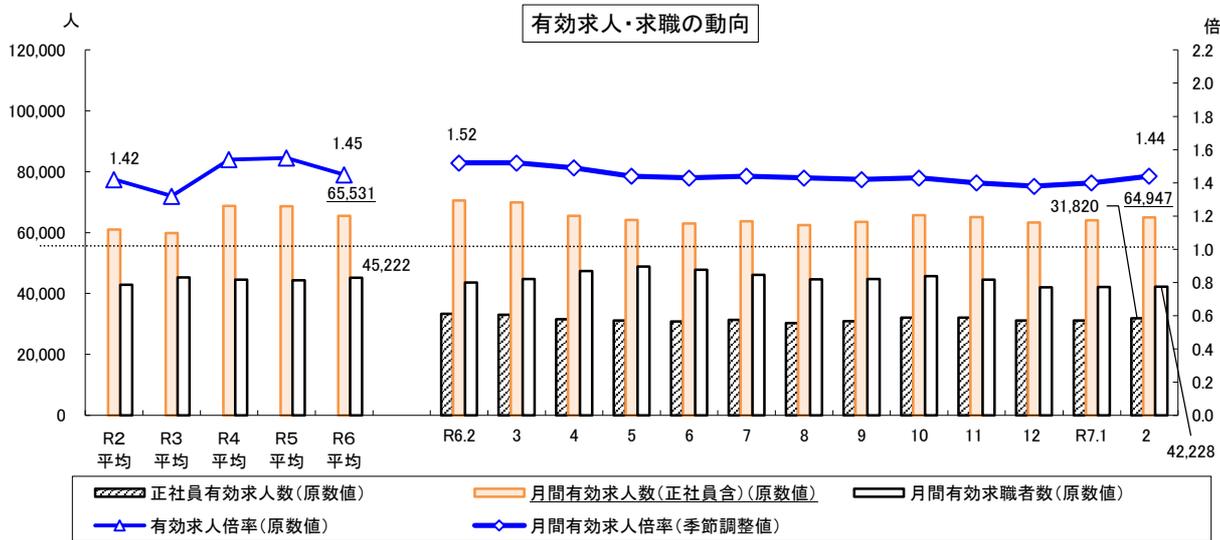
少子高齢化や商品の供給不足などの背景から資源が足りておらず、今後はより経営効率化が求められる。人材採用に加え仕入に関するサプライチェーン、生産性向上に向けたハード、ソフトの設備投資など企業が対応すべき課題は多く内包されている。

5 最近の雇用失業情勢（令和7年2月）

（1）県内の有効求人・求職の動向

区 分	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
有効求人倍率〈季節調整値〉 (前月比)	1.38倍 (▲ 0.02ポイント)	1.40倍 (+0.02ポイント)	1.44倍 (+0.04ポイント)
正社員有効求人倍率 (前年同月比)	1.30倍 (▲ 0.01ポイント)	1.29倍 (▲ 0.01ポイント)	1.31倍 (+0.02ポイント)

【広島労働局】



(注1) 正社員有効求人倍率は、正社員の有効求人数をパートタイムを除く常用有効求職者数（派遣労働者や契約社員を希望する者も含む）で除して算出しているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

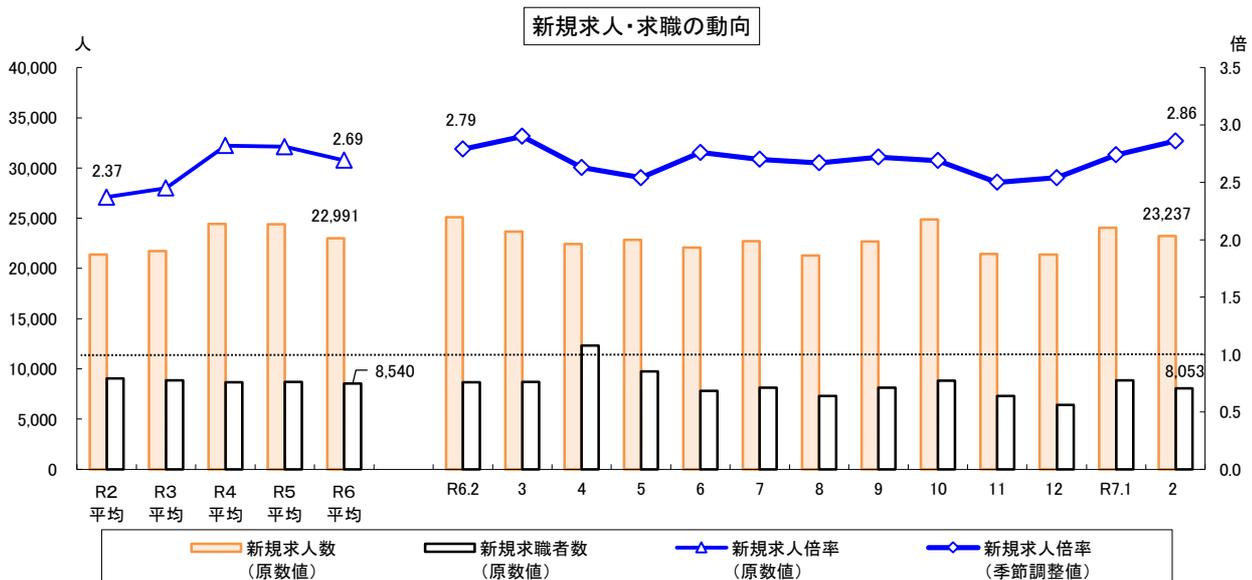
(注2) 正社員有効求人倍率は、季節調整されていない。

(注3) 季節調整値は毎年1月分公表時に過去にさかのぼって改訂される。

（2）県内の新規求人・求職の動向

区 分	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
新規求人倍率〈季節調整値〉 (前月比)	2.54倍 (+0.04ポイント)	2.74倍 (+0.20ポイント)	2.86倍 (+0.12ポイント)

【広島労働局】

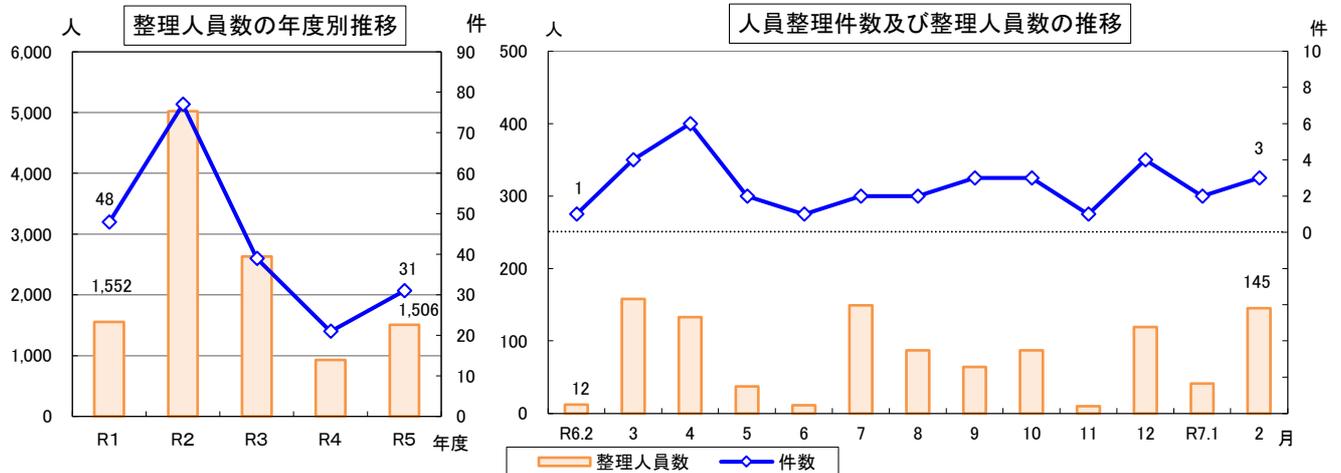


(注) 季節調整値は毎年1月分公表時に過去にさかのぼって改訂される。

(3) 県内の人員整理の状況（整理人員10人以上）

区 分	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
件数 (前年同月比)	4件 (+ 2件)	2件 (+ 1件)	3件 (+ 2件)
整理人員 (前年同月比)	119人 (+ 59人)	41人 (▲ 92人)	145人 (+ 133人)

【広島労働局】

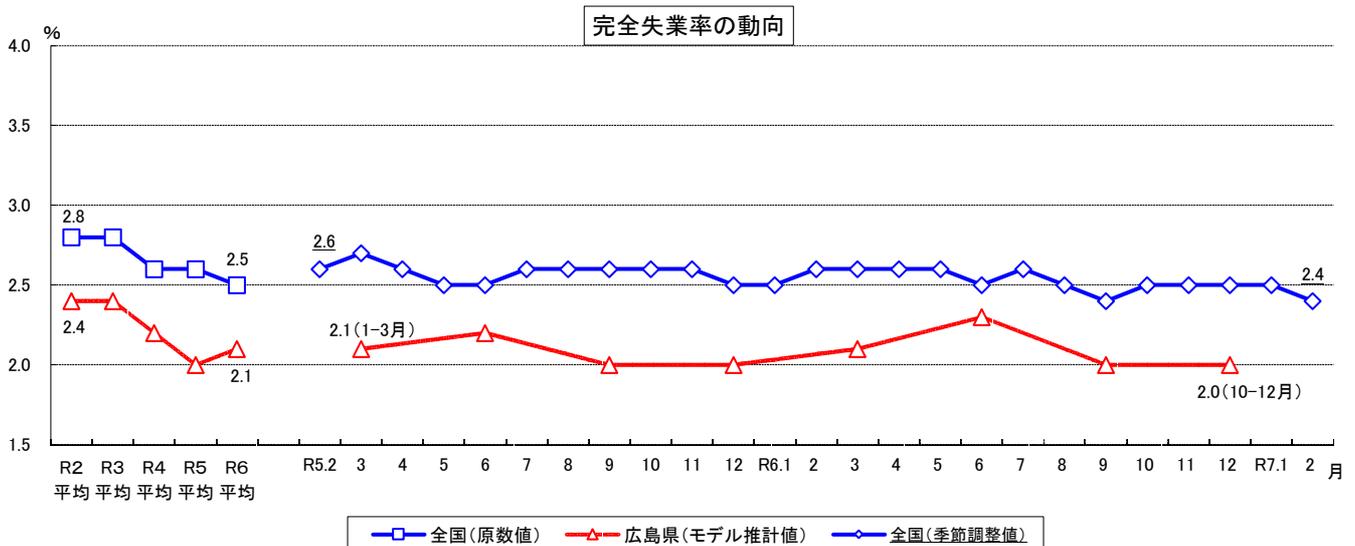


(4) 完全失業率の状況（全国・県内）

区 分	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
全国完全失業者数 (前年同月比)	154万人 (▲ 2万人)	163万人 (±0万人)	165万人 (▲ 12万人)
全国完全失業率〈季節調整値〉 (前月比)	2.5% (±0.0ポイント)	2.5% (±0.0ポイント)	2.4% (▲ 0.1ポイント)

区 分	令和6年		
	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均
広島県完全失業率 (モデル推計値) (前年同期比)	2.3% (+0.1ポイント)	2.0% (±0.0ポイント)	2.0% (±0.0ポイント)

【総務省統計局】



- ※ 全国完全失業率の季節調整値は毎年1月分公表時に過去にさかのぼって改訂される。
- ※ 広島県(モデル推計値)は、毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの四半期平均及び年平均結果を過去にさかのぼって一部改定している。



法人企業景気予測調査

(令和7年4～6月期調査)

【中国地方の概要】

(附 広島県の概要)

令和7年6月12日

財務省 中国財務局



ざいちゅう

目次	ページ
調査の要領 -----	1
1. 景況 -----	2
2. 売上高 -----	5
3. 経常利益 -----	6
4. 設備投資 -----	7
5. 雇用 -----	8
6. 参考資料 -----	10
附 広島県の概要 -----	11

〔調査の要領〕

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域の経済情勢をよりの確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料とすることを目的に統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査対象の範囲

資本金、出資金又は基金（以下「資本金」という。）1千万円以上（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は1億円以上）の法人

3. 調査時点

令和7年5月15日

4. 調査対象期間

- (1) 判断調査・・・ 次の3期について、それぞれ直前の四半期との比較又は期末判断を調査した。
 令和7年4～6月（又は6月末）の現状（見込み）
 令和7年7～9月（又は9月末）の見通し
 令和7年10～12月（又は12月末）の見通し
- (2) 計数調査・・・ 令和6年度の実績、令和7年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回収状況

区 分	製 造 業			非 製 造 業			合 計		
	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)
大 企 業	52	49	94.2	77	75	97.4	129	124	96.1
中 堅 企 業	84	83	98.8	115	110	95.7	199	193	97.0
中 小 企 業	141	129	91.5	281	256	91.1	422	385	91.2
合 計	277	261	94.2	473	441	93.2	750	702	93.6

(注1)・大企業：資本金10億円以上

・中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

・中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

(注2) 回答企業数は一部の調査項目のみを回答した企業を含む。このため、各調査項目により回答企業数は異なる。

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. 調査方法

調査票による郵送又はオンライン調査（自計記入による）。

【参考】

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）の計算方法

〔例〕「景況判断」の場合

前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比：40.0%

「不変」と回答した企業の構成比：25.0%

「下降」と回答した企業の構成比：30.0%

「不明」と回答した企業の構成比：5.0%

景況判断BSI = (「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%)

－ (「下降」と回答した企業の構成比 30.0%)

= 10.0%ポイント (「上昇」超)

1. 景況（回答企業数702社）

(1) 現状判断

現状（令和7年4～6月期）の景況判断BSIは、▲7.4%ポイントと「下降」超幅が拡大している。

業種別にみると、製造業は▲13.4%ポイントと「下降」超幅が拡大しており、非製造業は▲3.9%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

規模別にみると、大企業は▲5.6%ポイント、中堅企業は▲1.0%ポイントと「下降」超に転じ、中小企業は▲11.2%ポイントと「下降」超幅が拡大している。

(2) 先行き見通し

翌期（令和7年7～9月期）は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

業種別にみると、製造業、非製造業のいずれも「上昇」超に転じる見通しとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも「上昇」超に転じる見通しとなっている。

翌々期（令和7年10～12月期）は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。

景況判断BSI（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」－「下降」社数構成比）

（単位：%ポイント）

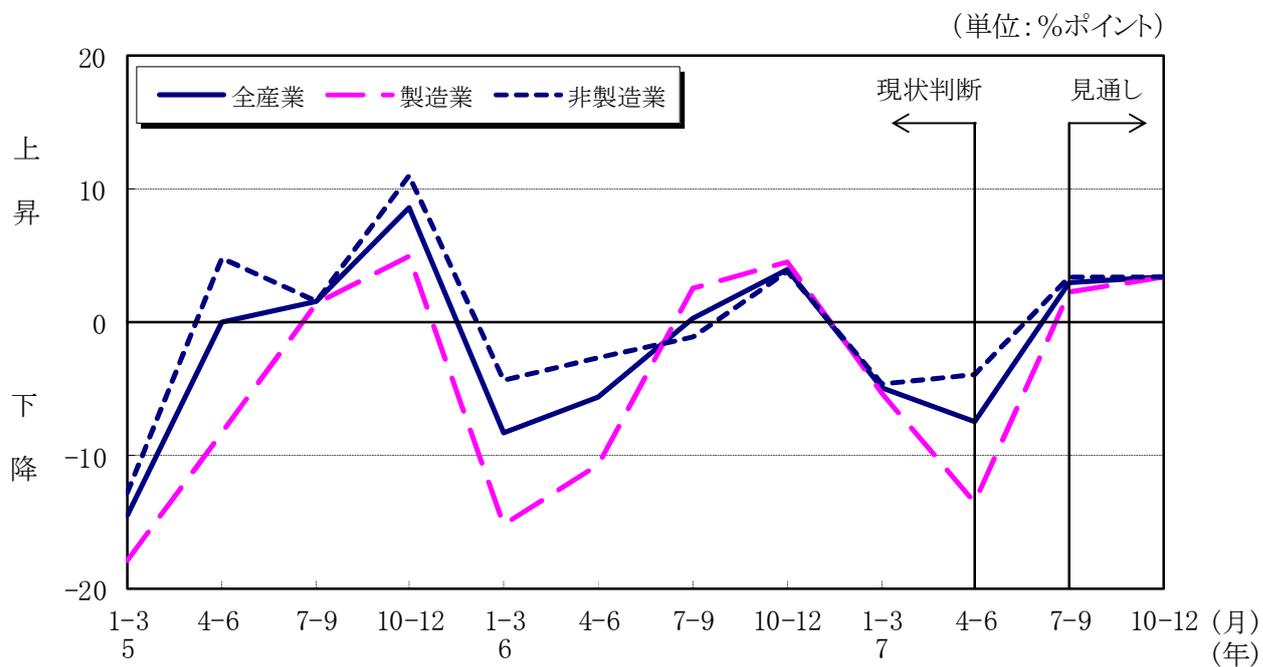
	7年1～3月 前回調査	7年4～6月 現状判断	7年7～9月 見通し	7年10～12月 見通し
全産業	▲ 4.9	▲ 7.4 (▲ 1.5)	3.0 (1.3)	3.4
製造業	▲ 5.3	▲ 13.4 (▲ 3.8)	2.3 (2.6)	3.4
非製造業	▲ 4.6	▲ 3.9 (▲ 0.2)	3.4 (0.4)	3.4
大企業	2.3	▲ 5.6 (0.0)	1.6 (0.0)	3.2
製造業	7.3	▲ 10.2 (0.0)	6.1 (5.5)	6.1
非製造業	▲ 1.3	▲ 2.7 (0.0)	▲ 1.3 (▲ 4.0)	1.3
中堅企業	0.0	▲ 1.0 (2.7)	5.2 (4.8)	4.7
製造業	▲ 7.1	▲ 7.2 (0.0)	4.8 (10.0)	4.8
非製造業	4.3	3.6 (4.3)	5.5 (1.7)	4.5
中小企業	▲ 9.5	▲ 11.2 (▲ 4.0)	2.3 (0.0)	2.9
製造業	▲ 9.3	▲ 18.6 (▲ 7.1)	▲ 0.8 (▲ 2.1)	1.6
非製造業	▲ 9.5	▲ 7.4 (▲ 2.3)	3.9 (1.1)	3.5

（注）（ ）書は、前回（令和7年1～3月期）調査時の見通し

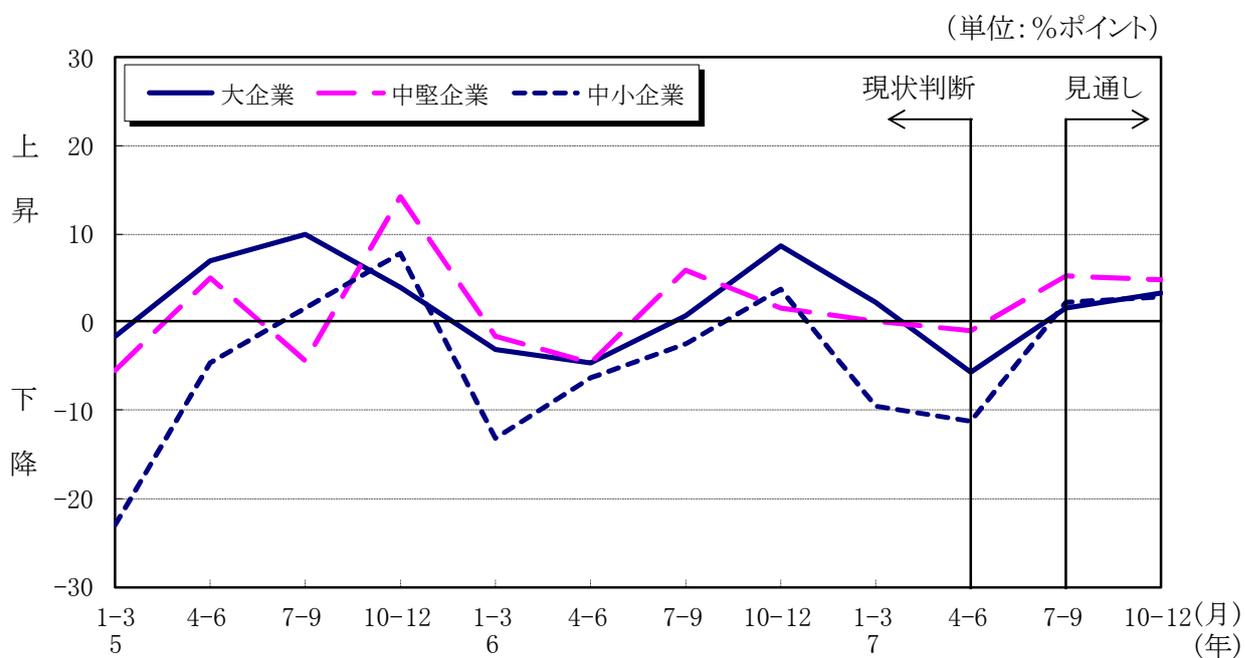
【景況判断 BSI の推移 (原数値)】

(BSI : 前期比判断「上昇」 - 「下降」社数構成比)

(1) 業種別



(2) 規模別



業種別景況判断BSI(原数値)

(BSI:前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

〔製造業〕	7年 1~3 (a)	7年 4~6 (b)	前期差 (b)-(a)	7年 7~9	7年 10~12	〔非製造業〕	7年 1~3 (a)	7年 4~6 (b)	前期差 (b)-(a)	7年 7~9	7年 10~12
食料品	▲ 25.9	▲ 3.6	22.3	17.9	10.7	農林水産	▲ 12.5	0.0	12.5	0.0	10.0
繊維工業	▲ 27.3	0.0	27.3	▲ 7.7	7.7	鉱業、採石、 砂利採取	0.0	▲ 22.2	▲ 22.2	▲ 11.1	▲ 11.1
木材・木製品	▲ 7.1	▲ 18.8	▲ 11.7	▲ 6.3	6.3	建設	5.5	▲ 23.6	▲ 29.1	6.9	2.8
パルプ・紙・ 紙加工品	▲ 20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	電気・ガス・ 水道	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0
化学工業	▲ 9.5	0.0	9.5	5.3	15.8	情報通信	0.0	▲ 9.5	▲ 9.5	▲ 4.8	9.5
石油製品・ 石炭製品	0.0	▲ 28.6	▲ 28.6	▲ 14.3	0.0	運輸、郵便	▲ 11.6	▲ 12.2	▲ 0.6	7.3	2.4
窯業・土石	▲ 16.7	▲ 25.0	▲ 8.3	▲ 8.3	▲ 8.3	卸売	▲ 2.3	▲ 2.2	0.1	▲ 2.2	2.2
鉄鋼	▲ 13.3	▲ 5.6	7.7	0.0	16.7	小売	▲ 16.7	▲ 2.0	14.7	3.9	0.0
非鉄金属	40.0	▲ 50.0	▲ 90.0	▲ 16.7	▲ 16.7	不動産	5.0	12.5	7.5	3.1	3.1
金属製品	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	リース	▲ 20.0	▲ 30.0	▲ 10.0	▲ 10.0	0.0
はん用機械	16.7	▲ 22.2	▲ 38.9	0.0	0.0	その他の物品賃貸	0.0	20.0	20.0	20.0	▲ 20.0
生産用機械	11.1	▲ 25.0	▲ 36.1	12.5	▲ 4.2	サービス	▲ 9.5	9.1	18.6	8.1	9.1
業務用機械	0.0	0.0	0.0	66.7	▲ 33.3	宿泊、飲食 サービス	▲ 31.0	30.0	61.0	23.3	20.0
電気機械	8.3	▲ 8.3	▲ 16.6	0.0	▲ 8.3	生活関連 サービス	16.7	0.0	▲ 16.7	▲ 16.7	▲ 16.7
情報通信機械	▲ 26.7	▲ 13.3	13.4	6.7	6.7	娯楽	▲ 25.0	33.3	58.3	0.0	0.0
自動車・ 同附属品	▲ 4.3	▲ 50.0	▲ 45.7	▲ 22.2	▲ 5.6	学術研究、 専門・技術 サービス	9.4	6.7	▲ 2.7	3.3	6.7
その他の輸 送用機械	33.3	0.0	▲ 33.3	11.8	0.0	医療、教育	0.0	▲ 20.0	▲ 20.0	20.0	20.0
その他製造	▲ 15.0	▲ 9.5	5.5	0.0	9.5	職業紹介・ 労働者派遣	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業計	▲ 5.3	▲ 13.4	▲ 8.1	2.3	3.4	その他の サービス	▲ 12.5	▲ 15.8	▲ 3.3	0.0	5.3
						金融、保険	2.6	▲ 2.5	▲ 5.1	▲ 2.5	0.0
						非製造業計	▲ 4.6	▲ 3.9	0.7	3.4	3.4

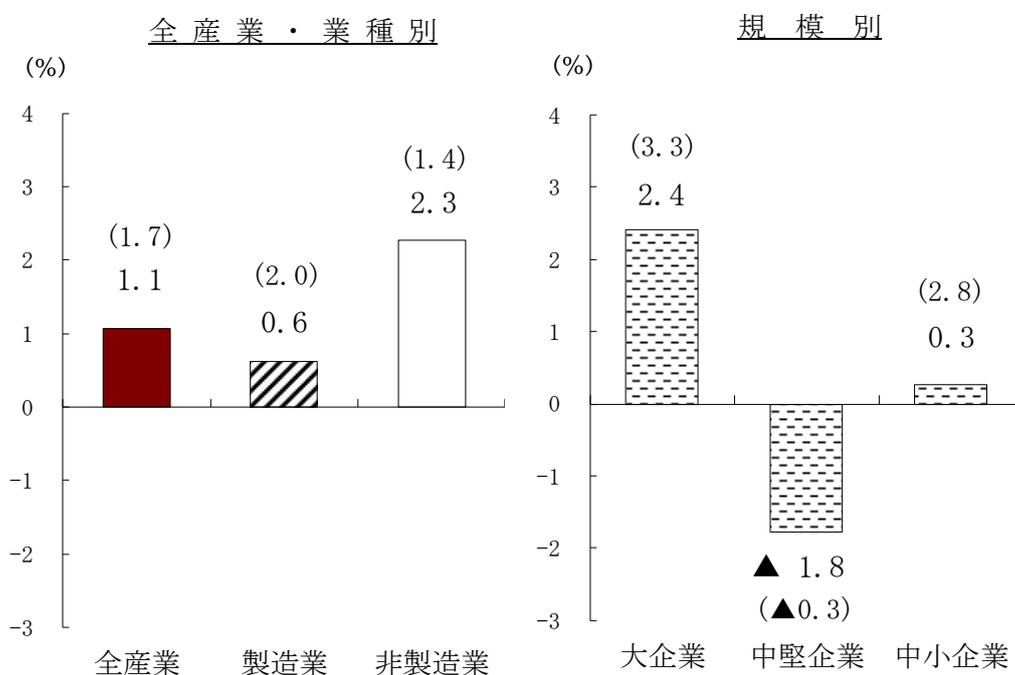
2. 売上高（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

令和7年度（回答企業者数465社）の売上高は、前年度比1.1%の増収見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、自動車、情報通信機械などで減収となるものの、化学、生産用機械などで増収となることから、全体としては0.6%の増収見込みとなっている。非製造業は、学術研究・専門・技術サービス、情報通信などで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となることから、全体としては2.3%の増収見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中小企業は増収見込みとなっており、中堅企業は減収見込みとなっている。

【売上高(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)】



(注)1.前年度比

2.()書は前回(令和7年1~3月期)調査結果

《参考》 (前年度比、単位:%)

	令和7年度		
	合計	製造業	非製造業
合計	[▲ 0.7] 1.1	0.6	[▲ 2.5] 2.3
大企業	[▲ 0.5] 2.4	2.1	[▲ 3.3] 3.4
中堅企業	[▲ 1.8] ▲ 1.8	▲ 2.3	[▲ 0.1] ▲ 0.1
中小企業	0.3	▲ 0.5	1.3

[]書は、金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

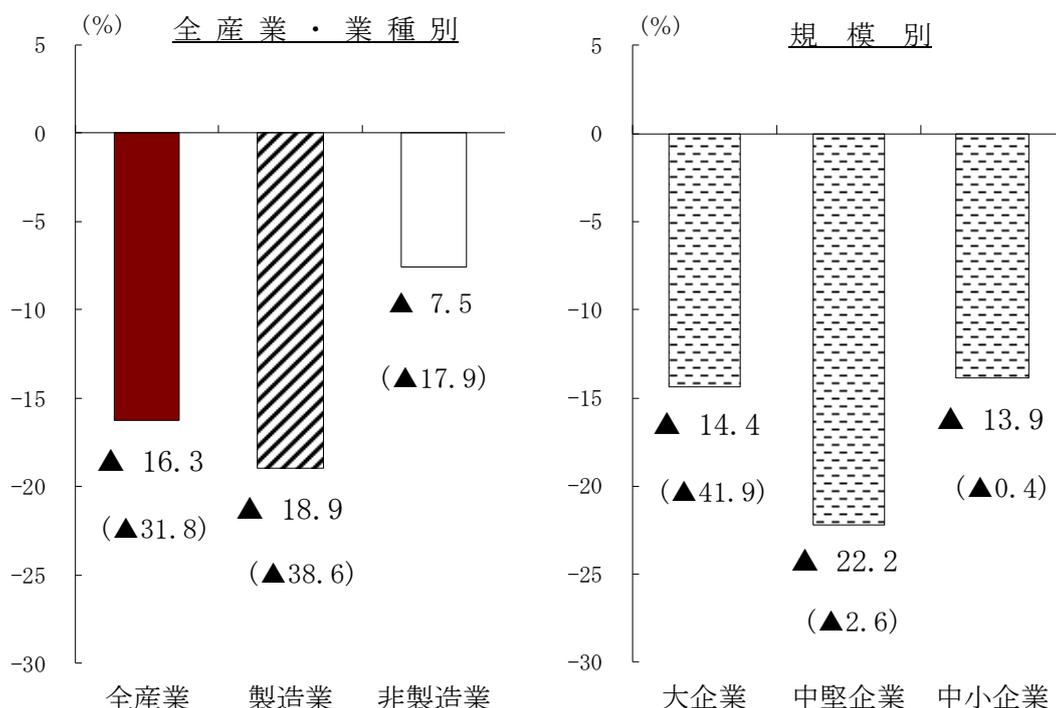
3. 経常利益（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

令和7年度（回答企業数461社）の経常利益は、前年度比▲16.3%の減益見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、その他製造などで増益となるものの、化学、生産用機械などで減益となることから、全体としては▲18.9%の減益見込みとなっている。非製造業は、小売、宿泊・飲食サービスなどで増益となるものの、学術研究・専門・技術サービス、建設などで減益となることから、全体としては▲7.5%の減益見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも減益見込みとなっている。

【経常利益(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)】



(注)1.前年度比

2.()書は前回(令和7年1~3月期)調査結果

《参考》 (前年度比、単位:%)

	令和7年度		
		製造業	非製造業
合計	[▲14.3] ▲16.3	▲18.9	[▲9.5] ▲7.5
大企業	[▲12.7] ▲14.4	▲17.5	[▲9.1] ▲5.4
中堅企業	[▲22.0] ▲22.2	▲22.4	[▲19.8] ▲21.0
中小企業	▲13.9	▲18.3	▲7.3

[]書は、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

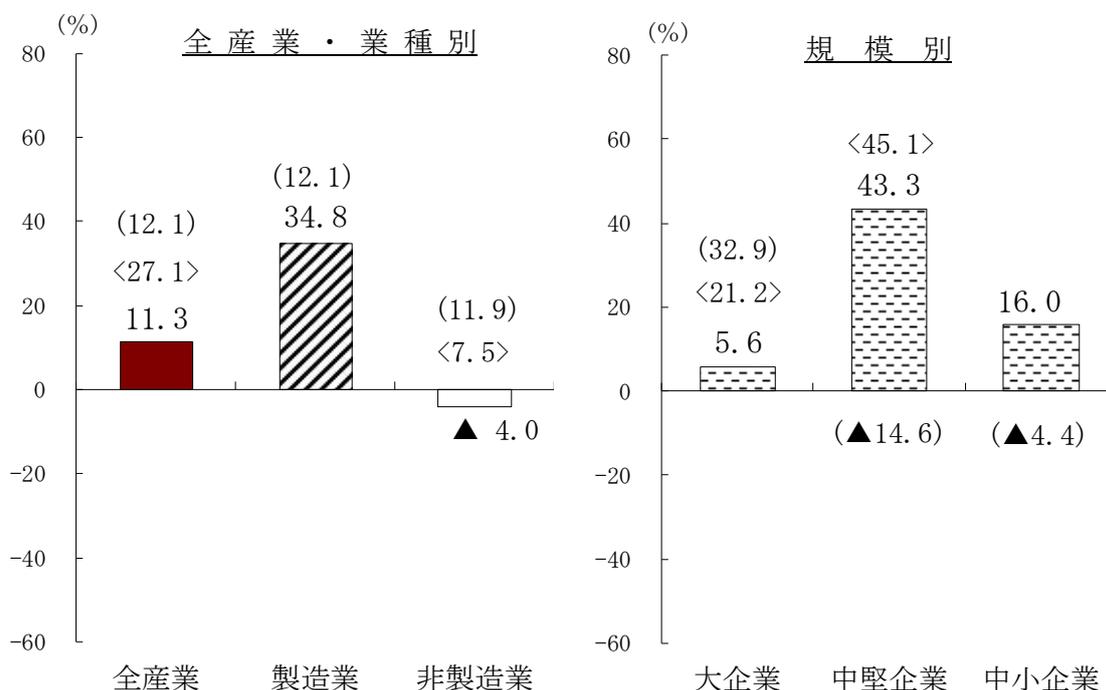
4. 設備投資

令和7年度（回答企業数519社）の設備投資計画は、前年度比11.3%の増加見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、電気機械などで減少するものの、情報通信機械、食料品などで増加することから、全体としては34.8%の増加見込みとなっている。非製造業は、金融・保険などで増加するものの、電気・ガス・水道、運輸・郵便などで減少することから、全体としては▲4.0%の減少見込みとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも増加見込みとなっている。

【設備投資】



(注) 1. 前年度比

2. 計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

3. < >書は、電気・ガス・水道業を除く

4. ()書は、前回(令和7年1~3月期)調査結果(電気・ガス・水道業を含む)

《参考》 (前年度比、単位:%)

	令和7年度		
		製造業	非製造業
合計	< 27.1 > 11.3	34.8	< 7.5 > ▲4.0
大企業	< 21.2 > 5.6	24.5	< 12.0 > ▲4.1
中堅企業	< 45.1 > 43.3	71.7	< ▲13.5 > ▲16.3
中小企業	16.0	▲5.0	49.3

(注) 1. 計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

2. < >書は、電気・ガス・水道業を除く

5. 雇 用（回答企業数685社）

(1) 現状判断

現状（令和7年6月末）の従業員数判断BSIは、31.2%ポイントと前期（令和7年3月末）に比べ「不足気味」超幅が縮小している。

業種別にみると、製造業は18.3%ポイント、非製造業は39.0ポイントといずれも「不足気味」超幅が縮小している。

規模別にみると、大企業は21.1%ポイント、中堅企業は33.7%ポイント、中小企業は33.3%ポイントといずれも「不足気味」超幅が縮小している。

(2) 先行き見通し

翌期（令和7年9月末）は、「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

業種別にみると、製造業は「不足気味」超幅が拡大し、非製造業は「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業のいずれも「不足気味」超幅が縮小する見通しとなっている。

翌々期（令和7年12月末）は、「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断BSI(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比) (単位：%ポイント)

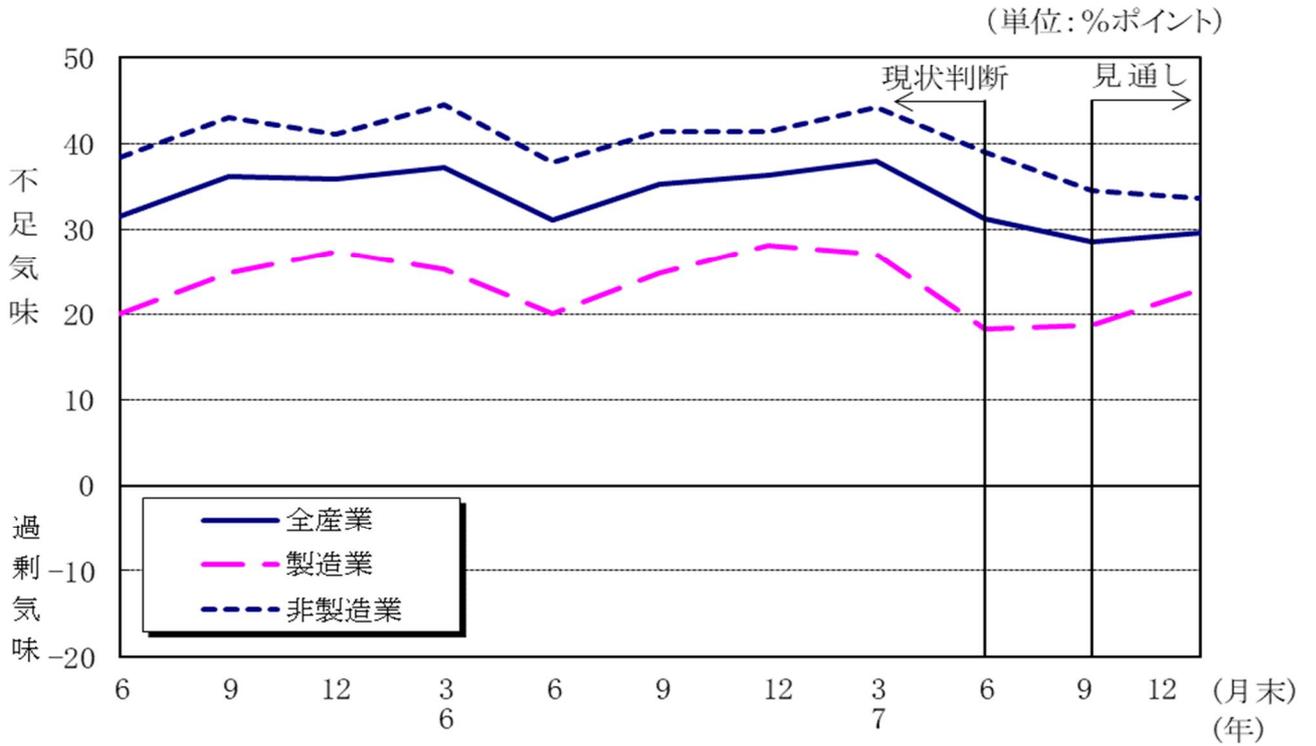
	7年3月末 前回調査	7年6月末 現状判断	7年9月末 見通し	7年12月末 見通し
全 産 業	37.9	31.2 (30.3)	28.6 (28.6)	29.6
製造業	27.1	18.3 (19.0)	18.7 (19.4)	23.0
非製造業	44.2	39.0 (36.9)	34.6 (33.9)	33.6
大 企 業	24.8	21.1 (16.0)	19.5 (14.4)	18.7
製造業	17.3	10.2 (5.8)	10.2 (7.7)	14.3
非製造業	30.1	28.4 (23.3)	25.7 (19.2)	21.6
中 堅 企 業	39.6	33.7 (30.8)	28.9 (27.5)	31.6
製造業	29.0	26.8 (20.3)	20.7 (20.3)	28.0
非製造業	46.0	38.9 (37.2)	35.2 (31.9)	34.3
中 小 企 業	41.3	33.3 (34.6)	31.5 (33.6)	32.3
製造業	29.9	15.9 (23.4)	20.6 (23.4)	23.0
非製造業	47.4	42.3 (40.7)	37.0 (39.1)	37.0

(注) () 書は前回（令和7年1～3月期）調査時の見通し

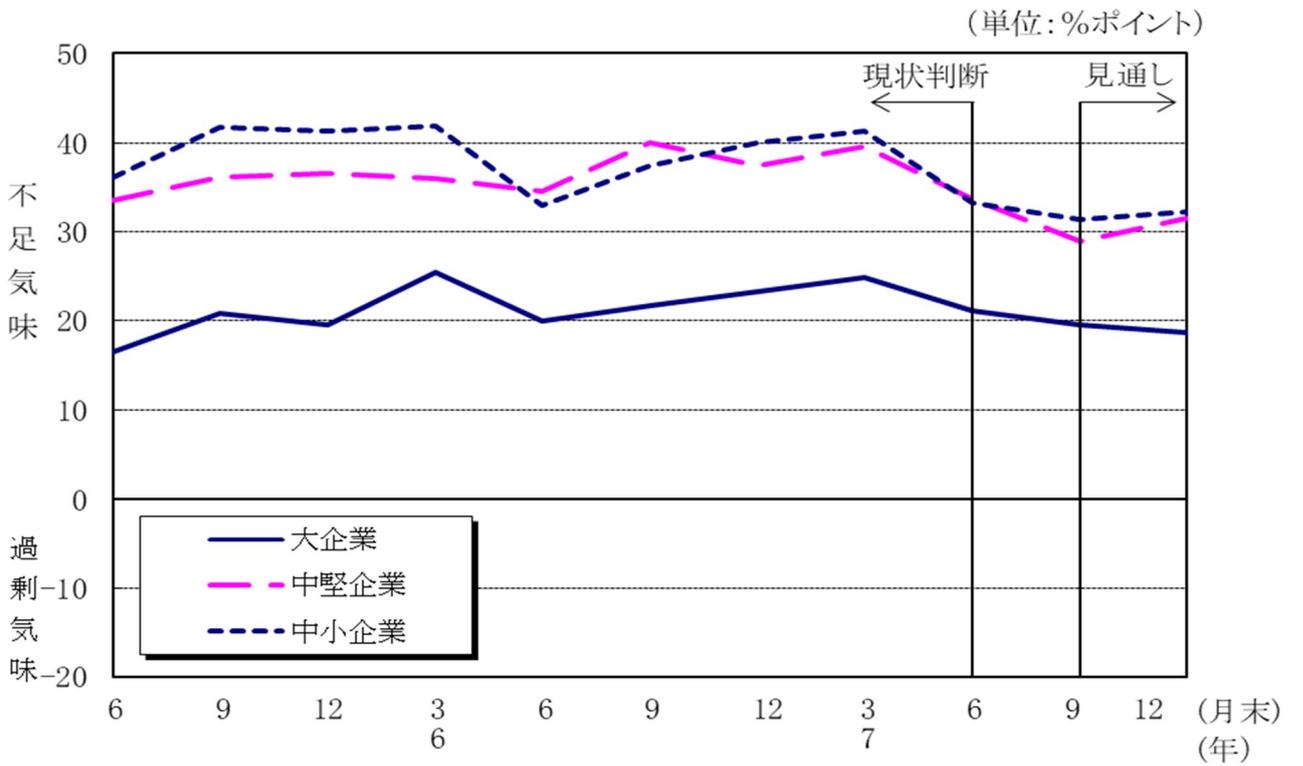
【従業員数判断 BSI の推移（臨時・パート含む）（原数値）】

（BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比）

(1) 業種別



(2) 規模別



6. 参考資料

1. 判断調査BSI表(原数値) (回答企業数 各社の景況702社、国内の景況537社、生産・販売などのための設備533社、従業員数685社)

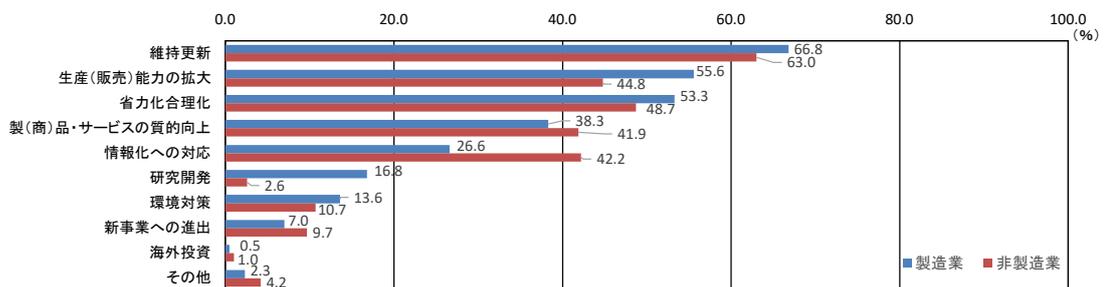
(単位:%ポイント)

		全 産 業			製 造 業			非 製 造 業		
		7年 4~6	7年 7~9	7年 10~12	7年 4~6	7年 7~9	7年 10~12	7年 4~6	7年 7~9	7年 10~12
① 各社の景況 (「上昇」-「下降」)	大企業	▲ 5.6	1.6	3.2	▲ 10.2	6.1	6.1	▲ 2.7	▲ 1.3	1.3
	中堅企業	▲ 1.0	5.2	4.7	▲ 7.2	4.8	4.8	3.6	5.5	4.5
	中小企業	▲ 11.2	2.3	2.9	▲ 18.6	▲ 0.8	1.6	▲ 7.4	3.9	3.5
	全規模合計	▲ 7.4	3.0	3.4	▲ 13.4	2.3	3.4	▲ 3.9	3.4	3.4
② 国内の景況 (「上昇」-「下降」)	大企業	▲ 12.6	0.0	1.8	▲ 14.9	2.1	0.0	▲ 10.9	▲ 1.6	3.1
	中堅企業	▲ 12.7	▲ 9.5	▲ 5.7	▲ 19.7	▲ 15.5	▲ 5.6	▲ 6.9	▲ 4.6	▲ 5.7
	中小企業	▲ 22.0	▲ 20.1	▲ 7.8	▲ 20.8	▲ 14.6	▲ 4.2	▲ 22.7	▲ 23.3	▲ 9.9
	全規模合計	▲ 17.3	▲ 12.8	▲ 5.2	▲ 19.2	▲ 11.2	▲ 3.7	▲ 16.1	▲ 13.9	▲ 6.2
③ ※ 生産・販売などのための設備 (「不足」-「過大」)	大企業	▲ 3.6	▲ 3.6	0.0	▲ 8.3	▲ 8.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	2.6	5.8	5.8	▲ 4.2	2.8	5.6	8.2	8.2	5.9
	中小企業	5.2	4.5	5.6	1.1	2.1	4.2	7.6	5.8	6.4
	全規模合計	2.6	3.2	4.5	▲ 2.8	0.0	3.7	6.3	5.3	5.0
④ ※ 従業員数 (「不足気味」-「過剰気味」)	大企業	21.1	19.5	18.7	10.2	10.2	14.3	28.4	25.7	21.6
	中堅企業	33.7	28.9	31.6	26.8	20.7	28.0	38.9	35.2	34.3
	中小企業	33.3	31.5	32.3	15.9	20.6	23.0	42.3	37.0	37.0
	全規模合計	31.2	28.6	29.6	18.3	18.7	23.0	39.0	34.6	33.6

(注)・ BSI(例) 景況 「上昇」と回答した企業の構成比(%) - 「下降」と回答した企業の構成比(%)

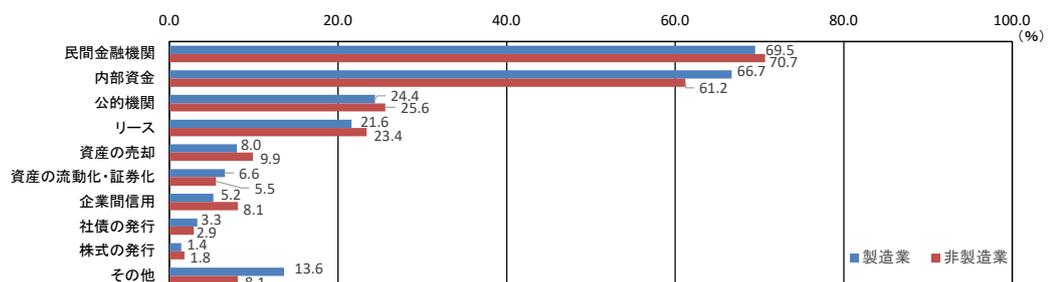
・ ※は期末判断項目

2. 今年度における設備投資のスタンス(回答企業数522社)



※10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比

3. 今年度における資金調達方法(回答企業数486社)



※10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比

【 広島県の概要 】

1. 調査対象企業数及び回収状況

区 分	製 造 業			非 製 造 業			合 計		
	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)	調 査 対 象 企 業 数	回 答 企 業 数	回 収 率 (%)
大 企 業	23	21	91.3	39	37	94.9	62	58	93.5
中 堅 企 業	32	32	100.0	34	31	91.2	66	63	95.5
中 小 企 業	51	45	88.2	94	86	91.5	145	131	90.3
合 計	106	98	92.5	167	154	92.2	273	252	92.3

- (注1) ・大企業：資本金10億円以上
 ・中堅企業：資本金1億円以上10億円未満
 ・中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

(注2) 回答企業数は一部の調査項目のみを回答した企業を含む。このため、各調査項目により回答企業数は異なる。

2. 判断調査BSI表 (原数値) (回答企業数 景況252社、従業員数244社) (単位：%ポイント)

		全 産 業				製 造 業				非 製 造 業			
		7年 1~3	4~6	7~9	10~12	7年 1~3	4~6	7~9	10~12	7年 1~3	4~6	7~9	10~12
① 景 況 (「上昇」-「下降」)	全 規 模	0.8	▲ 13.5	0.8	2.0	8.3	▲ 19.4	0.0	2.0	▲ 3.8	▲ 9.7	1.3	1.9
	大 企 業	11.7	▲ 12.1	0.0	0.0	25.0	▲ 23.8	0.0	▲ 4.8	2.8	▲ 5.4	0.0	2.7
	中 堅 企 業	▲ 3.4	▲ 4.8	4.8	6.3	▲ 3.6	▲ 6.3	6.3	12.5	▲ 3.2	▲ 3.2	3.2	0.0
	中 小 企 業	▲ 2.2	▲ 18.3	▲ 0.8	0.8	6.8	▲ 26.7	▲ 4.4	▲ 2.2	▲ 6.7	▲ 14.0	1.2	2.3
② ※ 従 業 員 数 (「不足気味」-「過剰気味」)	全 規 模	35.7	30.7	29.9	31.1	29.0	23.7	22.7	28.9	39.7	35.4	34.7	32.7
	大 企 業	26.3	17.5	15.8	15.8	18.2	0.0	0.0	14.3	31.4	27.8	25.0	16.7
	中 堅 企 業	40.4	38.7	35.5	40.3	32.1	40.6	31.3	37.5	48.3	36.7	40.0	43.3
	中 小 企 業	37.7	32.8	33.6	33.6	32.6	22.7	27.3	29.5	40.2	38.3	37.0	35.8

(注)・BSI(例) 景況 「上昇」と回答した企業の構成比(%) - 「下降」と回答した企業の構成比(%)

- ・※は期末判断項目

3. 売上高（回答企業数163社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

（前年度比、単位：%）

	令和7年度		
		製造業	非製造業
合計	(▲ 1.9) 1.9	1.7	(▲ 4.0) 2.1
大企業	(▲ 1.7) 4.0	4.6	(▲ 4.1) 3.4
中堅企業	(-) ▲ 3.5	▲ 3.8	(-) ▲ 2.9
中小企業	▲ 0.1	▲ 0.5	1.2

（ ）書は金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

4. 経常利益（回答企業数162社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

（前年度比、単位：%）

	令和7年度		
		製造業	非製造業
合計	(▲ 15.0) ▲ 9.1	▲ 14.3	(▲ 15.3) ▲ 2.8
大企業	(▲ 13.4) ▲ 3.7	▲ 8.8	(▲ 14.6) 1.1
中堅企業	(▲ 32.2) ▲ 32.3	▲ 31.4	(▲ 33.9) ▲ 34.2
中小企業	▲ 14.5	▲ 16.3	▲ 0.5

（ ）書は電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

5. 設備投資（回答企業数178社）

（前年度比、単位：%）

	令和7年度		
		製造業	非製造業
合計	(20.5) ▲ 0.0	41.3	(1.3) ▲ 6.3
大企業	(18.2) ▲ 2.0	45.0	(▲ 4.4) ▲ 7.3
中堅企業	(-) 19.4	36.6	(-) ▲ 0.9
中小企業	80.3	3.2	193.8

（注）・計数は、土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

・（ ）書は電気・ガス・水道業を除く

【お問い合わせ先】
中国財務局経済調査課
電話番号 (082) 221-9221(代表)

2025年6月5日
日本銀行広島支店

広島県の金融経済月報

1. 概況

広島県の景気は、緩やかな回復基調にある。

需要項目別に概観すると、設備投資は増加している。個人消費は緩やかな回復基調にある。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。輸出は弱めの動きとなっている。住宅投資は弱めの動きとなっている。

生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境は緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は前年を上回っている。

先行きは、各国の通商政策等の影響を受けた海外経済の動向や企業の賃金・価格設定行動などが、県内の経済金融情勢および回復のペースに与える影響を注視していく必要がある。

2. 実体経済

(1) 最終需要の動向

個人消費は、緩やかな回復基調にある。

百貨店売上高は、横ばい圏内の動きとなっている。スーパー売上高は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。コンビニエンスストア売上高は、緩やかな回復基調にある。ドラッグストア等の売上高は、底堅く推移している。家電販売は、持ち直しの動きがみられている。乗用車販売は、持ち直している。旅行取扱額は、横ばい圏内の動きとなっている。主要観光地への入込客数は、外国人観光客を中心に、緩やかに増加している。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

設備投資は、増加している。

公共投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

輸出は、弱めの動きとなっている。

(2) 生産の動向

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

自動車は、弱めの動きとなっている。はん用・生産用・業務用機械は、一部に弱めの動きがみられている。電気機械は、増加している。造船は、低水準で推移している。鉄鋼は、横ばい圏内で推移している。

(3) 雇用・所得の動向

雇用・所得環境は、緩やかに改善している。

(4) 物価の動向

消費者物価（除く生鮮食品、広島市）は、前年を上回っている。

3. 金融

(1) 貸出の動向

県内金融機関の貸出金残高（末残）は、前年を上回っている。貸出金利は、上昇している。

(2) 預金の動向

県内金融機関の実質預金残高（末残）は、前年を上回っている。

以 上

本資料はホームページにも掲載しています。

URL <https://www3.boj.or.jp/hiroshima/>
E-mail hiroshima@boj.or.jp

広島県の主要金融指標

— p:速報値、r:訂正値
 — 統計数値の存在しないものは一律「…」とする。

[億円、前年比 %]

	県内金融機関貸出金（業態別・末残）						地元金融機関貸出金			
	合計	国内銀行	都銀・ 信託銀等	地銀	地銀Ⅱ	信金	合計 (平残)	内訳 (末残)		
								一般法人	個人	地公体
2024/4-6月	3.9	4.2	2.9	4.9	3.3	1.8	4.8	5.2	2.9	▲ 2.2
7-9月	3.9	4.2	6.1	4.1	3.3	1.6	4.8	3.9	3.6	▲ 2.1
10-12月	3.7	3.9	0.8	5.1	2.6	2.5	5.0	5.3	4.4	▲ 0.6
2025/1-3月	3.1	3.0	2.6	3.7	1.3	3.3	4.7	3.2	5.8	▲ 1.6
2025/1月	3.9	4.1	2.3	5.1	2.7	2.5	5.1	5.0	4.9	▲ 1.6
2月	3.4	3.5	2.3	4.3	2.1	2.9	4.5	4.5	5.1	▲ 0.7
3月	3.1	3.0	2.6	3.7	1.3	3.3	4.7	3.2	5.8	▲ 1.6
4月	4.0	4.1	4.6	4.8	1.6	3.2	4.0	3.5	5.8	▲ 1.1
3月末残高	139,773	121,913	19,039	77,452	25,421	17,860				
4月末残高	140,288	122,499	19,399	77,747	25,352	17,789				

- (注) 1. 県内金融機関貸出金は、県内店舗計数。ゆうちょ銀行は含まない。
 2. 地元金融機関貸出金は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の全店舗計数。
 3. 銀行勘定のみ集計（オフショア勘定を除く）。中央政府向け貸出は含まない。

[%、%ポイント]

	貸出約定平均金利 (地元金融機関・県内店舗計数)			
	ストックベース		新規実行ベース	
	総合		総合	
	金利水準	変化幅	金利水準	変化幅
2024/4-6月	0.894	0.007	1.107	0.072
7-9月	0.928	0.034	1.112	0.005
10-12月	0.966	0.038	1.218	0.107
2025/1-3月	1.028	0.062	1.281	0.063
2025/1月	0.980	0.014	1.289	0.047
2月	0.986	0.007	1.264	▲ 0.025
3月	1.028	0.042	1.290	0.025
4月	1.040	0.012	1.394	0.104

- (注) 1. 貸出約定平均金利は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の県内店舗計数（貸出金利を貸出残高で加重平均し算出）。
 2. スtockベースは当座貸越を含む。新規実行ベースは当座貸越を除く。
 3. 四半期は、ストックベースでは期・月末計数を掲載。新規実行ベースでは月次計数の単純平均を掲載。

(出所) 全国信用金庫協会、日本銀行広島支店、日本銀行

[億円、前年比 %]

	県内金融機関実質預金（業態別・末残）						地元金融機関実質預金（平残）			
	合計	国内銀行	都銀・ 信託銀等	地銀	地銀Ⅱ	信金	合計	内訳		
								一般法人	個人	公金
2024/4-6月	3.9	4.5	13.5	3.7	0.1	0.7	1.3	1.7	1.4	▲ 8.2
7-9月	2.7	3.1	9.5	2.6	▲ 0.1	0.0	1.2	1.3	1.5	▲11.0
10-12月	2.9	3.4	10.2	2.5	1.1	0.2	0.7	0.3	1.3	▲14.8
2025/1-3月	1.3	1.5	6.5	0.5	0.5	0.4	0.6	▲ 0.2	0.9	▲ 6.6
2025/1月	2.5	3.1	9.5	2.2	0.7	▲ 0.5	0.5	▲ 0.4	1.1	▲11.3
2月	2.2	2.5	9.8	1.2	0.5	0.5	0.5	▲ 0.5	0.8	▲ 3.2
3月	1.3	1.5	6.5	0.5	0.5	0.4	0.6	0.4	0.7	▲ 5.0
4月	1.7	2.0	7.1	1.4	▲ 0.2	0.3	1.1	0.7	0.7	8.4
3月末残高	192,847	163,234	27,919	102,287	33,027	29,612				
4月末残高	193,689	164,037	28,077	102,428	33,532	29,651				

- (注) 1. 県内金融機関実質預金は、県内店舗計数。ゆうちょ銀行は含まない。
 2. 地元金融機関実質預金は、県内に本店が所在する日本銀行の取引先金融機関（銀行、信金）の全店舗計数。
 3. 銀行勘定のみ集計（オフショア勘定を除く）。
 4. 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。

[億円]

	銀行券			
	県内			
	発行	還収	発行(▲)・還収超	
前年実績				
2024/4-6月	3,314	5,114	1,800	1,560
7-9月	3,944	5,276	1,332	1,594
10-12月	3,891	4,056	164	484
2025/1-3月	2,863	5,273	2,410	2,348
2025/1月	696	2,311	1,615	1,294
2月	1,011	1,434	423	480
3月	1,156	1,528	373	574
4月	990	1,472	482	395

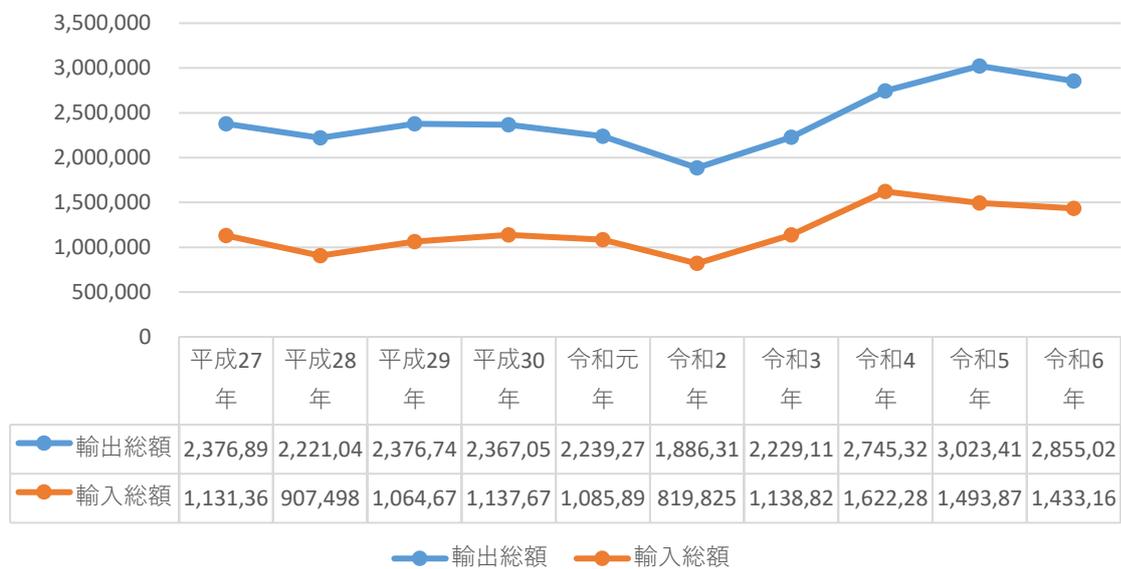
(出所) 日本銀行広島支店、日本銀行

広島県 輸出総額・輸入総額の推移

(単位：百万円)

年	輸出総額	輸入総額
平成27年	2,376,891	1,131,365
平成28年	2,221,040	907,498
平成29年	2,376,740	1,064,672
平成30年	2,367,056	1,137,675
令和元年	2,239,270	1,085,894
令和2年	1,886,313	819,825
令和3年	2,229,116	1,138,828
令和4年	2,745,116	1,622,284
令和5年	3,023,413	1,493,876
令和6年	2,855,026	1,433,160

輸出総額・輸入総額の推移



資料出所：「神戸税関貿易統計」

輸 出 品 別 表

令和7年5月分

広 島 県

(単位：百万円、%)

	単位	数量	前年比	価額	構成比	前年比	増減寄与度
総額				193,254	100.0	90.5	-9.5
1. 食料品				514	0.3	101.6	0.0
2. 原料品				3,253	1.7	72.2	-0.6
合成ゴム	MT	1	100.0	1	0.0	183.2	0.0
織物用繊維及びびくず	MT	3,172	85.9	2,448	1.3	78.2	-0.3
3. 鉱物性燃料				25	0.0	57.7	-0.0
石油製品				25	0.0	57.7	-0.0
灯油 (含ジェット燃料油)	KL	—	—	—	—	—	—
軽油	KL	—	—	—	—	—	—
4. 化学製品				2,556	1.3	79.4	-0.3
有機化合物				270	0.1	44.7	-0.2
キシレン	KG	—	—	—	—	—	—
テレフタル酸	KG	—	—	—	—	—	—
無機化合物	MT	29,230	87.1	873	0.5	87.5	-0.1
プラスチック	MT	2,790	88.6	982	0.5	79.0	-0.1
5. 原料別製品				45,877	23.7	75.9	-6.8
ゴム製品	MT	535	60.9	441	0.2	61.1	-0.1
ゴムタイヤ及びチューブ	KG	164,442	69.6	61	0.0	49.1	-0.0
紙類及び同製品	MT	2,592	101.8	367	0.2	96.7	-0.0
織物用糸及び繊維製品				582	0.3	72.4	-0.1
非金属鉱物製品				792	0.4	130.9	0.1
鉄鋼	MT	450,654	91.2	38,997	20.2	72.9	-6.8
ビレット及びシートバー等	MT	20,876	47.2	1,365	0.7	37.9	-1.0
鉄鋼の棒・形鋼及び線	MT	12,512	132.5	1,357	0.7	109.4	0.1
鉄鋼のフラットロール製品	MT	408,801	96.4	34,914	18.1	77.4	-4.8
管及び管用継手	MT	5,183	63.1	1,032	0.5	50.0	-0.5
非鉄金属	MT	212	30.3倍	305	0.2	16.5倍	0.1
銅及び同合金	MT	207	103.5倍	288	0.1	57.7倍	0.1
金属製品				4,377	2.3	98.1	-0.0
手道具類及び機械用工具	KG	31,686	122.7	2,909	1.5	111.1	0.1
6. 一般機械				35,041	18.1	121.3	2.9
原動機	KG	1,315,199	76.5	6,775	3.5	124.2	0.6
内燃機関	KG	974,861	63.9	5,283	2.7	107.4	0.2
車両用	KG	964,217	64.0	1,792	0.9	53.5	-0.7
金属加工機械				531	0.3	95.4	-0.0
建設用・鉱山用機械				4,547	2.4	87.2	-0.3
加熱用・冷却用機器				169	0.1	79.5	-0.0
ポンプ及び遠心分離機				11,593	6.0	160.5	2.0
半導体等製造装置	KG	214,131	198.5	7,533	3.9	116.8	0.5
7. 電気機器				13,219	6.8	152.0	2.1
電気回路等の機器				788	0.4	101.0	0.0
映像機器	NO	11,615	67.0	208	0.1	82.0	-0.0
電池				315	0.2	4.3倍	0.1
半導体等電子部品				9,167	4.7	2.5倍	2.6
電気計測機器				510	0.3	98.5	-0.0
8. 輸送用機器				87,800	45.4	86.8	-6.3
自動車	NO	24,724	102.1	63,137	32.7	77.5	-8.6
乗用車	NO	24,722	102.1	63,136	32.7	77.5	-8.6
自動車の部分品	KG	4,111,793	66.1	5,889	3.0	66.5	-1.4
航空機類				1,937	1.0	54.8	-0.7
船舶	NO	9	2.3倍	16,719	8.7	2.4倍	4.5
タンカー	NO	4	4.0倍	303	0.2	10.2倍	0.1
貨物船	NO	5	166.7	16,417	8.5	2.3倍	4.4
9. その他				4,968	2.6	83.4	-0.5
科学光学機器				764	0.4	51.4	-0.3
再輸出品				3,730	1.9	97.8	-0.0

単位：MT = トン (1000キログラム) KG = キログラム KL = キロリットル NO = 台、隻など

資料出所：神戸税関貿易統計

輸 入 品 別 表

令和7年5月分

広 島 県

(単位：百万円、%)

	単位	数量	前年比	価額	構成比	前年比	増減寄与度
総額				111,682	100.0	88.9	-11.1
1. 食料品				2,536	2.3	104.5	0.1
魚介類及び同調製品	MT	563	120.3	390	0.3	152.8	0.1
穀物及び同調製品	MT	19,637	112.6	799	0.7	110.0	0.1
とうもろこし	MT	13,822	94.7	524	0.5	93.0	-0.0
野菜	KG	5,880,605	130.1	986	0.9	106.7	0.0
飼料	MT	294	54.6	23	0.0	72.0	-0.0
2. 原料品				24,578	22.0	76.6	-6.0
大豆	MT	244	全増	29	0.0	全増	0.0
木材				3,801	3.4	77.6	-0.9
針葉樹の丸太	CM	88,391	85.4	3,100	2.8	66.1	-1.3
粗鉱物	MT	174,386	118.8	1,332	1.2	97.4	-0.0
塩	MT	—	—	—	—	—	—
金属鉱及びくず	MT	1,087,934	82.5	18,945	17.0	74.8	-5.1
鉄鉱石	MT	1,087,751	82.5	18,910	16.9	76.1	-4.7
非鉄金属鉱	MT	—	—	—	—	—	—
銅鉱	MT	—	—	—	—	—	—
非鉄卑金属くず	MT	166	83.0	34	0.0	11.9倍	0.0
3. 鉱物性燃料				27,311	24.5	83.0	-4.4
石炭	MT	957,746	129.2	21,444	19.2	73.5	-6.2
原油及び粗油	KL	—	—	—	—	—	—
石油製品				3,986	3.6	142.2	0.9
揮発油	KL	11,696	81.9	849	0.8	64.2	-0.4
重油	KL	43,930	全増	3,086	2.8	全増	2.5
天然ガス及び製造ガス	MT	16,032	195.6	1,494	1.3	167.6	0.5
液化石油ガス	MT	70	2.2倍	24	0.0	2.2倍	0.0
液化天然ガス	MT	15,962	195.5	1,470	1.3	166.9	0.5
4. 化学製品				4,665	4.2	69.0	-1.7
有機化合物				2,186	2.0	56.0	-1.4
無機化合物	MT	3,555	43.3	570	0.5	61.0	-0.3
プラスチック	MT	3,193	82.1	872	0.8	81.5	-0.2
5. 原料別製品				9,768	8.7	98.3	-0.1
木製品及びコルク製品 (除家具)				549	0.5	88.8	-0.1
ウッドチップ	MT	—	—	—	—	—	—
織物用糸及び繊維製品				1,100	1.0	103.0	0.0
非金属鉱物製品				849	0.8	75.1	-0.2
鉄鋼	MT	23,361	187.4	2,792	2.5	131.2	0.5
合金鉄	MT	2,280	111.1	464	0.4	118.0	0.1
鉄鋼のフラットロール製品	MT	19,042	2.1倍	1,935	1.7	148.6	0.5
非鉄金属	MT	2,003	112.3	832	0.7	105.0	0.0
金属製品				2,803	2.5	90.9	-0.2
6. 一般機械				10,735	9.6	107.9	0.6
原動機	MT	819	107.3	2,340	2.1	114.4	0.2
ポンプ及び遠心分離機				3,265	2.9	107.5	0.2
7. 電気機器				14,873	13.3	98.3	-0.2
絶縁電線及び絶縁ケーブル	KG	909,072	108.6	2,556	2.3	100.4	0.0
音響・映像機器 (含部品)				3,744	3.4	98.0	-0.1
半導体等電子部品				66	0.1	52.2	-0.0
8. 輸送用機器				6,171	5.5	86.7	-0.8
自動車の部分品	KG	3,495,141	71.6	4,238	3.8	73.9	-1.2
9. その他				11,045	9.9	118.9	1.4
家具	KG	944,776	106.4	1,827	1.6	97.6	-0.0
衣類及び同附属品				3,746	3.4	85.8	-0.5
科学光学機器				457	0.4	118.4	0.1
再輸入品				3,049	2.7	8.2倍	2.1

資料出所：神戸税関貿易統計

主要地域(国)別輸出入額表

令和7年5月分

広島県

(単位：百万円、%)

	輸 出				輸 入			
	価 額	構成比	前年比	増減寄与度	価 額	構成比	前年比	増減寄与度
総額	193,254	100.0	90.5	-9.5	111,682	100.0	88.9	-11.1
アジア	87,829	45.4	112.1	4.4	51,102	45.8	91.2	-3.9
中華人民共和国	21,240	11.0	165.7	3.9	27,852	24.9	89.6	-2.6
大韓民国	12,010	6.2	84.4	-1.0	7,623	6.8	103.1	0.2
インドネシア	3,413	1.8	68.3	-0.7	1,711	1.5	38.4	-2.2
タイ	10,893	5.6	80.3	-1.3	5,987	5.4	103.9	0.2
台湾	18,181	9.4	174.5	3.6	636	0.6	88.2	-0.1
マレーシア	2,428	1.3	76.1	-0.4	861	0.8	95.0	-0.0
ベトナム	3,779	2.0	87.3	-0.3	3,408	3.1	118.8	0.4
シンガポール	6,681	3.5	2.9倍	2.0	789	0.7	8.7倍	0.6
香港	636	0.3	86.4	-0.0	—	—	—	—
フィリピン	2,412	1.2	97.1	-0.0	687	0.6	69.1	-0.2
インド	1,495	0.8	36.6	-1.2	490	0.4	55.6	-0.3
アジアNIEs	37,508	19.4	135.2	4.6	9,049	8.1	110.3	0.7
ASEAN	29,941	15.5	96.4	-0.5	14,133	12.7	90.5	-1.2
大洋州	9,938	5.1	50.9	-4.5	25,587	22.9	62.2	-12.4
オーストラリア	9,115	4.7	50.5	-4.2	24,763	22.2	60.5	-12.9
ニュージーランド	743	0.4	61.1	-0.2	541	0.5	3.0倍	0.3
北米	55,499	28.7	82.5	-5.5	12,419	11.1	145.4	3.1
アメリカ合衆国	47,262	24.5	82.5	-4.7	8,196	7.3	97.7	-0.2
カナダ	8,237	4.3	82.7	-0.8	4,223	3.8	27.7倍	3.2
中南米	16,923	8.8	77.3	-2.3	12,081	10.8	104.0	0.4
パナマ	5,380	2.8	75.6	-0.8	855	0.8	全増	0.7
チリ	964	0.5	168.1	0.2	157	0.1	10.2倍	0.1
ブラジル	82	0.0	22.5	-0.1	7,635	6.8	81.8	-1.3
メキシコ	7,760	4.0	66.1	-1.9	1,835	1.6	123.3	0.3
ペルー	321	0.2	2.2倍	0.1	—	—	全減	-0.0
西欧	12,436	6.4	80.9	-1.4	1,745	1.6	109.5	0.1
ドイツ	1,887	1.0	49.0	-0.9	676	0.6	114.7	0.1
オランダ	1,727	0.9	143.0	0.2	1	0.0	5.5	-0.0
英国	4,660	2.4	125.8	0.4	113	0.1	39.0倍	0.1
フランス	279	0.1	69.7	-0.1	226	0.2	61.4	-0.1
ベルギー	1,392	0.7	92.7	-0.1	7	0.0	7.7倍	0.0
イタリア	682	0.4	49.3	-0.3	113	0.1	105.8	0.0
スイス	20	0.0	13.3	-0.1	—	—	—	—
スペイン	785	0.4	36.9	-0.6	511	0.5	138.9	0.1
ノルウェー	8	0.0	8.1	-0.0	—	—	—	—
中東欧・ロシア等	867	0.4	57.1	-0.3	2,812	2.5	115.0	0.3
ロシア	—	—	—	—	891	0.8	96.3	-0.0
ポーランド	603	0.3	54.3	-0.2	190	0.2	50.9	-0.1
EU	7,991	4.1	63.2	-2.2	3,540	3.2	114.9	0.4
中東	1,783	0.9	25.8	-2.4	4,071	3.6	170.7	1.3
サウジアラビア	829	0.4	2.1倍	0.2	972	0.9	61.6	-0.5
アラブ首長国連邦	109	0.1	3.3	-1.5	4	0.0	32.9	-0.0
カタール	24	0.0	22.0	-0.0	—	—	—	—
クウェート	52	0.0	99.3	-0.0	3,086	2.8	全増	2.5
アフリカ	7,979	4.1	3.0倍	2.5	1,865	1.7	100.9	0.0
リベリア	5,404	2.8	全増	2.5	—	—	—	—
南アフリカ共和国	503	0.3	34.8倍	0.2	1,302	1.2	70.6	-0.4

資料出所：神戸税関貿易統計

令和7年6月27日(金)

【照会先】

広島労働局職業安定部職業安定課長 細木 誠

地方労働市場情報官 満田 智昭

(電話) 082(502)7831

管内の雇用情勢（令和7年5月分）

- 有効求人倍率（季節調整値） **1.45 倍** （全国7位／中国地方2位）
 前月より**0.03ポイント低下**し、5か月ぶりの低下。
 ・ 就業地別有効求人倍率（同） 1.36 倍 前月より0.02ポイント低下。
 ・ 正社員有効求人倍率（原数値） 1.18 倍 前年同月より0.06ポイント上昇。
- 新規求人倍率（同） **2.47 倍**
 前月より**0.31ポイント低下**し、2か月ぶりの低下。

<雇用情勢の概況（学卒を除き、パートを含む。）>

【基調判断】「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているが、持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」

1 求人・求職の状況（季節調整値）

	令和7年5月	前月比	前月差	ポイント
有効求人数	62,258 人	▲ 0.8 %	▲ 484 人	2か月連続の減少
有効求職者数	43,074 人	1.6 %	681 人	6か月ぶりの増加
新規求人数	21,376 人	▲ 6.5 %	▲ 1,480 人	2か月ぶりの減少
新規求職者数	8,649 人	5.1 %	417 人	3か月連続の増加

2 産業別新規求人数（原数値）

	令和7年5月	前年同月比	前年同月差	ポイント	
産業計	20,765 人	▲ 9.1 %	▲ 2,069 人	2か月ぶりの減少	
主な産業	建設業	1,806 人	23.4 %	343 人	2か月連続の増加
	製造業	1,970 人	▲ 10.5 %	▲ 232 人	3か月連続の減少
	情報通信業	304 人	4.5 %	13 人	2か月連続の増加
	運輸業、郵便業	1,378 人	▲ 6.8 %	▲ 101 人	3か月ぶりの減少
	卸売業、小売業	3,679 人	▲ 27.6 %	▲ 1,400 人	8か月連続の減少
	学術研究、 専門・技術サービス業	462 人	▲ 14.6 %	▲ 79 人	3か月ぶりの減少
	宿泊業、飲食サービス業	970 人	▲ 6.7 %	▲ 70 人	4か月連続の減少
	生活関連サービス業、娯楽業	711 人	19.7 %	117 人	5か月連続の増加
	教育、学習支援業	229 人	3.6 %	8 人	2か月ぶりの増加
	医療、福祉	4,604 人	▲ 9.8 %	▲ 499 人	4か月ぶりの減少
サービス業	3,897 人	4.2 %	157 人	2か月連続の増加	

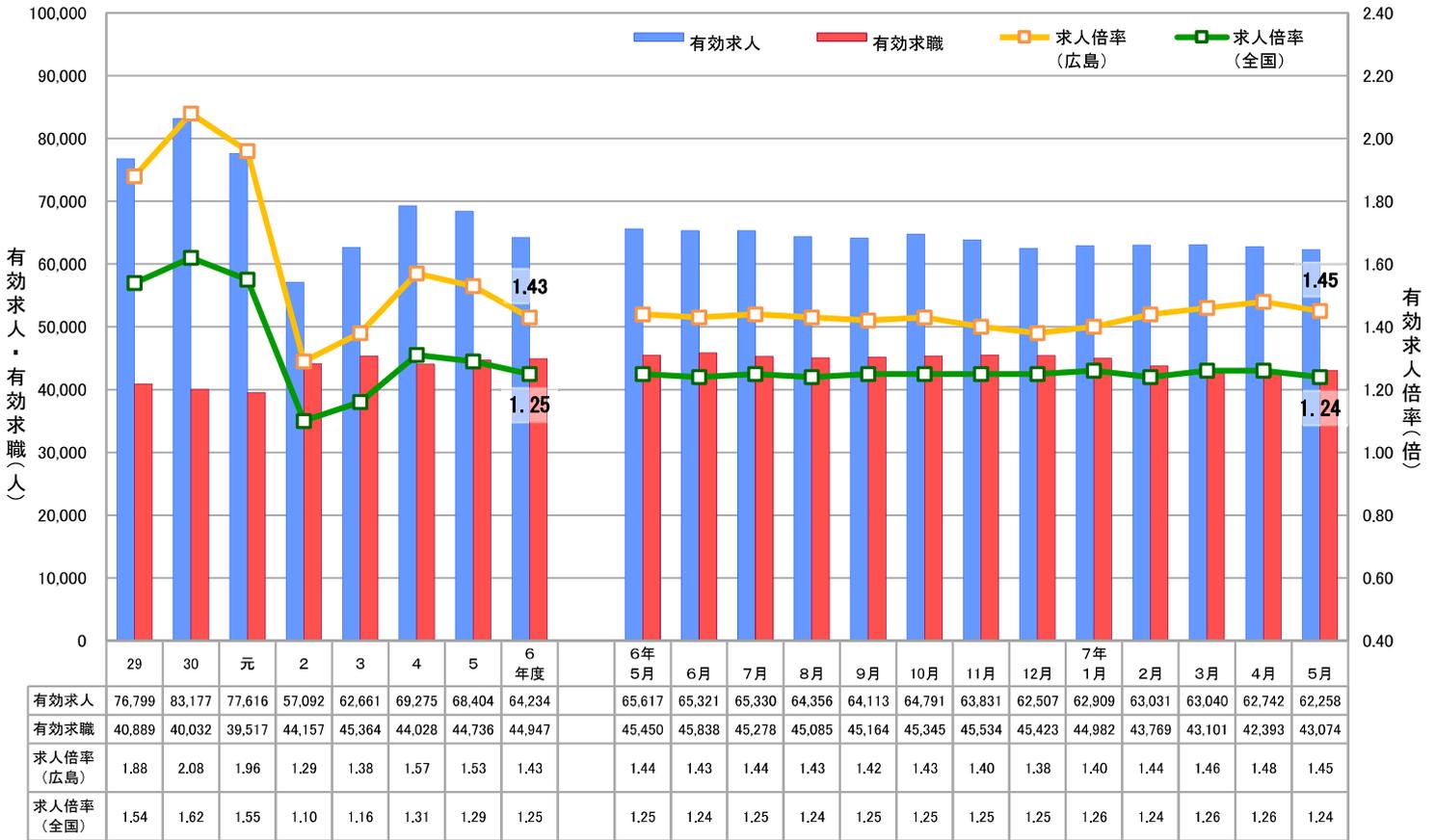
- (注) 1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
 2. 令和6年12月以前の季節調整値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 3. 雇用保険の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。
 4. 整数値の増減における「0.0」「▲0.0」は、小数点第2位を四捨五入したものである。

資料目次

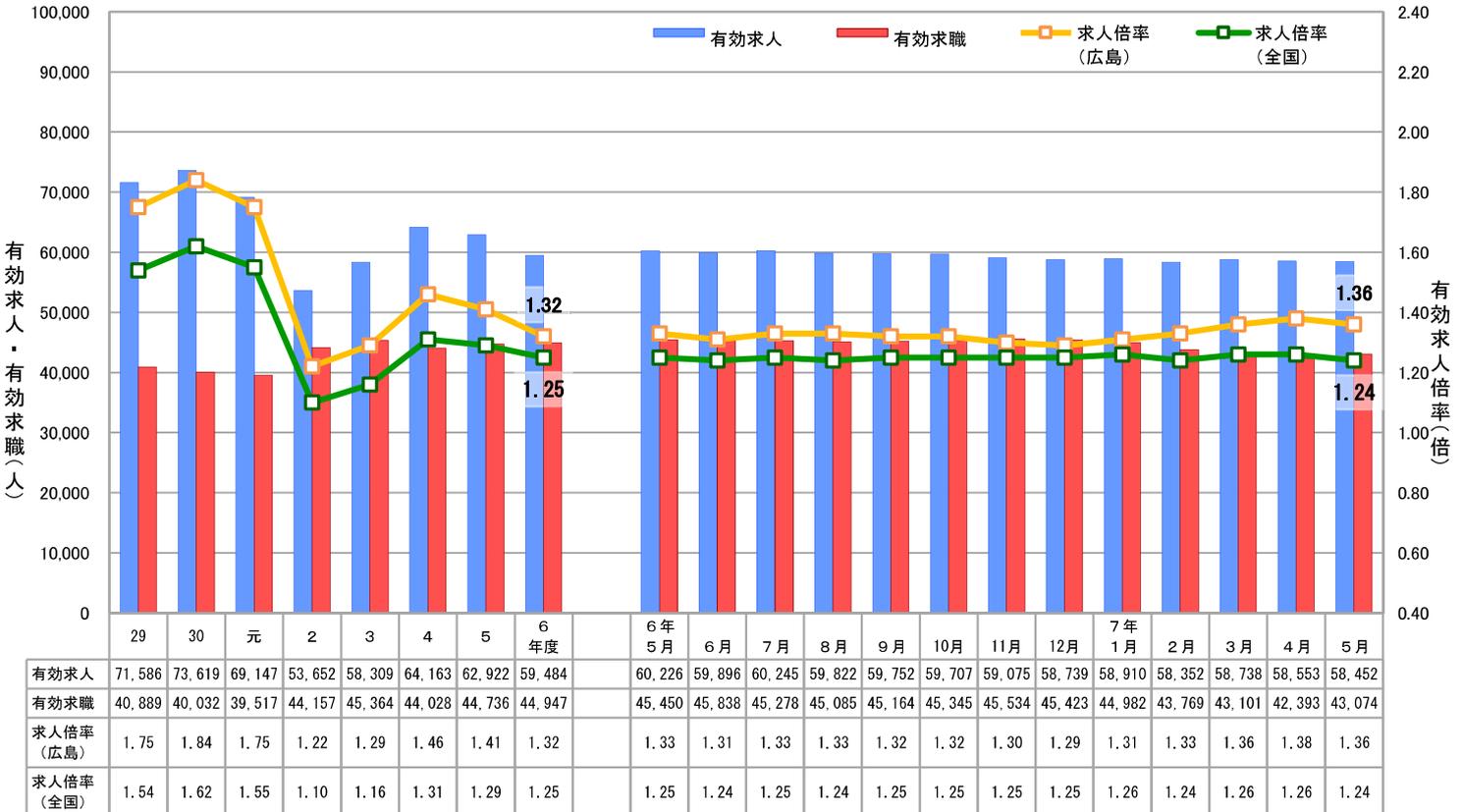
【グラフ】

① 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（受理地別・季節調整値）	P 1
② 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（就業地別・季節調整値）	P 1
③ 新規求人・求職と新規求人倍率の推移（季節調整値）	P 2
④ 正社員有効求人・求職と有効求人倍率の推移（原数値）	P 2
1 労働力需給の動向	
① 有効求人・求職、有効求人倍率の推移（原数値）	P 3
② 新規求人・求職、新規求人倍率の推移（原数値）	P 3
③ 正社員有効求人・求職、有効求人倍率の推移（原数値）	P 3
④ パートタイム有効求人・求職、有効求人倍率の推移（原数値）	P 3
2 産業別新規求人の動向	
① 主な産業の動向（原数値）	P 4
② 主な製造業種別の動向（原数値）	P 4
3 新規求職者の動向（常用）	
① 性別、年齢別新規求職者数（原数値）	P 5
② 就業・不就業状態別新規求職者数（原数値）	P 5
4 有効求人・有効求職者の動向（常用）	
① 有効求人・求職有効求職者数、有効求人倍率の推移（職業計、原数値）	P 5
② 職業別有効求人・有効求職者、有効求人倍率（原数値）	P 5
5 公共職業安定所別有効求人倍率（受理地別・原数値）	P 6
6 職業安定等業務主要指標（その1）	P 7
7 職業安定等業務主要指標（その2）	P 8
8 職業安定等業務主要指標（その3）	P 9
9 職業安定等業務主要指標（その4）	P 10
10 職業安定等業務主要指標（その5）	P 11
11 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての 数値目標及び実績〈その1〉	P 12
12 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての 数値目標及び実績〈その2〉	P 12

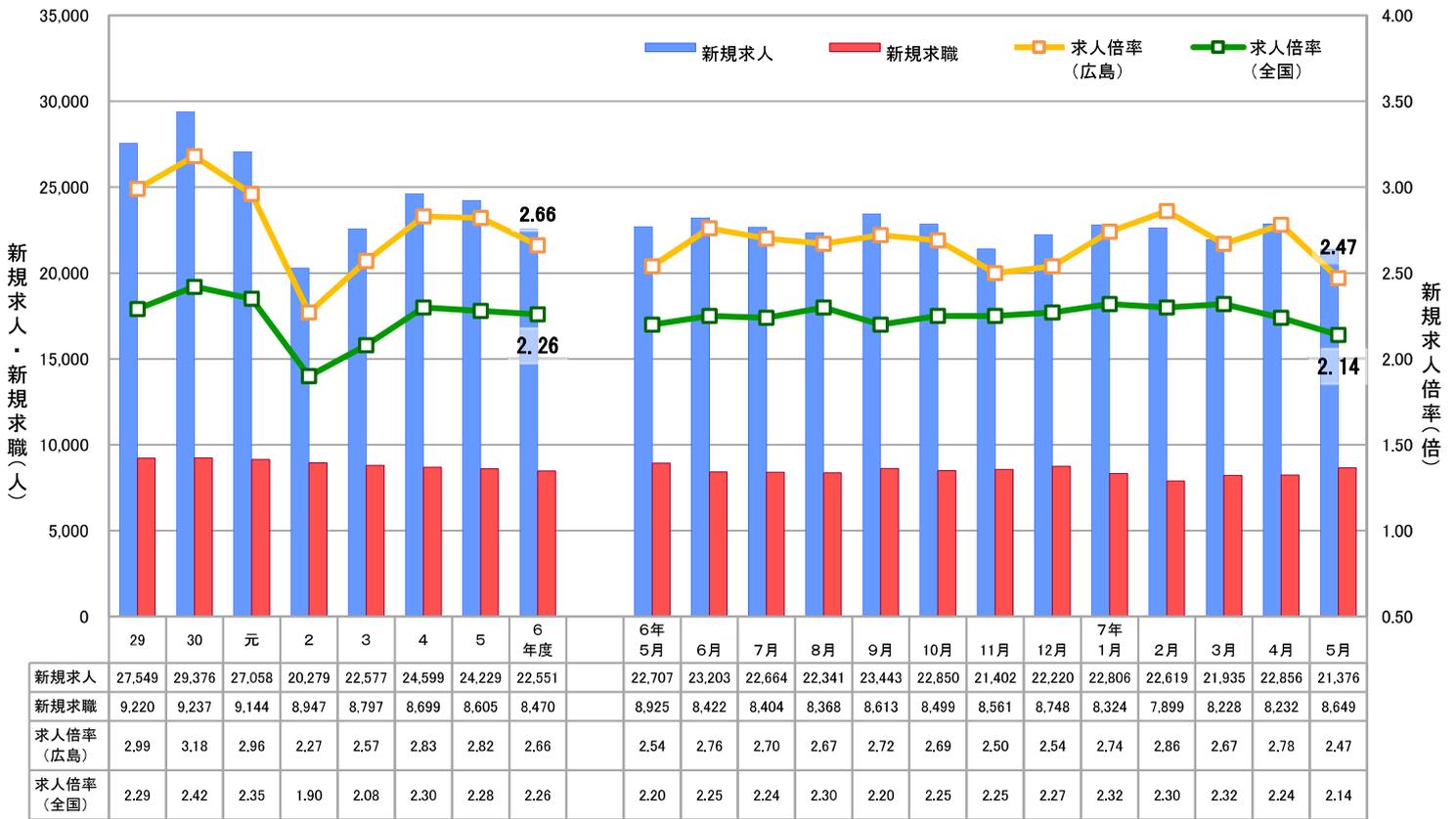
① 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（受理地別・季節調整値）



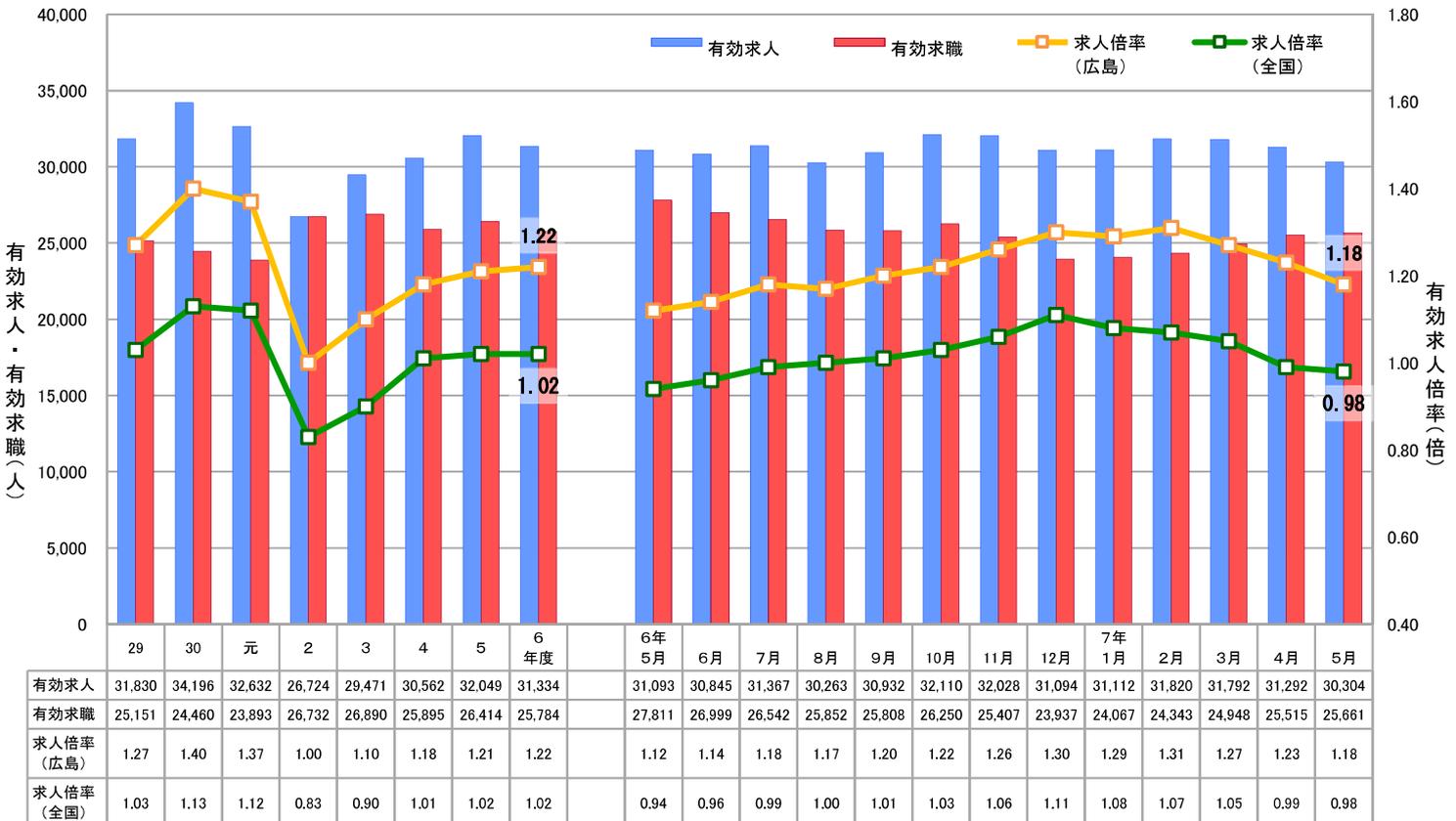
② 有効求人・求職と有効求人倍率の推移（就業地別・季節調整値）



③ 新規求人・求職と新規求人倍率の推移（季節調整値）



④ 正社員有効求人・求職と有効求人倍率の推移（原数値）



(注)常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

1 労働力需給の動向

① 有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	4	5	6	令和6年			令和7年	令和7年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	3月	4月	5月
求人	69,275	68,404	64,234	64,233	63,254	64,754	64,694	65,101	62,409	60,284
	10.6	▲ 1.3	▲ 6.1	▲ 5.5	▲ 6.0	▲ 5.4	▲ 7.4	▲ 6.9	▲ 4.8	▲ 6.1
求職	44,028	44,736	44,947	47,989	45,189	44,086	42,523	43,243	45,221	46,076
	▲ 2.9	1.6	0.5	2.2	0.9	1.2	▲ 2.5	▲ 3.4	▲ 4.6	▲ 5.6
求人倍率	1.57	1.53	1.43	1.34	1.40	1.47	1.52	1.51	1.38	1.31
季節調整値	—	—	—	1.45	1.43	1.40	1.43	1.46	1.48	1.45
求人倍率(全国)	1.31	1.29	1.25	1.16	1.22	1.30	1.32	1.29	1.18	1.14
季節調整値	—	—	—	1.25	1.24	1.25	1.25	1.26	1.26	1.24

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

② 新規求人・求職、新規求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	4	5	6	令和6年			令和7年	令和7年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	3月	4月	5月
求人	24,599	24,229	22,551	22,450	22,238	22,569	22,946	21,562	22,851	20,765
	9.0	▲ 1.5	▲ 6.9	▲ 7.8	▲ 6.4	▲ 6.4	▲ 7.1	▲ 9.0	1.9	▲ 9.1
求職	8,699	8,605	8,470	9,954	7,852	7,512	8,564	8,775	11,876	9,139
	▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 1.6	▲ 0.3	▲ 3.7	1.0	▲ 3.1	0.7	▲ 3.5	▲ 6.2
求人倍率	2.83	2.82	2.66	2.26	2.83	3.00	2.68	2.46	1.92	2.27
季節調整値	—	—	—	2.64	2.70	2.58	2.75	2.67	2.78	2.47
求人倍率(全国)	2.30	2.28	2.26	1.93	2.38	2.56	2.25	2.13	1.64	2.00
季節調整値	—	—	—	2.22	2.25	2.26	2.31	2.32	2.24	2.14

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

③ 正社員有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	4	5	6	令和6年			令和7年	令和7年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	3月	4月	5月
求人	30,562	32,049	31,334	31,162	30,854	31,744	31,575	31,792	31,292	30,304
	3.7	4.9	▲ 2.2	1.6	▲ 4.0	▲ 1.9	▲ 4.3	▲ 3.6	▲ 0.8	▲ 2.5
求職	25,895	26,414	25,784	27,418	26,067	25,198	24,453	24,948	25,515	25,661
	▲ 3.7	2.0	▲ 2.4	0.4	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 5.6	▲ 5.9	▲ 7.0	▲ 7.7
求人倍率	1.18	1.21	1.22	1.14	1.18	1.26	1.29	1.27	1.23	1.18
求人倍率(全国)	1.01	1.02	1.02	0.95	1.00	1.06	1.07	1.05	0.99	0.98

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

④ パートタイム有効求人・求職、有効求人倍率の推移(原数値)

項目	年度			四半期				最近3か月		
	4	5	6	令和6年			令和7年	令和7年		
				4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	3月	4月	5月
求人	27,398	25,850	24,281	24,421	23,678	24,436	24,589	24,724	23,289	22,268
	11.0	▲ 5.7	▲ 6.1	▲ 7.7	▲ 3.5	▲ 4.2	▲ 8.6	▲ 8.2	▲ 7.9	▲ 8.9
求職	18,076	18,268	19,104	20,508	19,052	18,837	18,018	18,246	19,654	20,356
	▲ 1.8	1.1	4.6	4.7	5.5	6.1	1.9	0.1	▲ 1.1	▲ 2.7
求人倍率	1.52	1.42	1.27	1.19	1.24	1.30	1.36	1.36	1.18	1.09
求人倍率(全国)	1.31	1.28	1.19	1.09	1.15	1.25	1.29	1.26	1.10	1.04

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

2 産業別新規求人の動向

① 主な産業の動向(原数値)

産業		年度			四半期				最近3か月		
		4	5	6	令和6年			令和7年	令和7年		
					4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	3月	4月	5月
産業計	広島	24,599	24,229	22,551	22,450	22,238	22,569	22,946	21,562	22,851	20,765
		9.0	▲ 1.5	▲ 6.9	▲ 7.8	▲ 6.4	▲ 6.4	▲ 7.1	▲ 9.0	1.9	▲ 9.1
	全国	877,310	856,272	829,343	814,381	814,174	837,457	851,359	806,519	839,759	786,018
		9.3	▲ 2.4	▲ 3.1	▲ 4.2	▲ 3.8	▲ 1.6	▲ 3.1	▲ 3.0	2.2	▲ 5.2
建設業	広島	1,630	1,600	1,574	1,531	1,561	1,576	1,628	1,565	1,650	1,806
		▲ 3.9	▲ 1.8	▲ 1.6	▲ 5.6	0.0	1.0	▲ 1.6	▲ 18.2	18.5	23.4
	全国	79,309	74,518	70,791	71,466	70,353	70,196	71,148	72,484	74,819	68,681
		0.1	▲ 6.0	▲ 5.0	▲ 6.9	▲ 5.7	▲ 3.1	▲ 4.2	▲ 2.4	3.4	▲ 2.7
製造業	広島	2,773	2,587	2,354	2,348	2,395	2,306	2,364	2,267	2,227	1,970
		7.5	▲ 6.7	▲ 9.0	▲ 9.3	▲ 9.2	▲ 9.6	▲ 8.0	▲ 19.3	▲ 0.1	▲ 10.5
	全国	89,788	80,747	75,381	73,159	76,029	76,629	75,705	74,088	76,504	68,998
		7.9	▲ 10.1	▲ 6.6	▲ 10.0	▲ 7.6	▲ 4.6	▲ 4.3	▲ 4.5	1.1	▲ 4.0
情報通信業	広島	262	265	306	289	301	345	288	258	352	304
		▲ 9.3	1.1	15.5	19.4	18.5	21.1	3.2	▲ 4.4	18.9	4.5
	全国	21,469	21,691	22,285	21,716	22,443	22,566	22,416	23,011	23,780	21,723
		6.3	1.0	2.7	0.2	5.6	3.5	1.7	8.2	9.0	▲ 2.2
運輸業、郵便業	広島	1,475	1,472	1,424	1,395	1,424	1,429	1,447	1,204	1,656	1,378
		6.0	▲ 0.2	▲ 3.3	▲ 6.6	▲ 4.5	▲ 2.1	0.3	4.3	23.6	▲ 6.8
	全国	48,498	47,595	46,129	45,716	45,710	46,936	46,153	44,516	48,895	44,328
		9.2	▲ 1.9	▲ 3.1	▲ 4.6	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 2.9	▲ 1.8	▲ 1.3	0.1
卸売業、小売業	広島	4,508	4,610	4,149	4,364	4,243	3,958	4,032	3,651	3,744	3,679
		9.3	2.3	▲ 10.0	▲ 5.4	▲ 8.1	▲ 12.4	▲ 14.1	▲ 15.9	▲ 5.5	▲ 27.6
	全国	107,135	104,384	102,574	104,248	102,246	102,258	101,545	91,918	100,357	98,882
		10.5	▲ 2.6	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 3.5	0.1	▲ 2.0	▲ 7.7	0.7	▲ 11.1
学術研究、専門・技術サービス業	広島	568	551	559	531	563	554	587	598	632	462
		3.8	▲ 3.0	1.5	▲ 2.9	▲ 1.7	3.9	6.9	23.8	8.0	▲ 14.6
	全国	22,292	22,552	22,269	22,047	22,072	22,544	22,414	22,156	23,574	21,619
		6.8	1.2	▲ 1.3	▲ 2.5	▲ 1.6	0.8	▲ 1.8	▲ 3.6	4.4	▲ 2.6
宿泊業、飲食サービス業	広島	1,333	1,135	957	1,020	911	930	967	892	902	970
		13.7	▲ 14.9	▲ 15.7	▲ 19.9	▲ 17.5	▲ 16.6	▲ 7.8	▲ 14.2	▲ 20.9	▲ 6.7
	全国	71,068	70,968	66,434	67,547	66,133	66,502	65,554	67,064	67,975	57,001
		30.7	▲ 0.1	▲ 6.4	▲ 6.0	▲ 9.3	▲ 4.9	▲ 5.1	3.3	▲ 1.8	▲ 19.3
生活関連サービス業、娯楽業	広島	691	749	823	763	730	883	915	866	1,110	711
		▲ 12.9	8.4	9.9	▲ 3.2	4.7	11.3	27.8	32.6	7.1	19.7
	全国	29,037	28,021	26,121	26,623	26,010	25,748	26,100	23,888	26,316	26,089
		12.8	▲ 3.5	▲ 6.8	▲ 7.3	▲ 7.9	▲ 4.4	▲ 7.5	▲ 6.9	▲ 4.4	▲ 5.7
教育、学習支援業	広島	279	302	264	235	242	254	323	302	246	229
		4.9	8.2	▲ 12.6	▲ 13.9	▲ 2.4	▲ 21.8	▲ 10.3	2.4	▲ 17.7	3.6
	全国	14,678	14,434	13,651	12,813	12,312	13,134	16,343	15,264	12,908	12,156
		3.7	▲ 1.7	▲ 5.4	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 4.5	▲ 6.2	3.9	▲ 8.6
医療、福祉	広島	5,287	5,017	5,244	5,036	5,289	5,301	5,349	5,361	5,397	4,604
		3.4	▲ 5.1	4.5	1.3	7.2	6.0	3.6	5.2	10.7	▲ 9.8
	全国	218,528	219,953	217,930	211,119	216,239	221,059	223,304	209,675	217,417	214,272
		5.7	0.7	▲ 0.9	▲ 1.9	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 2.6	3.2	▲ 0.9
サービス業	広島	4,513	4,426	3,836	3,932	3,740	3,859	3,813	3,461	4,139	3,897
		32.5	▲ 1.9	▲ 13.3	▲ 14.9	▲ 15.0	▲ 11.8	▲ 11.5	▲ 17.3	1.6	4.2
	全国	117,410	115,884	112,761	110,904	110,153	113,782	116,205	110,486	121,103	109,072
		11.0	▲ 1.3	▲ 2.7	▲ 4.5	▲ 4.0	▲ 1.5	▲ 0.8	▲ 2.1	8.3	▲ 2.7

(注) 下段は対前年度比、又は対前年同期比(%)。

② 主な製造業種別の動向(原数値)

年月	食料品	繊維工業	金属製品	はん用機械器具	生産用機械器具	電気機械器具	輸送用機械器具			製造業計
							全数	うち自動車	うち造船	
令和7年5月	345	66	296	158	146	96	274	136	116	1,970
対前年同月比	▲ 11.3	▲ 42.1	30.4	▲ 16.8	▲ 19.8	43.3	▲ 17.5	▲ 2.9	▲ 33.3	▲ 10.5

3 新規求職者の動向(常用)

① 性別・年齢別新規求職者数(原数値)

年齢区分	全数				男				女			
	フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム	
	対前年同月比											
年齢計	5,181	▲ 7.1	3,917	▲ 5.0	2,686	▲ 5.1	1,128	2.1	2,485	▲ 9.2	2,787	▲ 7.6
19歳以下	65	8.3	20	42.9	32	14.3	10	150.0	31	0.0	10	0.0
20～24歳	486	▲ 17.5	87	▲ 18.7	204	▲ 18.4	19	▲ 13.6	282	▲ 16.1	68	▲ 20.0
25～29歳	667	▲ 11.1	184	▲ 6.6	273	▲ 11.1	20	▲ 9.1	391	▲ 11.3	164	▲ 6.3
30～34歳	524	▲ 7.3	214	▲ 14.4	242	2.5	16	14.3	281	▲ 14.3	198	▲ 16.1
35～39歳	463	▲ 3.7	314	1.3	246	1.7	16	▲ 30.4	215	▲ 9.7	297	3.5
40～44歳	465	▲ 6.6	290	▲ 19.2	197	▲ 16.5	23	0.0	268	2.3	267	▲ 20.5
45～49歳	528	▲ 11.4	295	▲ 18.7	267	1.1	17	▲ 15.0	260	▲ 21.7	278	▲ 19.0
50～54歳	681	2.7	337	▲ 7.2	343	3.3	35	▲ 10.3	338	2.1	302	▲ 6.8
55～59歳	464	▲ 10.4	284	▲ 4.7	250	▲ 16.4	49	▲ 7.5	213	▲ 2.3	234	▲ 4.5
60～64歳	434	▲ 4.4	468	4.7	302	▲ 6.5	156	18.2	132	0.8	312	▲ 1.0
65歳以上	404	0.5	1,424	0.7	330	5.4	767	1.9	74	▲ 16.9	657	▲ 0.6

(注)男女の合計は全数に必ずしも一致しない。

② 就業・不就業状態別新規求職者数(原数値)

年月	新規求職者数	在職者	離職者	雇用者			自営	無業者	家事・育児従事者	その他	
				定年	事業主都合	自己都合					
令和7年5月	9,098	2,021	6,160	6,063	346	1,400	4,280	97	917	304	613
対前年同月比	▲ 6.2	▲ 10.3	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 4.7	▲ 8.7	▲ 3.7	▲ 11.8	▲ 3.6	▲ 16.3	4.3

(注)「その他」は離職後1年を超える者などである。

4 有効求人・有効求職者の動向(常用)

① 有効求人・有効求職者数、有効求人倍率(職業計、原数値)

年月	フルタイム			パートタイム								
	有効求人	有効求職者	有効求人倍率	有効求人	有効求職者	有効求人倍率						
	対前年同月差	対前年同月差	対前年同月差	対前年同月差	対前年同月差	対前年同月差						
令和7年5月	34,753	▲ 1,455	25,661	▲ 2,150	1.35	0.05	19,557	▲ 1,815	20,237	▲ 572	0.97	▲ 0.06

② 職業別有効求人・有効求職者、有効求人倍率(原数値)



(注) 1 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分である。
 2 「求人数の差」及び「求職者数の差」の欄は、前年同月との差である。
 3 令和6年1月から職業別大分類の項目順で掲載。

5 公共職業安定所別有効求人倍率(受理地別・原数値)

地域	安定所	年度								令和6年								令和7年				令和7年5月					
		29	30	元	2	3	4	5	6	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
																						対前年 同月差		対前年 同月差		対前年 同月差	対前年 同月差
西部地域	広島	2.43	2.57	2.43	1.59	1.74	2.00	2.06	1.93	1.78	1.74	1.85	1.90	1.91	1.95	1.99	2.13	2.12	2.05	2.02	1.84	22,836	▲ 145	12,548	▲ 347	1.82	0.04
	広島東	2.37	2.52	2.38	1.49	1.88	2.25	2.18	1.97	1.79	1.85	1.92	1.95	2.01	1.98	2.00	2.04	2.08	2.11	2.11	1.88	10,547	▲ 757	6,021	▲ 278	1.75	▲ 0.04
	可部	0.74	0.78	0.72	0.52	0.60	0.60	0.55	0.53	0.47	0.47	0.50	0.52	0.53	0.52	0.54	0.57	0.57	0.57	0.54	0.53	1,789	63	3,605	▲ 47	0.50	0.03
	廿日市	0.60	0.70	0.61	0.39	0.53	0.60	0.58	0.53	0.50	0.50	0.51	0.52	0.52	0.50	0.54	0.55	0.57	0.57	0.54	0.51	1,256	▲ 210	2,702	▲ 206	0.46	▲ 0.04
	大竹	0.87	0.88	0.94	0.70	0.72	0.78	0.85	0.73	0.63	0.61	0.66	0.75	0.81	0.85	0.78	0.82	0.67	0.74	0.69	0.63	287	▲ 6	451	▲ 15	0.64	0.01
	広島西条	2.87	4.23	3.59	1.51	1.16	1.35	1.13	1.03	0.91	0.95	0.99	0.97	1.00	1.01	1.05	1.07	1.07	1.16	1.16	1.02	2,948	▲ 182	3,329	▲ 102	0.89	▲ 0.02
	地域計	2.04	2.29	2.13	1.29	1.43	1.65	1.62	1.51	1.38	1.38	1.45	1.48	1.50	1.51	1.54	1.62	1.62	1.62	1.59	1.44	39,663	▲ 1,237	28,656	▲ 995	1.38	0.00
芸南地域	呉	1.27	1.35	1.25	0.92	0.94	1.11	1.07	1.02	0.92	0.92	0.96	0.99	1.02	1.05	1.05	1.08	1.07	1.11	1.08	1.00	2,915	▲ 304	3,184	▲ 303	0.92	0.00
	竹原	1.04	1.34	1.32	0.96	0.97	1.11	1.00	0.86	0.92	0.85	0.81	0.75	0.89	0.77	0.88	0.83	0.94	0.89	0.79	0.73	424	▲ 25	516	28	0.82	▲ 0.10
	地域計	1.24	1.35	1.26	0.92	0.95	1.11	1.06	1.00	0.92	0.91	0.95	0.96	1.00	1.01	1.02	1.05	1.05	1.08	1.04	0.96	3,339	▲ 329	3,700	▲ 275	0.90	▲ 0.02
東部地域	福山	1.88	1.96	1.97	1.54	1.49	1.65	1.67	1.57	1.51	1.53	1.60	1.53	1.54	1.63	1.63	1.52	1.55	1.64	1.62	1.55	10,411	▲ 2,013	7,357	▲ 871	1.42	▲ 0.09
	府中	1.05	1.20	1.05	0.78	0.83	0.95	0.81	0.74	0.66	0.63	0.64	0.68	0.71	0.75	0.79	0.75	0.83	0.94	0.85	0.78	937	33	1,140	▲ 230	0.82	0.16
	尾道	1.74	2.05	2.00	1.41	1.42	1.61	1.34	1.44	1.26	1.27	1.32	1.42	1.44	1.44	1.49	1.52	1.58	1.62	1.63	1.43	2,722	36	2,099	▲ 38	1.30	0.04
	三原	1.66	1.55	1.62	1.23	1.33	1.48	1.28	1.18	0.93	1.01	1.10	1.17	1.15	1.19	1.13	1.51	1.54	1.26	1.27	1.16	1,440	60	1,338	▲ 142	1.08	0.15
	地域計	1.75	1.86	1.85	1.41	1.40	1.56	1.49	1.42	1.32	1.34	1.40	1.39	1.40	1.46	1.47	1.44	1.48	1.53	1.50	1.41	15,510	▲ 1,884	11,934	▲ 1,281	1.30	▲ 0.02
北部地域	三次	1.74	1.96	1.95	1.46	1.55	1.53	1.37	1.18	1.15	1.10	1.11	1.18	1.20	1.11	1.23	1.25	1.28	1.18	1.07	0.97	830	▲ 222	875	▲ 37	0.95	▲ 0.20
	庄原	1.77	1.68	1.45	1.07	1.16	1.30	1.15	1.13	1.06	1.10	1.15	1.14	1.15	1.10	1.05	1.12	1.11	1.23	1.24	1.11	460	▲ 84	433	▲ 80	1.06	0.00
	安芸高田	1.66	1.82	1.64	1.30	1.49	1.67	1.40	1.18	1.14	1.17	1.15	1.08	1.21	1.08	1.14	1.17	1.28	1.34	1.20	1.12	482	▲ 130	478	▲ 57	1.01	▲ 0.13
	地域計	1.73	1.85	1.73	1.31	1.43	1.51	1.32	1.16	1.13	1.12	1.13	1.14	1.19	1.10	1.15	1.20	1.23	1.23	1.15	1.04	1,772	▲ 436	1,786	▲ 174	0.99	▲ 0.14
広島県全体		1.88	2.08	1.96	1.29	1.38	1.57	1.53	1.43	1.31	1.32	1.38	1.40	1.42	1.44	1.46	1.51	1.52	1.54	1.51	1.38	60,284	▲ 3,886	46,076	▲ 2,725	1.31	0.00
季節調整値		-	-	-	-	-	-	-	-	1.44	1.43	1.44	1.43	1.42	1.43	1.40	1.38	1.40	1.44	1.46	1.48	62,258	▲ 3,359	43,074	▲ 2,376	1.45	0.01

6 職業安定等業務主要指標(その1)

年度/年・月	新規求人・求職								月間有効求人・求職						就 職		充 足					
	① 求 人 数		② 求職申込件数		③ 求人倍率[①÷②]				④ 求 人 数		⑤ 求 職 者 数		⑥ 求人倍率[④÷⑤]		⑦ 就 職 件 数		⑧ 就職率 [⑦÷②]		⑨ 充 足 数		⑩ 充足率 [⑨÷①]	
		前年比		前年比		季節調整値	前年差前月差		前年比		前年比		季節調整値	前年差前月差		前年比		前年比		前年比		
平成29年度	27,549	8.7	9,220	▲ 2.2	2.99		0.30	76,799	8.8	40,889	▲ 2.7	1.88		0.20	3,573	▲ 3.4	38.8	3,740	▲ 3.9	13.6		
30	29,376	6.6	9,237	0.2	3.18		0.19	83,177	8.3	40,032	▲ 2.1	2.08		0.20	3,296	▲ 7.8	35.7	3,512	▲ 6.1	12.0		
令和元年度	27,058	▲ 7.9	9,144	▲ 1.0	2.96		▲ 0.22	77,616	▲ 6.7	39,517	▲ 1.3	1.96		▲ 0.12	3,065	▲ 7.0	33.5	3,240	▲ 7.7	12.0		
2	20,279	▲ 25.1	8,947	▲ 2.2	2.27		▲ 0.69	57,092	▲ 26.4	44,157	11.7	1.29		▲ 0.67	2,597	▲ 15.3	29.0	2,756	▲ 14.9	13.6		
3	22,577	11.3	8,797	▲ 1.7	2.57		0.30	62,661	9.8	45,364	2.7	1.38		0.09	2,628	1.2	29.9	2,837	2.9	12.6		
4	24,599	9.0	8,699	▲ 1.1	2.83		0.26	69,275	10.6	44,028	▲ 2.9	1.57		0.19	2,503	▲ 4.8	28.8	2,685	▲ 5.4	10.9		
5	24,229	▲ 1.5	8,605	▲ 1.1	2.82		▲ 0.01	68,404	▲ 1.3	44,736	1.6	1.53		▲ 0.04	2,478	▲ 1.0	28.8	2,675	▲ 0.4	11.0		
6	22,551	▲ 6.9	8,470	▲ 1.6	2.66		▲ 0.16	64,234	▲ 6.1	44,947	0.5	1.43		▲ 0.10	2,357	▲ 4.9	27.8	2,540	▲ 5.0	11.3		
令和5年 5月	23,549	0.1	9,465	▲ 1.6	2.49	2.84	0.01	67,318	1.1	47,328	▲ 2.1	1.42	1.57	0.00	2,551	▲ 5.4	27.0	2,790	▲ 3.7	11.8		
6月	25,186	1.6	8,610	▲ 3.4	2.93	2.87	0.03	68,000	1.0	46,955	▲ 1.1	1.45	1.57	0.00	2,683	▲ 4.3	31.2	2,871	▲ 5.6	11.4		
7月	22,802	▲ 4.4	7,987	1.4	2.85	2.68	▲ 0.19	66,542	▲ 1.3	44,933	▲ 0.1	1.48	1.54	▲ 0.03	2,207	▲ 7.0	27.6	2,410	▲ 6.3	10.6		
8月	24,184	▲ 1.4	7,930	▲ 2.1	3.05	2.75	0.07	67,363	▲ 2.4	44,629	1.2	1.51	1.54	0.00	2,137	▲ 1.0	26.9	2,321	0.5	9.6		
9月	24,325	▲ 0.7	8,544	3.8	2.85	2.79	0.04	68,051	▲ 2.0	44,830	2.6	1.52	1.53	▲ 0.01	2,501	4.3	29.3	2,707	5.4	11.1		
10月	24,327	▲ 4.6	8,757	4.1	2.78	2.71	▲ 0.08	68,317	▲ 2.8	45,031	3.7	1.52	1.51	▲ 0.02	2,522	3.4	28.8	2,709	6.0	11.1		
11月	24,309	▲ 3.8	7,375	▲ 1.0	3.30	2.79	0.08	68,797	▲ 3.1	44,013	4.3	1.56	1.50	▲ 0.01	2,386	2.1	32.4	2,598	3.0	10.7		
12月	23,665	0.1	6,180	3.3	3.83	2.87	0.08	68,279	▲ 2.8	41,695	5.4	1.64	1.50	0.00	2,198	2.0	35.6	2,367	3.9	10.0		
令和6年 1月	25,330	0.1	9,131	3.8	2.77	2.80	▲ 0.07	69,200	▲ 2.1	42,461	6.2	1.63	1.50	0.00	1,962	6.7	21.5	2,092	4.3	8.3		
2月	25,107	▲ 0.1	8,679	▲ 5.6	2.89	2.79	▲ 0.01	70,548	0.7	43,629	3.8	1.62	1.52	0.02	2,544	4.3	29.3	2,747	3.7	10.9		
3月	23,682	▲ 7.8	8,713	▲ 9.6	2.72	2.90	0.11	69,904	▲ 2.6	44,784	0.6	1.56	1.52	0.00	3,280	▲ 7.6	37.6	3,490	▲ 6.4	14.7		
4月	22,420	▲ 7.7	12,311	3.6	1.82	2.63	▲ 0.27	65,559	▲ 4.3	47,379	1.8	1.38	1.49	▲ 0.03	2,712	▲ 2.1	22.0	2,909	▲ 2.8	13.0		
5月	22,834	▲ 3.0	9,747	3.0	2.34	2.54	▲ 0.09	64,170	▲ 4.7	48,801	3.1	1.31	1.44	▲ 0.05	2,666	4.5	27.4	2,865	2.7	12.5		
6月	22,096	▲ 12.3	7,803	▲ 9.4	2.83	2.76	0.22	62,969	▲ 7.4	47,787	1.8	1.32	1.43	▲ 0.01	2,492	▲ 7.1	31.9	2,665	▲ 7.2	12.1		
7月	22,732	▲ 0.3	8,122	1.7	2.80	2.70	▲ 0.06	63,776	▲ 4.2	46,151	2.7	1.38	1.44	0.01	2,339	6.0	28.8	2,480	2.9	10.9		
8月	21,295	▲ 11.9	7,300	▲ 7.9	2.92	2.67	▲ 0.03	62,492	▲ 7.2	44,641	0.0	1.40	1.43	▲ 0.01	1,901	▲ 11.0	26.0	2,104	▲ 9.3	9.9		
9月	22,688	▲ 6.7	8,134	▲ 4.8	2.79	2.72	0.05	63,495	▲ 6.7	44,776	▲ 0.1	1.42	1.42	▲ 0.01	2,138	▲ 14.5	26.3	2,361	▲ 12.8	10.4		
10月	24,879	2.3	8,822	0.7	2.82	2.69	▲ 0.03	65,771	▲ 3.7	45,682	1.4	1.44	1.43	0.01	2,570	1.9	29.1	2,728	0.7	11.0		
11月	21,446	▲ 11.8	7,293	▲ 1.1	2.94	2.50	▲ 0.19	65,145	▲ 5.3	44,534	1.2	1.46	1.40	▲ 0.03	2,167	▲ 9.2	29.7	2,395	▲ 7.8	11.2		
12月	21,381	▲ 9.7	6,420	3.9	3.33	2.54	0.04	63,347	▲ 7.2	42,042	0.8	1.51	1.38	▲ 0.02	2,162	▲ 1.6	33.7	2,354	▲ 0.5	11.0		
令和7年 1月	24,040	▲ 5.1	8,865	▲ 2.9	2.71	2.74	0.20	64,035	▲ 7.5	42,099	▲ 0.9	1.52	1.40	0.02	1,818	▲ 7.3	20.5	1,967	▲ 6.0	8.2		
2月	23,237	▲ 7.4	8,053	▲ 7.2	2.89	2.86	0.12	64,947	▲ 7.9	42,228	▲ 3.2	1.54	1.44	0.04	2,128	▲ 16.4	26.4	2,313	▲ 15.8	10.0		
3月	21,562	▲ 9.0	8,775	0.7	2.46	2.67	▲ 0.19	65,101	▲ 6.9	43,243	▲ 3.4	1.51	1.46	0.02	3,188	▲ 2.8	36.3	3,334	▲ 4.5	15.5		
4月	22,851	1.9	11,876	▲ 3.5	1.92	2.78	0.11	62,409	▲ 4.8	45,221	▲ 4.6	1.38	1.48	0.02	2,545	▲ 6.2	21.4	2,736	▲ 5.9	12.0		
5月	20,765	▲ 9.1	9,139	▲ 6.2	2.27	2.47	▲ 0.31	60,284	▲ 6.1	46,076	▲ 5.6	1.31	1.45	▲ 0.03	2,343	▲ 12.1	25.6	2,492	▲ 13.0	12.0		

(注) 1 求人・求職関係は、学卒を除きパートタイムを含む。

7 職業安定等業務主要指標(その2)

年度/年・月	正社員有効求人・求職						パートタイム有効求人・求職						全国の求人倍率				完全失業者数 [万人]		完全失業率					
	① 求人数		② 常用求職者数		③ 求人倍率[①÷②]		④ 求人数		⑤ 求職者数		⑥ 求人倍率[④÷⑤]		⑦ 新規	⑧ 有効		⑨ 正社員有効	⑩ パートタイム有効	⑪ 全国	⑫ 広島	⑬ 全国	⑭ 広島			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年比	前年比	前年比	前年比	前年差	前年差	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値	季節調整値				
平成29年度	31,830	4.6	25,151	▲ 4.6	1.27	0.11	33,526	14.7	15,660	0.3	2.14	0.27	2.29		1.54		1.03	1.80	190	3.5	2.8		2.4	
30	34,196	7.4	24,460	▲ 2.7	1.40	0.13	37,124	10.7	15,496	▲ 1.0	2.40	0.26	2.42		1.62		1.13	1.81	167	3.5	2.4		2.4	
令和元年度	32,632	▲ 4.6	23,893	▲ 2.3	1.37	▲ 0.03	35,073	▲ 5.5	15,543	0.3	2.26	▲ 0.14	2.35		1.55		1.12	1.71	162	3.4	2.4		2.3	
2	26,724	▲ 18.1	26,732	11.9	1.00	▲ 0.37	23,834	▲ 32.0	17,357	11.7	1.37	▲ 0.89	1.90		1.10		0.83	1.18	192	3.5	2.8		2.4	
3	29,471	10.3	26,890	0.6	1.10	0.10	24,675	3.5	18,409	6.1	1.34	▲ 0.03	2.08		1.16		0.90	1.16	195	3.5	2.8		2.4	
4	30,562	3.7	25,895	▲ 3.7	1.18	0.08	27,398	11.0	18,076	▲ 1.8	1.52	0.18	2.30		1.31		1.01	1.31	179	3.2	2.6		2.2	
5	32,049	4.9	26,414	2.0	1.21	0.03	25,850	▲ 5.7	18,268	1.1	1.42	▲ 0.10	2.28		1.29		1.02	1.28	178	3.0	2.6		2.0	
6	31,334	▲ 2.2	25,784	▲ 2.4	1.22	0.01	24,281	▲ 6.1	19,104	4.6	1.27	▲ 0.15	2.26		1.25		1.02	1.19	176	3.1	2.5		2.1	
令和5年	5月	30,301	4.1	27,467	▲ 1.0	1.10	0.05	26,377	▲ 3.9	19,796	▲ 3.6	1.33	▲ 0.01	2.06	<i>2.34</i>	1.21	<i>1.32</i>	0.96	1.17	188		2.7	<i>2.5</i>	
	6月	31,631	6.9	27,196	▲ 0.1	1.16	0.07	25,621	▲ 5.8	19,693	▲ 2.5	1.30	▲ 0.05	2.38	<i>2.31</i>	1.23	<i>1.31</i>	0.99	1.17	179	3.3	2.6	<i>2.5</i>	2.2
	7月	31,610	4.3	26,569	0.6	1.19	0.04	24,547	▲ 8.0	18,298	▲ 1.0	1.34	▲ 0.10	2.43	<i>2.27</i>	1.26	<i>1.30</i>	1.01	1.23	183		2.6	<i>2.6</i>	
	8月	32,374	4.7	26,745	2.6	1.21	0.02	24,416	▲ 9.7	17,830	▲ 0.8	1.37	▲ 0.13	2.42	<i>2.30</i>	1.28	<i>1.30</i>	1.01	1.27	186		2.7	<i>2.6</i>	
	9月	32,452	5.0	26,751	3.4	1.21	0.02	24,653	▲ 8.4	18,027	1.5	1.37	▲ 0.15	2.39	<i>2.24</i>	1.29	<i>1.30</i>	1.02	1.27	182	2.9	2.6	<i>2.6</i>	2.0
	10月	32,178	3.7	26,681	4.5	1.21	▲ 0.01	25,294	▲ 6.4	18,301	2.6	1.38	▲ 0.14	2.40	<i>2.26</i>	1.31	<i>1.29</i>	1.02	1.29	175		2.5	<i>2.6</i>	
	11月	32,594	4.8	25,936	4.5	1.26	0.01	25,911	▲ 7.1	18,025	4.2	1.44	▲ 0.17	2.52	<i>2.26</i>	1.32	<i>1.27</i>	1.04	1.31	169		2.4	<i>2.6</i>	
	12月	32,300	3.6	24,717	5.4	1.31	▲ 0.02	25,329	▲ 6.0	16,925	5.5	1.50	▲ 0.18	2.78	<i>2.25</i>	1.37	<i>1.27</i>	1.08	1.37	156	3.0	2.3	<i>2.5</i>	2.0
令和6年	1月	32,711	5.4	25,234	5.0	1.30	0.01	26,514	▲ 4.6	17,179	7.8	1.54	▲ 0.20	2.23	<i>2.27</i>	1.35	<i>1.27</i>	1.05	1.37	163		2.4	<i>2.5</i>	
	2月	33,352	6.8	25,930	2.9	1.29	0.05	27,243	▲ 0.9	17,649	5.2	1.54	▲ 0.10	2.28	<i>2.26</i>	1.34	<i>1.26</i>	1.04	1.38	177		2.6	<i>2.6</i>	
	3月	32,964	6.9	26,515	▲ 0.3	1.24	0.08	26,943	▲ 5.9	18,225	1.9	1.48	▲ 0.12	2.17	<i>2.34</i>	1.30	<i>1.27</i>	1.01	1.31	185	3.2	2.7	<i>2.6</i>	2.2
	4月	31,547	4.7	27,443	0.8	1.15	0.04	25,297	▲ 7.5	19,882	3.2	1.27	▲ 0.15	1.58	<i>2.21</i>	1.18	<i>1.26</i>	0.96	1.13	193		2.8	<i>2.6</i>	
	5月	31,093	2.6	27,811	1.3	1.12	0.02	24,439	▲ 7.3	20,929	5.7	1.17	▲ 0.16	2.02	<i>2.20</i>	1.14	<i>1.25</i>	0.94	1.07	193		2.8	<i>2.6</i>	
	6月	30,845	▲ 2.5	26,999	▲ 0.7	1.14	▲ 0.02	23,526	▲ 8.2	20,714	5.2	1.14	▲ 0.16	2.35	<i>2.25</i>	1.16	<i>1.24</i>	0.96	1.07	181	3.4	2.6	<i>2.5</i>	2.3
	7月	31,367	▲ 0.8	26,542	▲ 0.1	1.18	▲ 0.01	23,602	▲ 3.8	19,531	6.7	1.21	▲ 0.13	2.35	<i>2.24</i>	1.20	<i>1.25</i>	0.99	1.13	188		2.7	<i>2.6</i>	
	8月	30,263	▲ 6.5	25,852	▲ 3.3	1.17	▲ 0.04	23,576	▲ 3.4	18,719	5.0	1.26	▲ 0.11	2.50	<i>2.30</i>	1.23	<i>1.24</i>	1.00	1.16	175		2.5	<i>2.5</i>	
	9月	30,932	▲ 4.7	25,808	▲ 3.5	1.20	▲ 0.01	23,856	▲ 3.2	18,906	4.9	1.26	▲ 0.11	2.31	<i>2.20</i>	1.24	<i>1.25</i>	1.01	1.18	173	2.9	2.5	<i>2.4</i>	2.0
	10月	32,110	▲ 0.2	26,250	▲ 1.6	1.22	0.01	24,862	▲ 1.7	19,381	5.9	1.28	▲ 0.10	2.43	<i>2.25</i>	1.27	<i>1.25</i>	1.03	1.21	170		2.4	<i>2.5</i>	
	11月	32,028	▲ 1.7	25,407	▲ 2.0	1.26	0.00	24,519	▲ 5.4	19,079	5.8	1.29	▲ 0.15	2.56	<i>2.25</i>	1.30	<i>1.25</i>	1.06	1.24	164		2.4	<i>2.5</i>	
	12月	31,094	▲ 3.7	23,937	▲ 3.2	1.30	▲ 0.01	23,927	▲ 5.5	18,050	6.6	1.33	▲ 0.17	2.73	<i>2.27</i>	1.35	<i>1.25</i>	1.11	1.30	154	2.9	2.2	<i>2.5</i>	2.0
令和7年	1月	31,112	▲ 4.9	24,067	▲ 4.6	1.29	▲ 0.01	24,439	▲ 7.8	17,974	4.6	1.36	▲ 0.18	2.28	<i>2.32</i>	1.34	<i>1.26</i>	1.08	1.31	163		2.3	<i>2.5</i>	
	2月	31,820	▲ 4.6	24,343	▲ 6.1	1.31	0.02	24,605	▲ 9.7	17,834	1.0	1.38	▲ 0.16	2.33	<i>2.30</i>	1.32	<i>1.24</i>	1.07	1.31	165		2.4	<i>2.4</i>	
	3月	31,792	▲ 3.6	24,948	▲ 5.9	1.27	0.03	24,724	▲ 8.2	18,246	0.1	1.36	▲ 0.12	2.13	<i>2.32</i>	1.29	<i>1.26</i>	1.05	1.26	180	3.4	2.6	<i>2.5</i>	2.3
	4月	31,292	▲ 0.8	25,515	▲ 7.0	1.23	0.08	23,289	▲ 7.9	19,654	▲ 1.1	1.18	▲ 0.09	1.64	<i>2.24</i>	1.18	<i>1.26</i>	0.99	1.10	188		2.7	<i>2.5</i>	
	5月	30,304	▲ 2.5	25,661	▲ 7.7	1.18	0.06	22,268	▲ 8.9	20,356	▲ 2.7	1.09	▲ 0.08	2.00	<i>2.14</i>	1.14	<i>1.24</i>	0.98	1.04	183		2.6	<i>2.5</i>	

(注) 1 完全失業者数及び完全失業率は総務省統計局「労働力調査」による。年度欄は年平均値。

8 職業安定等業務主要指標(その3)

年度/年・月	産業別新規求人数(主な産業)																						
	① 建設業		② 製造業		③ 情報通信業		④ 運輸業、郵便業		⑤ 卸売業、小売業		⑥ 学術研究、専門・技術サービス業		⑦ 宿泊業、飲食サービス業		⑧ 生活関連サービス業、娯楽業		⑨ 教育、学習支援業		⑩ 医療、福祉		⑪ サービス業		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
平成29年度	1,596	▲ 1.1	2,896	9.5	471	▲ 4.1	1,725	7.4	6,041	18.5	775	2.1	1,426	3.3	1,068	3.4	318	20.5	5,370	8.0	4,024	10.9	
30	1,701	6.6	3,136	8.3	411	▲ 12.7	1,778	3.1	7,025	16.3	851	9.8	1,440	1.0	1,074	0.6	278	▲ 12.6	5,625	4.7	4,131	2.7	
令和元年度	1,680	▲ 1.2	2,679	▲ 14.6	378	▲ 8.0	1,694	▲ 4.7	6,128	▲ 12.8	740	▲ 13.0	1,437	▲ 0.2	933	▲ 13.1	378	36.0	5,606	▲ 0.3	3,654	▲ 11.5	
2	1,597	▲ 4.9	1,914	▲ 28.6	298	▲ 21.2	1,280	▲ 24.4	3,861	▲ 37.0	486	▲ 34.3	1,059	▲ 26.3	740	▲ 20.7	259	▲ 31.5	4,833	▲ 13.8	2,656	▲ 27.3	
3	1,697	6.3	2,580	34.8	289	▲ 3.0	1,391	8.7	4,124	6.8	547	12.6	1,172	10.7	793	7.2	266	2.7	5,114	5.8	3,406	28.2	
4	1,630	▲ 3.9	2,773	7.5	262	▲ 9.3	1,475	6.0	4,508	9.3	568	3.8	1,333	13.7	691	▲ 12.9	279	4.9	5,287	3.4	4,513	32.5	
5	1,600	▲ 1.8	2,587	▲ 6.7	265	1.1	1,472	▲ 0.2	4,610	2.3	551	▲ 3.0	1,135	▲ 14.9	749	8.4	302	8.2	5,017	▲ 5.1	4,426	▲ 1.9	
6	1,574	▲ 1.6	2,354	▲ 9.0	306	15.5	1,424	▲ 3.3	4,149	▲ 10.0	559	1.5	957	▲ 15.7	823	9.9	264	▲ 12.6	5,244	4.5	3,836	▲ 13.3	
令和5年	5月	1,532	▲ 6.9	2,239	▲ 4.7	211	▲ 20.1	1,530	7.7	5,504	20.0	490	▲ 13.6	1,175	▲ 28.1	756	▲ 10.2	205	▲ 31.0	4,485	▲ 13.1	4,070	7.2
	6月	1,795	2.4	3,170	▲ 0.7	206	▲ 18.3	1,471	▲ 6.2	3,916	▲ 10.1	498	▲ 6.2	1,331	18.4	875	34.4	356	63.3	5,291	0.5	4,892	0.1
	7月	1,389	▲ 15.4	2,373	▲ 7.0	254	▲ 3.8	1,471	3.7	4,350	▲ 13.2	709	15.1	1,166	▲ 7.2	627	2.0	208	▲ 20.9	4,815	▲ 6.1	4,301	6.7
	8月	1,462	▲ 6.4	2,531	1.7	304	20.6	1,630	4.9	5,326	18.6	494	▲ 17.1	1,071	▲ 35.4	748	▲ 19.4	229	▲ 13.6	4,792	▲ 9.0	4,194	▲ 0.0
	9月	1,833	7.9	3,014	▲ 11.1	204	▲ 10.1	1,372	▲ 3.3	4,174	▲ 2.7	517	▲ 0.2	1,075	▲ 1.8	715	17.0	308	35.1	5,188	2.3	4,699	▲ 5.4
	10月	1,373	▲ 20.1	2,717	▲ 2.4	306	0.7	1,667	16.2	4,425	▲ 12.2	597	▲ 7.6	1,142	▲ 12.9	714	18.8	291	21.3	5,081	▲ 6.7	4,513	▲ 7.0
	11月	1,531	4.8	2,368	▲ 7.4	270	7.6	1,471	▲ 9.9	5,109	12.8	530	▲ 0.7	1,269	▲ 20.1	679	▲ 13.9	315	▲ 6.5	4,622	▲ 13.0	4,283	▲ 6.5
	12月	1,780	18.5	2,565	▲ 19.1	278	0.0	1,241	▲ 8.2	4,017	10.1	472	▲ 6.0	935	▲ 13.3	987	77.2	370	20.9	5,299	▲ 0.6	4,334	▲ 8.3
令和6年	1月	1,452	▲ 9.0	2,492	▲ 8.3	300	3.8	1,542	▲ 1.2	4,579	4.5	635	3.8	1,060	▲ 18.3	746	6.3	416	34.2	5,597	▲ 0.2	4,435	▲ 3.7
	2月	1,596	▲ 4.5	2,409	▲ 2.6	267	30.9	1,632	7.2	5,162	14.8	530	2.1	1,047	▲ 29.0	749	1.4	370	19.7	4,798	▲ 8.2	4,311	▲ 3.4
	3月	1,914	19.0	2,809	▲ 10.3	270	4.2	1,154	▲ 12.5	4,341	▲ 4.7	483	▲ 7.3	1,040	▲ 17.7	653	▲ 1.5	295	▲ 11.4	5,097	▲ 4.6	4,185	▲ 19.4
	4月	1,392	▲ 9.4	2,230	▲ 5.3	296	▲ 4.5	1,340	▲ 9.3	3,962	▲ 10.4	585	▲ 10.6	1,141	▲ 13.2	1,036	41.1	299	15.9	4,874	▲ 5.1	4,075	▲ 16.8
	5月	1,463	▲ 4.5	2,202	▲ 1.7	291	37.9	1,479	▲ 3.3	5,079	▲ 7.7	541	10.4	1,040	▲ 11.5	594	▲ 21.4	221	7.8	5,103	13.8	3,740	▲ 8.1
	6月	1,738	▲ 3.2	2,612	▲ 17.6	281	36.4	1,367	▲ 7.1	4,052	3.5	468	▲ 6.0	880	▲ 33.9	660	▲ 24.6	186	▲ 47.8	5,130	▲ 3.0	3,982	▲ 18.6
	7月	1,481	6.6	2,343	▲ 1.3	360	41.7	1,423	▲ 3.3	3,967	▲ 8.8	602	▲ 15.1	951	▲ 18.4	980	56.3	243	16.8	5,543	15.1	3,961	▲ 7.9
	8月	1,551	6.1	2,142	▲ 15.4	277	▲ 8.9	1,491	▲ 8.5	3,920	▲ 26.4	507	2.6	974	▲ 9.1	600	▲ 19.8	247	7.9	5,190	8.3	3,545	▲ 15.5
	9月	1,651	▲ 9.9	2,701	▲ 10.4	265	29.9	1,359	▲ 0.9	4,841	16.0	579	12.0	807	▲ 24.9	610	▲ 14.7	236	▲ 23.4	5,134	▲ 1.0	3,714	▲ 21.0
	10月	1,626	18.4	2,684	▲ 1.2	403	31.7	1,496	▲ 10.3	4,322	▲ 2.3	639	7.0	1,165	2.0	1,159	62.3	285	▲ 2.1	5,649	11.2	4,610	2.1
	11月	1,622	5.9	2,146	▲ 9.4	343	27.0	1,468	▲ 0.2	3,940	▲ 22.9	523	▲ 1.3	952	▲ 25.0	664	▲ 2.2	230	▲ 27.0	4,891	5.8	3,478	▲ 18.8
	12月	1,480	▲ 16.9	2,089	▲ 18.6	290	4.3	1,322	6.5	3,613	▲ 10.1	500	5.9	674	▲ 27.9	825	▲ 16.4	247	▲ 33.2	5,364	1.2	3,488	▲ 19.5
令和7年	1月	1,617	11.4	2,368	▲ 5.0	300	0.0	1,584	2.7	4,046	▲ 11.6	688	8.3	1,127	6.3	1,110	48.8	342	▲ 17.8	5,550	▲ 0.8	4,055	▲ 8.6
	2月	1,702	6.6	2,458	2.0	306	14.6	1,552	▲ 4.9	4,400	▲ 14.8	475	▲ 10.4	882	▲ 15.8	770	2.8	326	▲ 11.9	5,137	7.1	3,923	▲ 9.0
	3月	1,565	▲ 18.2	2,267	▲ 19.3	258	▲ 4.4	1,204	4.3	3,651	▲ 15.9	598	23.8	892	▲ 14.2	866	32.6	302	2.4	5,361	5.2	3,461	▲ 17.3
	4月	1,650	18.5	2,227	▲ 0.1	352	18.9	1,656	23.6	3,744	▲ 5.5	632	8.0	902	▲ 20.9	1,110	7.1	246	▲ 17.7	5,397	10.7	4,139	1.6
	5月	1,806	23.4	1,970	▲ 10.5	304	4.5	1,378	▲ 6.8	3,679	▲ 27.6	462	▲ 14.6	970	▲ 6.7	711	19.7	229	3.6	4,604	▲ 9.8	3,897	4.2

(注) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

9 職業安定等業務主要指標(その4)

年度/年・月	就業・不就業状態別新規求職者数(パートを含む常用)																							
	① 新規求職者数 [②+③+⑨]		② 在職者		③ 離職者 [④+⑧]		④ 雇用人				⑤ 定年		⑥ 事業主都合		⑦ 自己都合		⑧ 自営		⑨ 無業者 [⑩+⑪]		⑩ 家事・育児 従事者		⑪ その他	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
平成29年度	9,177	▲ 2.2	2,485	1.9	5,578	▲ 3.3	5,488	▲ 3.3	242	▲ 2.0	1,204	▲ 4.6	4,030	▲ 3.1	90	▲ 2.2	1,115	▲ 5.6	449	▲ 10.4	666	▲ 2.1		
30	9,199	0.2	2,492	0.3	5,716	2.5	5,628	2.6	265	9.5	1,245	3.4	4,101	1.8	89	▲ 1.1	991	▲ 11.1	374	▲ 16.7	617	▲ 7.4		
令和元年度	9,105	▲ 1.0	2,439	▲ 2.1	5,780	1.1	5,690	1.1	264	▲ 0.4	1,254	0.7	4,154	1.3	90	1.1	886	▲ 10.6	362	▲ 3.2	524	▲ 15.1		
2	8,902	▲ 2.2	2,217	▲ 9.1	5,952	3.0	5,862	3.0	264	0.0	1,620	29.2	3,961	▲ 4.6	90	0.0	733	▲ 17.3	308	▲ 14.9	426	▲ 18.7		
3	8,758	▲ 1.6	2,330	5.1	5,629	▲ 5.4	5,534	▲ 5.6	265	0.4	1,321	▲ 18.5	3,923	▲ 1.0	95	5.6	799	9.0	324	5.2	474	11.3		
4	8,666	▲ 1.1	2,272	▲ 2.5	5,604	▲ 0.4	5,513	▲ 0.4	286	7.9	1,167	▲ 11.7	4,027	2.7	91	▲ 4.2	790	▲ 1.1	302	▲ 6.8	488	3.0		
5	8,573	▲ 1.1	2,196	▲ 3.3	5,616	0.2	5,526	0.2	279	▲ 2.4	1,236	5.9	3,966	▲ 1.5	90	▲ 1.1	760	▲ 3.8	288	▲ 4.6	473	▲ 3.1		
6	8,437	▲ 1.6	2,148	▲ 2.2	5,483	▲ 2.4	5,397	▲ 2.3	278	▲ 0.4	1,193	▲ 3.5	3,892	▲ 1.9	86	▲ 4.4	806	6.1	271	▲ 5.9	535	13.1		
令和5年	5月	9,427	▲ 1.5	2,069	▲ 5.8	6,510	0.9	6,418	0.9	375	4.2	1,480	1.4	4,494	▲ 0.3	92	3.4	848	▲ 8.6	346	▲ 8.0	502	▲ 9.1	
	6月	8,575	▲ 3.4	2,159	▲ 10.2	5,589	▲ 0.6	5,492	▲ 0.3	222	▲ 18.4	1,255	14.5	3,968	▲ 3.5	97	▲ 11.8	827	▲ 2.5	296	▲ 11.9	531	3.7	
	7月	7,963	1.6	2,012	▲ 2.3	5,297	3.6	5,221	3.4	221	1.8	1,248	6.9	3,713	2.5	76	20.6	654	▲ 1.8	219	▲ 4.4	435	▲ 0.5	
	8月	7,901	▲ 2.1	2,090	0.2	5,130	▲ 2.5	5,059	▲ 2.2	209	▲ 5.4	1,041	7.2	3,777	▲ 4.3	71	▲ 18.4	681	▲ 5.5	244	▲ 8.3	437	▲ 4.0	
	9月	8,513	3.8	2,070	▲ 4.7	5,600	6.9	5,499	6.8	221	4.2	1,135	19.0	4,090	3.4	101	12.2	843	6.6	372	11.0	471	3.3	
	10月	8,725	4.1	2,107	3.8	5,848	6.0	5,761	6.3	272	7.9	1,356	27.2	4,090	0.5	87	▲ 13.0	770	▲ 7.5	307	▲ 9.4	463	▲ 6.1	
	11月	7,336	▲ 1.1	1,941	▲ 4.1	4,741	1.2	4,662	1.6	208	27.6	1,034	20.4	3,386	▲ 4.2	79	▲ 16.0	654	▲ 7.8	279	0.4	375	▲ 13.0	
	12月	6,160	3.4	1,821	▲ 0.6	3,785	4.9	3,713	4.7	150	▲ 3.8	792	7.9	2,734	3.7	72	12.5	554	7.2	217	13.0	337	3.7	
令和6年	1月	9,109	3.9	2,550	0.9	5,828	5.4	5,730	5.4	264	3.9	1,156	12.8	4,262	3.3	98	2.1	731	2.5	280	▲ 0.4	451	4.4	
	2月	8,650	▲ 5.7	2,854	▲ 1.3	5,052	▲ 8.1	4,953	▲ 8.4	208	▲ 11.9	1,011	▲ 7.3	3,710	▲ 8.5	99	10.0	744	▲ 4.6	273	▲ 12.5	471	0.6	
	3月	8,687	▲ 9.6	2,583	▲ 12.9	5,247	▲ 7.3	5,142	▲ 7.6	222	▲ 0.4	1,059	▲ 2.2	3,816	▲ 9.9	105	9.4	857	▲ 12.3	272	▲ 19.3	585	▲ 8.6	
	4月	12,255	3.6	2,142	2.1	9,042	3.1	8,946	3.2	792	2.5	2,446	8.0	5,655	1.9	96	▲ 7.7	1,071	11.7	352	1.7	719	17.3	
	5月	9,698	2.9	2,252	8.8	6,495	▲ 0.2	6,385	▲ 0.5	363	▲ 3.2	1,534	3.6	4,443	▲ 1.1	110	19.6	951	12.1	363	4.9	588	17.1	
	6月	7,758	▲ 9.5	2,008	▲ 7.0	4,954	▲ 11.4	4,871	▲ 11.3	221	▲ 0.5	1,063	▲ 15.3	3,559	▲ 10.3	83	▲ 14.4	796	▲ 3.7	265	▲ 10.5	531	0.0	
	7月	8,087	1.6	1,896	▲ 5.8	5,449	2.9	5,361	2.7	259	17.2	1,268	1.6	3,804	2.5	88	15.8	742	13.5	226	3.2	516	18.6	
	8月	7,285	▲ 7.8	1,897	▲ 9.2	4,741	▲ 7.6	4,664	▲ 7.8	223	6.7	933	▲ 10.4	3,478	▲ 7.9	77	8.5	647	▲ 5.0	200	▲ 18.0	447	2.3	
	9月	8,102	▲ 4.8	1,984	▲ 4.2	5,271	▲ 5.9	5,200	▲ 5.4	222	0.5	958	▲ 15.6	3,990	▲ 2.4	71	▲ 29.7	847	0.5	315	▲ 15.3	532	13.0	
	10月	8,792	0.8	2,130	1.1	5,816	▲ 0.5	5,723	▲ 0.7	254	▲ 6.6	1,265	▲ 6.7	4,162	1.8	93	6.9	846	9.9	302	▲ 1.6	544	17.5	
	11月	7,261	▲ 1.0	1,940	▲ 0.1	4,591	▲ 3.2	4,519	▲ 3.1	179	▲ 13.9	980	▲ 5.2	3,329	▲ 1.7	72	▲ 8.9	730	11.6	292	4.7	438	16.8	
	12月	6,394	3.8	1,775	▲ 2.5	4,017	6.1	3,942	6.2	188	25.3	870	9.8	2,856	4.5	75	4.2	602	8.7	177	▲ 18.4	425	26.1	
令和7年	1月	8,830	▲ 3.1	2,427	▲ 4.8	5,608	▲ 3.8	5,518	▲ 3.7	229	▲ 13.3	1,080	▲ 6.6	4,168	▲ 2.2	90	▲ 8.2	795	8.8	256	▲ 8.6	539	19.5	
	2月	8,028	▲ 7.2	2,602	▲ 8.8	4,709	▲ 6.8	4,638	▲ 6.4	170	▲ 18.3	897	▲ 11.3	3,544	▲ 4.5	71	▲ 28.3	717	▲ 3.6	233	▲ 14.7	484	2.8	
	3月	8,750	0.7	2,724	5.5	5,100	▲ 2.8	4,998	▲ 2.8	230	3.6	1,025	▲ 3.2	3,712	▲ 2.7	102	▲ 2.9	926	8.1	273	0.4	653	11.6	
	4月	11,818	▲ 3.6	2,085	▲ 2.7	8,558	▲ 5.4	8,463	▲ 5.4	754	▲ 4.8	2,137	▲ 12.6	5,525	▲ 2.3	95	▲ 1.0	1,175	9.7	299	▲ 15.1	876	21.8	
	5月	9,098	▲ 6.2	2,021	▲ 10.3	6,160	▲ 5.2	6,063	▲ 5.0	346	▲ 4.7	1,400	▲ 8.7	4,280	▲ 3.7	97	▲ 11.8	917	▲ 3.6	304	▲ 16.3	613	4.3	

(注) 「⑪その他」は、離職後1年を超える者などである。

10 職業安定等業務主要指標(その5)

年度/年・月	雇用保険関係														基本手当(基本分)				
	① 月末適用事業所数		② 月末被保険者数		③ 資格取得者数		④ 資格喪失者数		⑤ 離職票交付枚数		⑥ 受給資格決定件数		⑦ 初回受給者数		⑧ 受給者実人員		⑨ 受給率	⑩ 支給額	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	【⑧÷(②+⑧)】	【十万円】	
平成29年度	50,835	1.6	1,000,772	2.8	15,423	▲ 0.5	13,929	2.8	9,031	▲ 0.2	2,725	▲ 3.6	2,139	▲ 3.0	9,178	▲ 4.2	0.9	10,468	
30	51,249	0.8	1,012,413	1.2	15,029	▲ 2.6	14,222	2.1	9,202	1.9	2,773	1.8	2,455	14.8	10,047	9.5	1.0	11,770	
令和元年度	51,642	0.8	1,021,546	0.9	15,128	0.7	14,230	0.1	9,198	▲ 0.0	2,708	▲ 2.3	2,300	▲ 6.3	9,952	▲ 0.9	1.0	11,771	
2	52,345	1.4	1,024,250	0.3	13,207	▲ 12.7	13,152	▲ 7.6	8,855	▲ 3.7	2,893	6.8	2,406	4.6	10,397	4.5	1.0	12,718	
3	52,962	1.2	1,029,858	0.5	12,633	▲ 4.3	13,581	3.3	9,034	2.0	2,586	▲ 10.6	2,208	▲ 8.2	9,972	▲ 4.1	1.0	12,090	
4	53,308	0.7	1,023,784	▲ 0.6	13,732	8.7	13,801	1.6	9,178	1.6	2,568	▲ 0.7	2,136	▲ 3.3	9,357	▲ 6.2	0.9	11,432	
5	53,365	0.1	1,019,229	▲ 0.4	13,334	▲ 2.9	13,835	0.2	9,533	3.9	2,651	3.2	2,256	5.6	9,874	5.5	1.0	12,463	
6	53,414	0.1	1,013,574	▲ 0.6	12,698	▲ 4.8	13,462	▲ 2.7	9,204	▲ 3.5	2,511	▲ 5.3	2,147	▲ 4.8	9,687	▲ 1.9	0.9	12,163	
令和5年	5月	53,514	0.3	1,024,388	▲ 0.1	24,078	13.3	14,468	7.3	9,940	16.6	3,828	5.0	3,212	7.4	9,495	▲ 0.0	0.9	12,264
	6月	53,521	0.2	1,025,133	▲ 0.3	12,859	▲ 8.1	12,142	3.4	8,105	5.6	2,917	1.7	2,578	▲ 1.8	10,032	▲ 0.5	1.0	12,483
	7月	53,528	0.2	1,024,463	▲ 0.4	12,082	▲ 9.5	12,538	▲ 1.9	8,537	0.4	2,406	4.4	2,700	16.7	10,734	4.2	1.0	12,662
	8月	53,556	0.2	1,022,407	▲ 0.4	11,092	▲ 0.3	12,929	2.6	8,936	5.0	2,546	5.1	2,721	11.8	11,411	3.7	1.1	16,412
	9月	53,062	▲ 0.0	1,021,492	▲ 0.4	11,478	9.7	12,383	6.2	8,474	4.4	2,525	11.0	1,847	▲ 3.8	10,603	3.6	1.0	12,965
	10月	53,129	▲ 0.0	1,019,682	▲ 0.2	12,411	▲ 6.5	14,435	▲ 9.5	10,008	1.5	2,922	17.0	2,202	22.7	10,712	12.3	1.0	13,443
	11月	53,185	▲ 0.0	1,020,195	▲ 0.2	11,796	2.2	11,094	▲ 0.9	7,554	2.8	2,283	▲ 1.0	2,376	14.1	10,256	11.5	1.0	13,393
	12月	53,249	0.0	1,016,798	▲ 0.8	9,663	▲ 2.7	9,540	▲ 2.4	6,247	0.3	1,934	▲ 0.2	1,807	1.9	9,451	9.4	0.9	10,793
令和6年	1月	53,309	0.0	1,012,946	▲ 0.8	10,290	3.6	14,134	2.8	9,605	4.7	2,371	19.5	1,958	5.1	9,739	12.3	1.0	13,603
	2月	53,402	0.0	1,012,386	▲ 0.9	10,698	▲ 3.1	11,247	▲ 4.3	7,781	▲ 4.1	2,344	▲ 5.9	1,954	8.7	9,223	10.9	0.9	11,539
	3月	53,454	0.0	1,016,192	▲ 0.4	10,455	▲ 18.1	11,832	▲ 12.3	8,186	▲ 11.7	2,358	▲ 21.0	1,605	▲ 18.2	8,664	2.7	0.8	10,570
	4月	53,514	0.1	1,014,225	▲ 0.0	26,680	15.5	28,789	▲ 1.7	20,386	▲ 3.0	3,230	▲ 4.2	2,272	7.7	9,021	10.4	0.9	10,661
	5月	53,547	0.1	1,019,098	▲ 0.5	19,130	▲ 20.5	14,131	▲ 2.3	9,341	▲ 6.0	3,878	1.3	3,071	▲ 4.4	9,831	3.5	1.0	12,765
	6月	53,555	0.1	1,020,089	▲ 0.5	12,213	▲ 5.0	11,248	▲ 7.4	7,542	▲ 6.9	2,684	▲ 8.0	2,137	▲ 17.1	9,792	▲ 2.4	1.0	11,591
	7月	53,545	0.0	1,019,185	▲ 0.5	12,134	0.4	12,988	3.6	8,897	4.2	2,457	2.1	3,041	12.6	11,212	4.5	1.1	14,567
	8月	53,595	0.1	1,017,171	▲ 0.5	9,667	▲ 12.8	11,742	▲ 9.2	8,253	▲ 7.6	2,294	▲ 9.9	2,253	▲ 17.2	10,831	▲ 5.1	1.1	14,018
	9月	53,145	0.2	1,014,885	▲ 0.6	10,462	▲ 8.9	12,598	1.7	8,285	▲ 2.2	2,226	▲ 11.8	1,775	▲ 3.9	10,515	▲ 0.8	1.0	12,911
	10月	53,194	0.1	1,011,923	▲ 0.8	12,159	▲ 2.0	14,999	3.9	9,970	▲ 0.4	2,654	▲ 9.2	2,182	▲ 0.9	10,222	▲ 4.6	1.0	14,417
	11月	53,238	0.1	1,011,848	▲ 0.8	10,344	▲ 12.3	10,248	▲ 7.6	7,092	▲ 6.1	2,372	3.9	2,012	▲ 15.3	9,380	▲ 8.5	0.9	11,123
	12月	53,318	0.1	1,011,793	▲ 0.5	9,061	▲ 6.2	9,266	▲ 2.9	6,210	▲ 0.6	1,885	▲ 2.5	1,945	7.6	9,311	▲ 1.5	0.9	10,747
令和7年	1月	53,373	0.1	1,007,921	▲ 0.5	9,621	▲ 6.5	13,363	▲ 5.5	9,209	▲ 4.1	2,148	▲ 9.4	1,880	▲ 4.0	9,297	▲ 4.5	0.9	13,037
	2月	53,456	0.1	1,007,695	▲ 0.5	9,949	▲ 7.0	10,406	▲ 7.5	7,157	▲ 8.0	2,087	▲ 11.0	1,740	▲ 11.0	8,609	▲ 6.7	0.8	10,132
	3月	53,485	0.1	1,007,059	▲ 0.9	10,954	4.8	11,763	▲ 0.6	8,107	▲ 1.0	2,219	▲ 5.9	1,457	▲ 9.2	8,228	▲ 5.0	0.8	9,986
	4月	53,499	▲ 0.0	1,003,558	▲ 1.1	22,953	▲ 14.0	26,657	▲ 7.4	18,702	▲ 8.3	3,240	0.3	2,238	▲ 1.5	8,335	▲ 7.6	0.8	10,552
	5月	53,493	▲ 0.1	1,013,174	▲ 0.6	22,840	19.4	13,220	▲ 6.4	9,156	▲ 2.0	3,574	▲ 7.8	2,812	▲ 8.4	9,169	▲ 6.7	0.9	11,362

(注) 1 「②月末被保険者数」及び「⑤離職票交付枚数」は、全被保険者分で、基本手当は延長分を含まず。

2 雇用保険の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

11 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての数値目標及び実績<その1> (令和7年5月末現在)

主要指標	区分	労働局計	広島	広島西条	呉	尾道	福山	三原	三次	可部	府中	広島東	廿日市
就職件数(一般)	数値目標	29,255	6,231	2,577	2,760	1,733	4,420	1,267	1,789	2,191	1,038	3,033	2,216
	実績	4,864	994	478	447	289	737	210	271	408	185	516	329
求人充足数(一般)	数値目標	31,441	9,439	2,424	2,379	1,671	5,374	1,019	1,567	1,124	560	4,805	1,079
	実績	5,228	1,466	429	379	251	959	173	233	216	99	847	176

(注)1 数値目標は令和7年度における年間目標値で、実績は当月までの累計である。

2 出張所の数値目標及び実績は、本所(竹原は広島西条、安芸高田及び庄原は三次、大竹は廿日市)に含まれている。

3 就職件数については、オンライン自主応募によるものを含まない。

12 ハローワークのマッチング機能に関する業務の主要指標についての数値目標及び実績<その2> (令和7年3月末現在)

主要指標	区分	労働局計	広島	広島西条	呉	尾道	福山	三原	三次	可部	府中	広島東	廿日市
雇用保険受給者の 早期再就職割合	数値目標	33.3	30.4	34.0	33.9	37.7	33.9	37.1	39.3	33.6	37.1	31.7	35.8
	実績	34.6	32.3	35.1	32.9	40.5	35.8	39.1	39.3	34.5	37.4	32.0	38.5

(注)1 数値目標は令和6年度における年間目標値で、実績は2か月後の集計となるため、前月又は前々月までの累計の割合となる。

2 出張所の数値目標及び実績は、本所(竹原は広島西条、安芸高田及び庄原は三次、大竹は廿日市)に含まれている。

職業別有効求人・求職及び賃金の状況(常用) 広島労働局

(パートを除く)

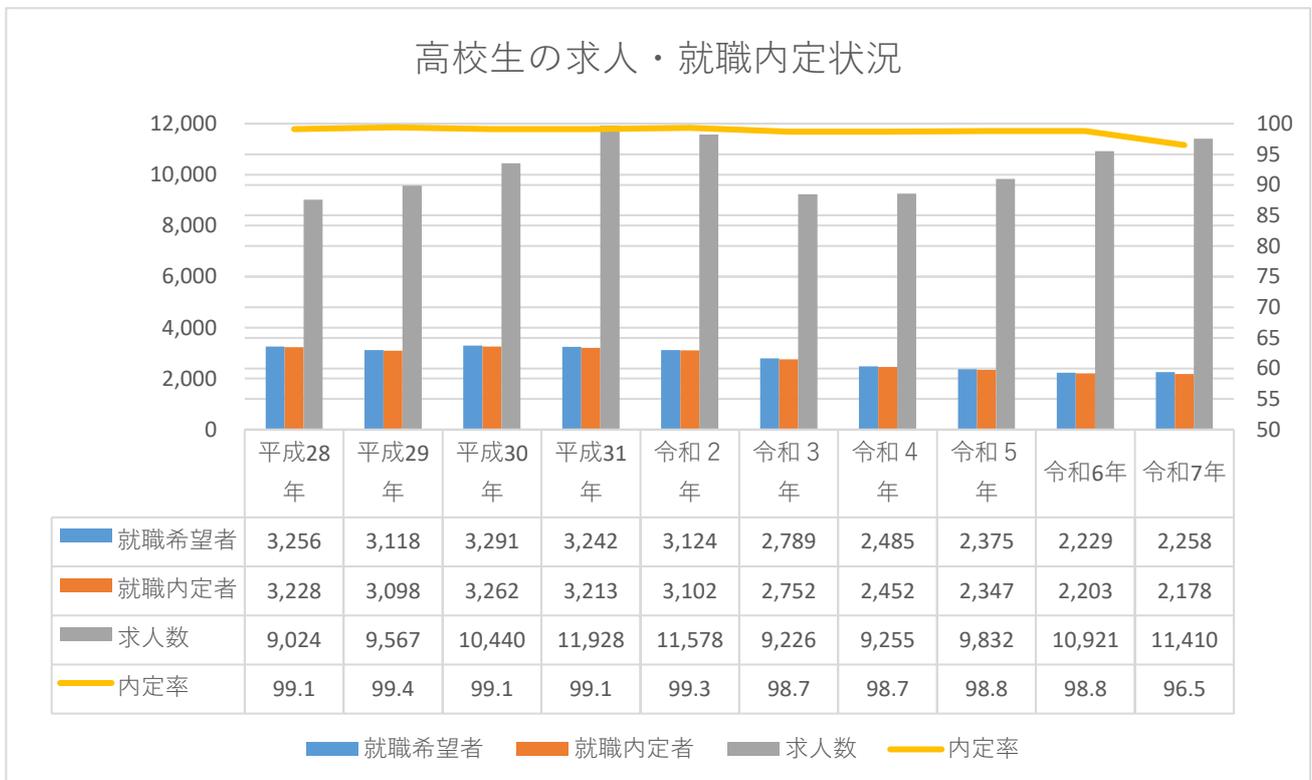
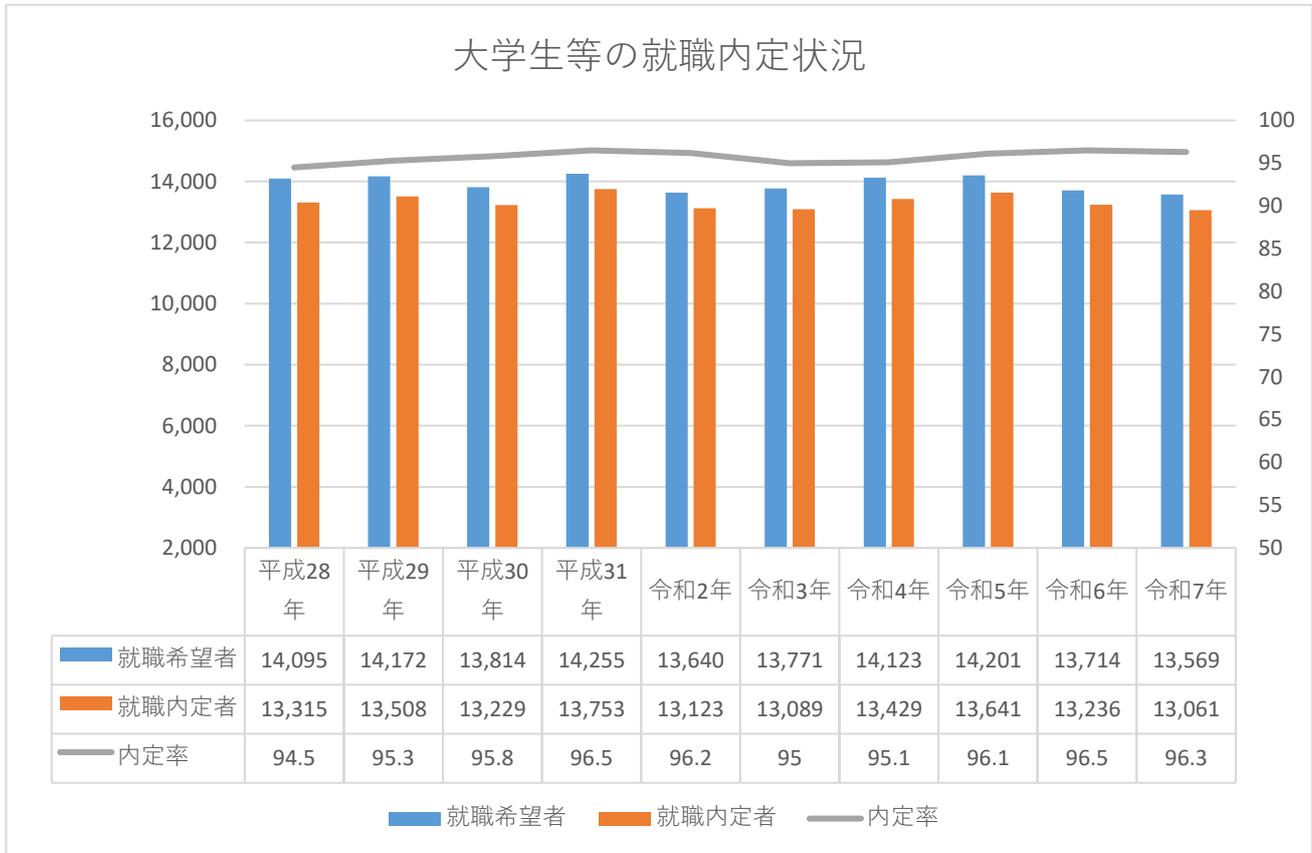
職業	令和7年5月			令和7年5月		
	有効求人 (人)	有効求職 (人)	有効求人倍率 (倍)	求人	賃金	求職賃金
				上限賃金 (円)	下限賃金 (円)	希望賃金 (円)
職業計	34,753	25,661	1.35	282,744	217,610	222,001
A 管理的職業従事者	174	72	2.42	369,459	274,828	278,750
B 専門的・技術的職業従事者	8,899	4,003	2.22	305,879	232,078	245,549
07 製造技術者(開発)	452	131	3.45	348,101	229,526	258,000
08 製造技術者(開発を除く)	473	331	1.43	368,065	232,564	227,778
09 建築・土木・測量技術者	1,278	199	6.42	426,213	263,862	274,118
10 情報処理・通信技術者	900	539	1.67	389,214	249,312	260,476
11 その他の技術者	72	40	1.80	300,960	203,698	263,750
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	310	54	5.74	407,099	337,659	532,857
13 保健師、助産師、看護師	1,618	803	2.01	268,707	222,001	255,000
14 医療技術者	918	259	3.54	283,526	232,245	235,472
15 その他の保健医療従事者	382	175	2.18	237,527	202,875	207,917
16 社会福祉専門職業従事者	2,168	601	3.61	237,139	210,746	208,347
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	61	403	0.15	275,000	226,333	287,358
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	267	468	0.57	268,577	217,565	232,000
C 事務従事者	3,005	6,467	0.46	247,554	200,271	202,683
25 一般事務従事者	1,919	5,555	0.35	234,889	195,670	199,419
26 会計事務従事者	279	359	0.78	261,822	202,560	217,097
27 生産関連事務従事者	235	94	2.50	280,622	213,772	241,200
28 営業・販売事務従事者	303	271	1.12	251,749	203,753	223,137
29 外勤事務従事者	6	3	2.00	0	0	250,000
30 運輸・郵便事務従事者	228	43	5.30	338,187	233,185	231,111
31 事務用機器操作員	35	142	0.25	250,900	195,275	210,000
D 販売従事者	3,262	1,556	2.10	302,810	220,383	231,047
32 商品販売従事者	1,406	775	1.81	249,772	202,753	207,622
33 販売類似職業従事者	59	35	1.69	302,950	213,904	254,000
34 営業職業従事者	1,797	746	2.41	338,207	232,316	260,394
E サービス職業従事者	5,373	2,078	2.59	252,528	207,238	220,949
35 家庭生活支援サービス職業従事者	4	2	2.00	220,000	220,000	0
36 介護サービス職業従事者	2,039	793	2.57	231,083	195,352	212,000
37 保健医療サービス職業従事者	360	108	3.33	218,702	188,508	191,739
38 生活衛生サービス職業従事者	738	146	5.05	266,675	208,486	210,952
39 飲食物調理従事者	1,081	430	2.51	252,014	209,684	222,529
40 接客・給仕職業従事者	922	317	2.91	320,853	244,342	266,800
41 居住施設・ビル等管理員	42	103	0.41	244,602	209,978	174,500
42 その他のサービス職業従事者	187	179	1.04	255,571	207,652	214,516
F 保安職業従事者	1,376	211	6.52	220,168	197,597	198,974
G 農林漁業従事者	197	143	1.38	288,091	211,065	226,111
H 生産工程従事者	4,775	2,011	2.37	288,309	209,681	223,534
49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	109	58	1.88	296,974	211,577	238,889
50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	110	45	2.44	234,159	208,102	213,333
51 機械組立設備制御・監視従事者	18	30	0.60	342,500	233,000	227,143
52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	1,310	452	2.90	292,382	206,775	241,136
53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	755	483	1.56	240,521	199,737	204,545
54 機械組立従事者	568	358	1.59	281,956	211,305	221,493
55 機械整備・修理従事者	1,187	182	6.52	308,994	213,985	244,681
56 製品検査従事者(金属製品)	142	36	3.94	267,678	222,777	204,545
57 製品検査従事者(金属製品を除く)	61	24	2.54	253,021	205,246	200,000
58 機械検査従事者	63	29	2.17	273,257	218,187	200,000
59 生産関連・生産類似作業従事者	452	314	1.44	319,588	216,529	214,400
I 輸送・機械運転従事者	3,126	1,006	3.11	275,778	225,781	241,892
60 鉄道運転従事者	10	1	10.00	0	0	250,000
61 自動車運転従事者	2,499	665	3.76	272,895	226,751	251,203
62 船舶・航空機運転従事者	9	5	1.80	350,000	200,000	0
63 その他の輸送従事者	121	166	0.73	268,704	221,202	213,333
64 定置・建設機械運転従事者	487	169	2.88	288,999	222,873	225,185
J 建設・採掘従事者	2,689	404	6.66	323,858	221,332	251,702
65 建設躯体工事従事者	401	44	9.11	343,568	226,506	248,182
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	674	135	4.99	316,784	218,072	257,879
67 電気工事従事者	795	122	6.52	327,527	219,595	241,000
68 土木作業従事者	810	103	7.86	319,640	224,362	253,333
69 採掘従事者	9	0	0.00	282,200	215,500	0
K 運搬・清掃・包装等従事者	1,877	2,703	0.69	236,081	202,023	202,935
70 運搬従事者	1,036	889	1.17	244,815	205,390	219,023
71 清掃従事者	397	384	1.03	224,986	200,041	179,524
72 包装従事者	83	50	1.66	214,081	184,015	185,000
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	361	1,380	0.26	228,619	197,507	195,587
分類不能の職業	0	5,007	0.00	0	0	227,891
参 福祉関連職業合計	5,514	2,017	2.73	—	—	—
考 (うち介護関係)	3,334	1,057	3.15	—	—	—

- ・平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分
- ・広島労働局管内の各ハローワークでの取扱い分による集計。それぞれ学卒及び臨時・季節を含まない。
- ・求人賃金は総額、求職賃金は希望税込額による。常用は月給相当、常用パートは時給相当である。
- ・求人賃金は、計上月に受理された求人により、上限賃金が最高額の平均値、下限賃金が最低額の平均値による。
- ・求職賃金は、計上月に受理(再受理を含む)された求職の希望賃金(希望税込額)の平均値による。
- ・福祉関連職業合計とは、職業分類13、144、145、146、161の職業及び介護関係職業(職業分類162、169、351、36)の集計を合計した値である。
- ・ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

職業	令和7年5月			令和7年5月		
	有効求人 (人)	有効求職 (人)	有効求人倍率 (倍)	求人賃金	求職賃金	
				上限賃金 (円)	下限賃金 (円)	希望賃金 (円)
職業計	19,557	20,237	0.97	1,236	1,140	1,097
A 管理的職業従事者	4	18	0.22	1,166	1,166	1,357
B 専門的・技術的職業従事者	3,439	2,320	1.48	1,510	1,326	1,283
07 製造技術者(開発)	7	38	0.18	1,900	1,125	1,520
08 製造技術者(開発を除く)	9	97	0.09	1,035	1,035	1,171
09 建築・土木・測量技術者	20	69	0.29	1,680	1,286	1,526
10 情報処理・通信技術者	13	81	0.16	1,660	1,250	1,449
11 その他の技術者	5	15	0.33	1,250	1,060	1,280
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	149	91	1.64	2,462	2,196	1,797
13 保健師、助産師、看護師	875	655	1.34	1,543	1,351	1,297
14 医療技術者	449	156	2.88	1,730	1,460	1,317
15 その他の保健医療従事者	152	101	1.50	1,419	1,197	1,159
16 社会福祉専門職業従事者	1,530	561	2.73	1,273	1,136	1,116
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	21	120	0.18	1,183	1,150	1,119
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	209	336	0.62	1,773	1,595	1,366
C 事務従事者	1,703	4,226	0.40	1,210	1,112	1,069
25 一般事務従事者	1,350	3,795	0.36	1,205	1,114	1,066
26 会計事務従事者	104	142	0.73	1,310	1,134	1,174
27 生産関連事務従事者	68	45	1.51	1,186	1,060	1,036
28 営業・販売事務従事者	98	91	1.08	1,210	1,100	1,070
29 外勤事務従事者	5	2	2.50	1,020	1,020	0
30 運輸・郵便事務従事者	39	13	3.00	1,144	1,100	1,110
31 事務用機器操作員	39	138	0.28	1,259	1,121	1,046
D 販売従事者	2,653	949	2.80	1,125	1,075	1,056
32 商品販売従事者	2,488	851	2.92	1,114	1,073	1,055
33 販売類似職業従事者	114	20	5.70	1,137	1,071	1,020
34 営業職業従事者	51	78	0.65	1,494	1,161	1,067
E サービス職業従事者	5,652	2,220	2.55	1,209	1,091	1,086
35 家庭生活支援サービス職業従事者	16	8	2.00	1,567	1,383	0
36 介護サービス職業従事者	1,718	553	3.11	1,291	1,115	1,081
37 保健医療サービス職業従事者	265	109	2.43	1,198	1,118	1,550
38 生活衛生サービス職業従事者	411	84	4.89	1,355	1,108	1,099
39 飲食物調理従事者	1,836	655	2.80	1,136	1,067	1,050
40 接客・給仕職業従事者	929	383	2.43	1,162	1,078	1,058
41 居住施設・ビル等管理員	97	206	0.47	1,074	1,053	1,066
42 その他のサービス職業従事者	380	222	1.71	1,233	1,097	1,088
F 保安職業従事者	644	187	3.44	1,138	1,104	1,040
G 農林漁業従事者	102	103	0.99	1,583	1,185	1,097
H 生産工程従事者	1,297	661	1.96	1,127	1,080	1,061
49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	5	8	0.63	1,070	1,070	0
50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	5	8	0.63	1,110	1,110	1,020
51 機械組立設備制御・監視従事者	5	3	1.67	0	0	1,020
52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	42	62	0.68	1,299	1,118	1,084
53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	1,100	306	3.59	1,093	1,071	1,060
54 機械組立従事者	17	93	0.18	1,525	1,050	1,135
55 機械整備・修理従事者	33	30	1.10	1,300	1,189	1,056
56 製品検査従事者(金属製品)	13	11	1.18	1,258	1,118	0
57 製品検査従事者(金属製品を除く)	37	23	1.61	1,142	1,081	1,003
58 機械検査従事者	14	14	1.00	1,110	1,036	1,010
59 生産関連・生産類似作業従事者	26	103	0.25	1,494	1,195	1,032
I 輸送・機械運転従事者	651	373	1.75	1,214	1,174	1,084
60 鉄道運転従事者	0	0	0.00	0	0	0
61 自動車運転従事者	557	283	1.97	1,202	1,162	1,092
62 船舶・航空機運転従事者	4	0	0.00	1,348	1,348	0
63 その他の輸送従事者	36	43	0.84	1,210	1,181	1,069
64 定置・建設機械運転従事者	54	47	1.15	1,319	1,277	1,058
J 建設・採掘従事者	47	64	0.73	1,538	1,288	1,133
65 建設躯体工事従事者	3	3	1.00	1,020	1,020	1,500
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	4	27	0.15	0	0	1,060
67 電気工事従事者	12	12	1.00	1,487	1,373	1,100
68 土木作業従事者	27	22	1.23	1,702	1,240	1,110
69 採掘従事者	1	0	0.00	0	0	0
K 運搬・清掃・包装等従事者	3,365	4,303	0.78	1,097	1,072	1,054
70 運搬従事者	595	478	1.24	1,138	1,092	1,052
71 清掃従事者	1,248	1,043	1.20	1,106	1,081	1,033
72 包装従事者	78	136	0.57	1,085	1,053	1,065
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,444	2,646	0.55	1,074	1,058	1,062
分類不能の職業	0	4,813	0.00	0	0	1,077
参 福祉関連職業合計	3,440	1,435	2.40	—	—	—
考 (うち介護関係)	2,369	712	3.33	—	—	—

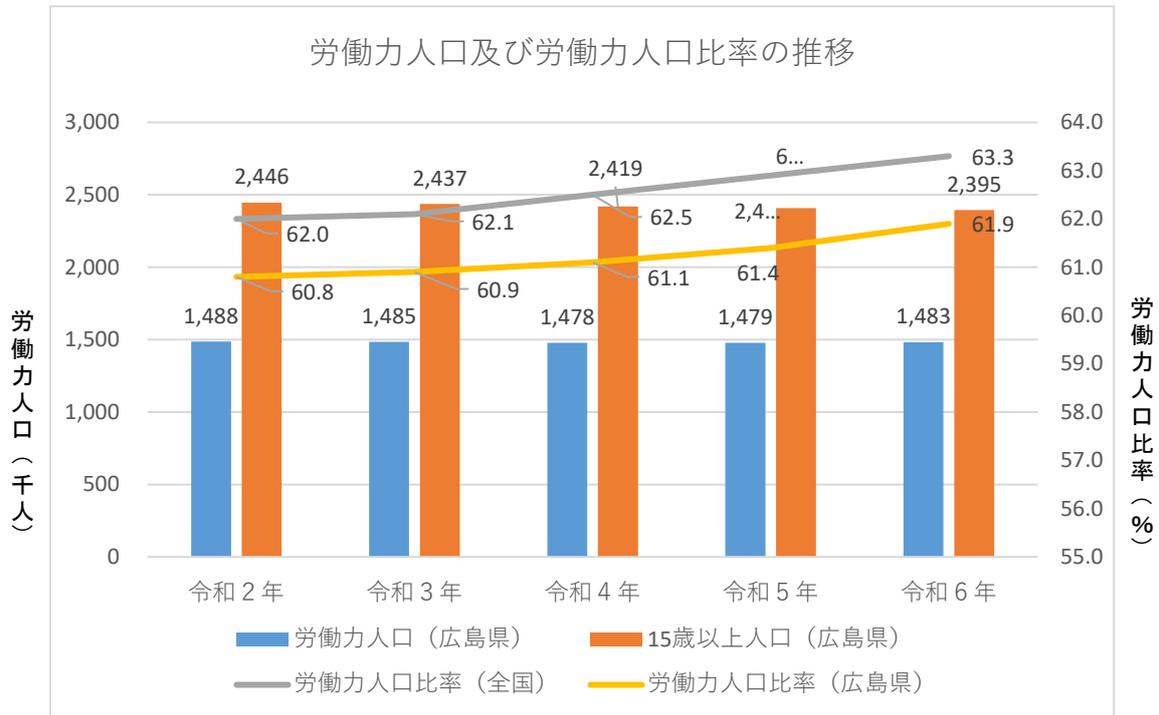
・平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分
 ・広島労働局管内の各ハローワークでの取扱い分による集計。それぞれ学卒及び臨時・季節を含まない。
 ・求人賃金は総額、求職賃金は希望税込額による。常用は月給相当、常用パートは時給相当である。
 ・求人賃金は、計上月に受理された求人により、上限賃金が最高額の平均値、下限賃金が最低額の平均値による。
 ・求職賃金は、計上月に受理(再受理を含む)された求職の希望賃金(希望税込額)の平均値による。
 ・福祉関連職業合計とは、職業分類13、144、145、146、161の職業及び介護関係職業(職業分類162、169、351、36)の集計を合計した値である。
 ・ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

就職内定状況の推移（大学生等・高校生）（3月末現在）

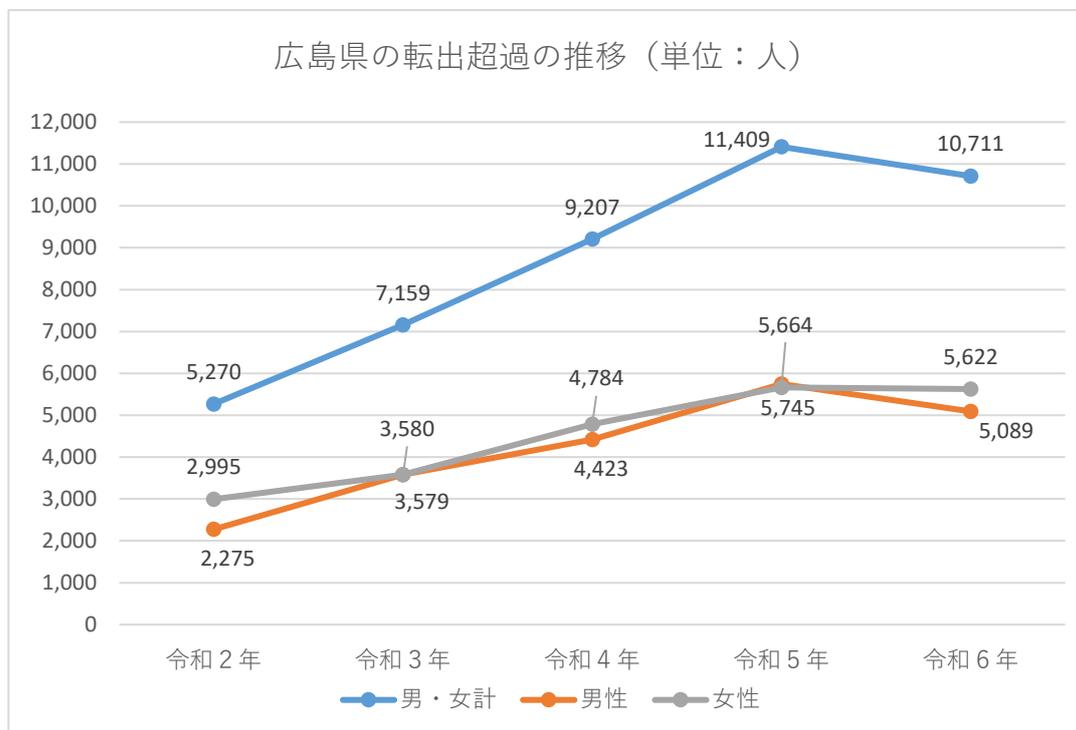


資料出所：広島労働局「管内の雇用情勢」

全国・広島県 労働力人口・転出超過の推移



資料出所：広島県統計課「労働力調査」



資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動調査」

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和7年4月
厚生労働省・中小企業庁

はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和6年度においては、全国加重平均で51円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組にご活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

厚生労働省・中小企業庁

目次

1. 賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 5
(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 6
(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 7
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P 8
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画) ・ 中小企業経営強化税制	P 9 P 10
(3) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 11
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 15
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P 15
(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』 ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	P 16
(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 中小企業者に関する国等の契約の基本方針 ・ 官公需情報ポータルサイト	P 18 P 18

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P 19
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 20
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 21
(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、中小企業団体助成コース、外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）	P 22
(3) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 23
(4) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P 24
(5) 『就職困難者を就労経験のない職種で雇い入れる場合の支援を知りたい』 ・特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	P 25
(6) 『中途採用者を雇い入れる場合の支援が知りたい』 ・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）	P 26
(7) 『出向により従業員の人材育成に取り組む場合の支援が知りたい』 ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	P 27
(8) 『労働時間の削減等の環境整備に取り組むための支援が知りたい』 ・働き方改革推進支援助成金	P 28
6. 相談窓口	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点 ・下請かけこみ寺 ・働き方改革推進支援センター	P 29 P 29 P 30
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用の準備をしたい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 31
コラム 厚生労働省「賃上げ」支援助成金パッケージ	P 31

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 中小企業、小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

【助成率】

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※一部の特例事業者は、一定の要件を満たす乗用自動車やPCなども対象。（詳細はウェブサイト参照）

【助成上限額】

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問合せ・申請先】

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

(受付時間 平日 9:00～17:00)



業務改善助成金

検索

※ 申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 正社員化コース | (2) 障害者正社員化コース |
| (3) 賃金規定等改定コース | (4) 賃金規定等共通化コース |
| (5) 賞与・退職金制度導入コース | (6) 社会保険適用時処遇改善コース |

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上4%未満増額改定した場合	4万円
4%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上6%未満増額改定した場合	6万5,000円
6%以上増額改定した場合	7万円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

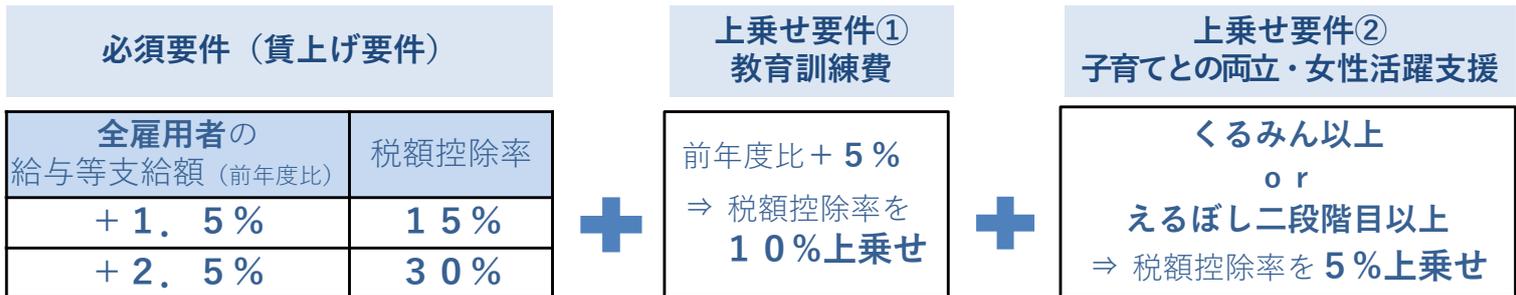
中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主が、一定の要件を満たして賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主

適用期間: 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)



中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

中小企業は、所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能。

(詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照)

全企業及び中堅企業向け
税制の詳細はこちら



※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

○中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

○給与等支給額

国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

○教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

○子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。各認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間: 平日9:30~12:00、13:00~17:00)

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



中小企業向け賃上げ促進税制

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円

■貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業2.05%(貸付期間5年の場合)
※ 基準利率は、令和7年4月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業の生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

(適用期間：令和8年度末)

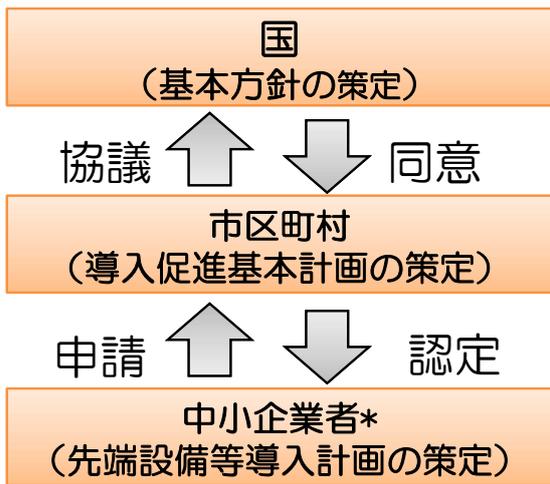
新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/4※に軽減されます

※賃上げ方針を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・雇用者給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合は、課税標準を3年間1/2に軽減
- ・雇用者給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合は、課税標準を5年間1/4に軽減

POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上や賃上げ方針を位置付けた「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、土業等の専門家 等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆機械装置（160万円以上）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆器具備品（30万円以上）
- ◆建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市区町村

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821



先端設備等導入制度

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none">・会社または個人事業主・医療、歯科医療を主たる事業とする法人（医療法人等）・社会福祉法人・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら <input type="text" value="経営強化法"/> <input type="button" value="検索"/>  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等に沿って策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	---

STEP 3

設備投資について即時償却又は税額控除（中小企業経営強化税制）	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ●中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和9年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

建物を新增設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用します。（適用期限：令和8年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限り、

ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率*が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (E類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」JP1-9を確認してください。

※ 2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除きます。

※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugui/hojin/04/16.htm>

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【中小企業省力化投資補助事業】

■支援内容：

<カタログ注文型>

- 対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。

<一般型>

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。

※カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。補助対象経費が異なれば併用可能です。

■補助額：

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 200万円 (300万円)	1/2
	6~20人 500万円 (750万円)	
	21人以上 1000万円 (1500万円)	
一般型	5人以下 750万円 (1,000万円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	6~20人 1,500万円 (2,000万円)	
	21~50人 3,000万円 (4,000万円)	
	51~100人 5,000万円 (6,500万円)	
	101人以上 8,000万円 (1億円)	

■応募・交付申請：

<カタログ注文型> 随時受付（メンテナンス期間を除く）

<一般型> 令和7年1月30日より第一回公募開始。年3~4回の公募を予定。

■問い合わせ先・ホームページ：

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

（ナビダイヤル）0570-099-660

（IP電話等）03-4335-7595

（受付時間）9:30~17:30 土日祝日除く

（ホームページ）<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。

※以下の事業は1次公募時点のものを掲載しています。
詳しくはホームページや公募要領等をご参照ください。

【中小企業成長加速化補助金】

■補助上限:5億円(補助率1/2)

■事業期間:交付決定から24か月以内

■対象者:売上高100億円を目指す中小企業(売上高が10億円以上100億円未満)

■対象者の要件:

- (1)補助対象経費のうち投資額が1億円以上(税抜き)であること。
- (2)「100億宣言(※)」を行っていること。
- (3)一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。
(賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間)

※中小企業の皆様が「売上高100億円」という目標を掲げ、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。詳細は下記HPをご参照ください。

<https://growth-100-okku.smrj.go.jp/>

■対象経費:建物、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

■1次公募期間:令和7年5月8日(木)～令和7年6月9日(月) 17:00

■お問い合わせ先:

中小企業成長加速化補助金事務局

(HP) <https://growth-100-okku.smrj.go.jp/>

(問合せフォーム) <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

(ナビダイヤル)0570-07-4153

(IP電話等)03-4446-4307

電話受付時間 平日10:00～17:00 年末年始除く

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の実業性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。
また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強かに支援します。

※以下の事業は令和7年4月現在公募中のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス実業性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等の実業性向上に資する、革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

■基本要件：

- (1) 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- (2) 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- (3) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等
(従業員21名以上の場合のみ)

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
補助上限額	750万円～2,500万円	3,000万円
(特例措置)	大幅賃上げ特例 ・ 補助上限額を100～1,000万円上乘せ。 ・ 各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。 ・ 下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。 ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	
補助率	中小企業1/2 小規模・再生2/3	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3
(特例措置)	最低賃金引上げ特例 ・ 補助率を2/3に引上げ。 ・ 常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。 ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	

■公募期間：第19次公募 2/14 (金) ～4/25 (金) 17:00

■問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
受付時間：10:00～17:00 (土日祝日および12/29～1/3を除く)
電話番号：050-3821-7013
メールアドレス：kakunin@monohojo.info



ものづくり補助金総合サイト

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

※以下は令和7年4月現在のものを掲載しています。

詳しくはお問い合わせ先までお尋ねください。

<一般型>

公募期間：第17回公募 令和7年3月4日（火）～令和7年6月13日（金）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://r6.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6634-9307

【サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金】

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

公募期間：令和7年3月31日（月）より申請受付開始。

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://it-shien.smrj.go.jp/>

電話番号：0570-666-376

【事業承継・M&A補助金】

事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A後のPMIにかかる専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

公募期間：未定（令和7年3月31日（月）より公募要領（暫定版）を開示）

<11次公募>

専門家活用枠

<お問い合わせ先>

事業承継・引継ぎ補助金事務局HP：<https://jsh.go.jp/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局（専門家活用）：050-3145-3812

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等）
- (2) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」**で宣言します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができるほか、一定規模以上の企業が税制を利用するに当たっては、パートナーシップ構築宣言の公表が必須**となっています。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『賃上げのための価格転嫁について知りたい』

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめたものです。

【発注者として採るべき行動／求められる行動】

行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

【受注者として採るべき行動／求められる行動】

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

【お問合せ先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費 価格転嫁 指針

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(4) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

中小企業者に関する国等の契約の基本方針

官公需法に基づき定める「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（関連箇所抜粋）】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記(2)に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における単価について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

○ 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和7年4月1日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業2.05%、国民生活事業2.70%

※ 実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和7年4月1日現在 2.00%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：10年以内（据置期間は2年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠、令和6年能登半島地震対応特枠

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<https://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<https://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

- ※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。
- ※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。
- ※3 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。
- ※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（2）『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、中小企業団体助成コース、
外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主
- (2) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

事業主が、人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した場合に助成（複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合に最大287.5万円）

2. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円）

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく取組を導入・実施し、離職率等の要件を全て満たした場合、1つの取組につき20万円（上限80万円）を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、20万円を支給する。離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした場合、目標達成助成として10万円（賃金要件を満たした場合15万円）を助成。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(3) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業者等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

() 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ^{※1}	60% (45%) ^{※1}	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			70% ^{※2}	85% ^{※2}		
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			75% ^{※3}	100% ^{※3}		
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		1,000円 ^{※4}	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業者に対する助成)	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円 ^{※5} (800円)	- ^{※5} (1,000円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスクリリング支援コース		事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率

※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率

※3 正社員化した場合に助成

※4 国内の大学院を利用した場合に助成

※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※7 令和8年度未までの時限措置

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材開発支援助成金

検索

23

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(4) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ②作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
 - ③建設キャリアアップシステム等活用促進コース
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日(8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 9,350<10,110>円/日(7,600<8,360>円/日)

注1:賃金要件・資格等手当要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（5）『就職困難者を就労経験のない職種で雇い入れる場合の支援を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れる場合に、高額助成を行います。

【対象となる方】

- ① 成長分野メニュー
成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主
- ② 人材育成メニュー
人材育成（人材開発支援助成金の活用）を行ったうえで雇入れから3年以内に5%賃上げ賃金引き上げを行う事業主

【支援内容】

下記に該当する取組を実施すると、通常の1.5倍の助成を受けることが可能です。

成長分野メニュー

成長分野の業務に
雇入れ

+

雇用管理改善
or 能力開発

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの。

人材育成メニュー ※ 公的職業資格の取得を目的とした教育訓練給付の指定講座であれば、50時間未満の訓練も対象となります

人材開発支援助成金を
活用した訓練

+

5%以上の
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上※の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの。

支給額 ※（ ）内は大企業に対する支給額

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母、60歳以上の方、生活保護受給者等、ウクライナ避難民 など	90万円(75万円) 短時間: 60万円(45万円)	45万円(37.5万円)×2期 短時間: 30万円(22.5万円)×2期
就職氷河期世代を含む中高年層の不安定雇用者	90万円(75万円)	45万円(37.5万円)×2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円(75万円) 短時間: 120万円(45万円)	45万円×4期(37.5万円×2期) 短時間: 30万円×4期(22.5万円×2期)
重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者	360万円(150万円) 短時間: 120万円(45万円)	60万円×6期(50万円×3期) 短時間: 30万円×4期(22.5万円×2期)

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)の2回支給。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



特定求職者雇用開発助成金

検索

25

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(6) 『中途採用者を雇い入れる場合の支援が知りたい』

早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

・雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

【対象となる方】

・雇入れ支援コース

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、賃金を雇入れ前の賃金より5%以上上昇させた事業主

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主

【支援内容】

・雇入れ支援コース

雇用保険の特定受給資格者や再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、賃金を雇入れ前の賃金より5%以上上昇させた場合に30万円を支給。

また、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、地域経済活性化支援機(REVIC)の再生支援等、一定の要件を満たした事業所等から離職した者を雇い入れた場合、40万円を支給。

・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度の整備及び対象者を雇い入れることで、中途採用率を20ポイント以上上昇させた場合に50万円を支給。

また、上記に加え、45歳以上の労働者で中途採用率を10ポイント以上上昇させ、かつ当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた場合に100万円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



早期再就職支援等助成金

検索

26

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（7）『出向により従業員の人材育成に取り組む場合の支援が知りたい』

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成します。

【対象となる方】

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた出向元の事業主

【支援内容】

労働者のスキルアップを在籍型出向（1か月以上2年以内）により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合、以下のとおり支給されます。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下①②のうちいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年） ① 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ② 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,635円（※）/1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※雇用保険の基本手当日額の最高額（令和6年8月1日時点）です。毎年8月に改正されます。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



産業雇用安定助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（8）『労働時間の削減等の環境整備に取り組むための支援が知りたい』

働き方改革推進支援助成金

生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主等を支援。

【対象となる方】

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2) 交付申請時点で、下記「成果目標」のうち選択する成果目標に設定されている要件を満たしていること。
- (3) 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

【支援内容】

コース名		成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4）
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業 医業に従事する医師	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備	①～⑤の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	自動車運転の業務	③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：170万円（11H以上）等
	医業に従事する医師	④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上その他は9時間以上	①～④又は⑥の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	⑤ 所定休日の増加	①～④又は⑦の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
	その他長時間労働が認められる業種	⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割表の整備	①～④の何れかを1つ以上 ①：250万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円、 ④：150万円（11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上 ①：150万円（月80H超→月60H以下）等、 ②・③：各25万円	
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円	

賃金引き上げ人数と助成上限額

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%～7%引き上げ	6万円～36万円	12万円～72万円	20万円～120万円	1人あたり2万円～12万円 （上限額60万円～360万円）

助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組

※ 別途「団体推進コース（助成上限額：最大1,000万円）」もあり

助成対象となる取組：①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局
雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。



働き方改革推進支援助成金

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

②経営改善策を提案し、行動に移すための支援

③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や下請代金法に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問合せ先】

(公財) 全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618



検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』 働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。センターでは、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

働き方改革推進支援センター (47都道府県に設置)

- ・ 中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティングを実施
- ・ セミナーの実施

働き方改革推進支援センター

- ・ サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・ 専門家研修の実施（職務分析・職務評価等）

中小企業等



- ・ 来所、電話、メールによる相談

センター本部

北海道センター ○○県センター … ○○県センター 沖縄県センター

47都道府県センター

商工団体・業種別団体等

- ・ 商工団体等と連携した、中小企業等に対するセミナーの開催

各働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用の準備をしたい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おすすめの記事等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・財務情報を入力することで、経営状態の見える化が可能です。

The screenshot displays the Mirasapo Plus website. On the left, there are navigation tabs: 経営戦略マップ, 人気の補助金・給付金, 事例を探す, 経営のヒント, ローカルベンチマーク, and 経営相談しよう. The main content area features several service tiles: 10年先の会社を考えよう 経営戦略マップ, 人気の補助金・給付金を確認しよう, 事例を探す(事例ナビ), 会員限定 経営の見える化 ローカルベンチマーク, 補助金活用リアルストーリー 支援機関とともに, and 地域の交流機関や専門家に経営相談をする. On the right, a search filter panel is shown with fields for 事例所在地, 業種, 従業員数, 資本金, お困りごと, 事例集, 支援制度の種類, and 活用施策. A search button labeled 'この条件で検索' is at the bottom of the filter panel. Below the main content, four yellow circles highlight key features: 優良事例等の情報発信, 電子申請サポート機能, 経営診断・現状分析ツール, and 探しやすいインターフェース. At the bottom, there is a search bar with 'ミラサポplus' and a '検索' button, along with a QR code.

コラム 厚生労働省「賃上げ」支援助成金パッケージ

厚生労働省においては、「賃上げに関する支援」に掲載の業務改善助成金やキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、他にも「その他、雇用（人材育成）に関する支援」に掲載の人材開発支援助成金や人材確保等支援助成金などをパッケージとして取りまとめ、労働市場全体の「賃上げ」に向けて、事業者への支援に取り組んでいます。

「賃上げ」支援助成金パッケージ 検索



最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組み際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組み際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 03-4446-4307（平日 10:00～17:00）

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール (ソフトウェア、アプリ、サービス等) の導入を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>
・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>
・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先

・事業承継・M&A 補助金事務局 050-3145-3812



事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用 (仲介・フィナンシャルアドバイザー等) の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン (下請ガイドライン) を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

<「宣言」の内容について>
・中小企業庁企画課 03-3501-1765
<「宣言」の提出・掲載について>
(公財) 全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



4. 資金繰りに関する支援

⑱セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑳小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉑地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉒人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

㉓人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉔建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉕特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

㉖早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

⑳産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額 8,635 円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

㉑働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

㉒よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉓下請かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財)全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉔働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

㉕中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらおう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

資料 6-3

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<業務改善助成金>

□事業概要：事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

□補助上限：30万円～600万円

□助成率：3/4～4/5

□助成対象経費の例

機器・設備の導入：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

経営コンサルティング：国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他：顧客管理情報のシステム化



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上 4%未満	4万円	5%以上 6%未満	6万 5,000円
4%以上 5%未満	5万円	6%以上	7万円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

※助成額は令和7年度の内容です

問合せ先 都道府県労働局

詳しくはこちら



<IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくはこちら



□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

□最賃特例：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いることを示した事業者のみなさまには、補助率を2/3にします。

問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター：0570-666-376 130

<ものづくり補助金>

□事業概要：生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

□補助上限：最大4,000万円

□補助率：1/2～2/3

詳しくはこちら



□最賃特例：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いることを示した事業者のみなさまには、補助率を2/3にします。

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

<賃上げを後押しするその他施策>

・働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円 （※2）
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

- （※1）建設業の場合
（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算
（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）



・人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

詳しくは▼



・人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%（50%）

- （※1）括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）。

詳しくは▼



・特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

□補助上限：最大200～8,000万円（従業員数による）

更に一定の賃上げで、上限額を引き上げ

□補助率：1 / 3～2 / 3

詳しくはこちら



問合せ先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

・賃上げ促進税制

□概要：事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合※】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除

※令和6年3月31日以前に開始された事業年度に適用を受けたい場合は、制度の内容が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは▼



<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター



・よろず支援拠点

売上拡大支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上の様々なお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点



最低賃金額の引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明

2025年（令和7年）6月11日
広島弁護士会 会長 藤川 和伸

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、中央最低賃金審議会に対し、2025年度（令和7年度）地域別最低賃金額改定の目安に関する答申において目安を引き上げることによって地域別最低賃金額の引上げを促すこと及び地域間格差を是正するために全国一律最低賃金の実施に向けた提言を行うことを求める。
- 2 当会は、広島地方最低賃金審議会に対し、主体的に2025年度（令和7年度）地域別最低賃金額の引上げを図ることを求める。

第2 声明の理由

- 1 中央最低賃金審議会は、近々、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安に関する答申をする予定である。その後、中央最低賃金審議会の答申を受けて、各都道府県地方最低賃金審議会において調査・審議を経て賃金額改定の答申がされ、これを踏まえ各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなる。
- 2 中央最低賃金審議会は、2020年度（令和2年度）を除き毎年、地域別最低賃金額の引上げ額の目安を答申し、2024年度（令和6年度）においてはA～Cランクのいずれも50円の引上げ額が示され、過去最高額を続けて更新した。

これを受けて、広島県においても、2024年度（令和6年度）には50円の引上げがなされ、その結果最低賃金額は時給1020円とされた。

もともと、増額された上記金額では、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約18万円、年収で約216万円にしかない。加えて、近年の国際的な燃料費等の高騰や円安の進行による消費者物価の大幅な上昇が続いていて、厚生労働省が2025年（令和7年）5月22日に発表した「毎月勤労統計調査 令和6年度分結果確報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は

前年から0.5%の減少となり、実質賃金が3年連続での前年比マイナスとなっている。このように給与の上昇が物価高に追いついていない状態が続いており、低所得者層ほど消費者物価の上昇の影響を受けやすいことに鑑みれば、上記の最低賃金額では労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできず、すべての労働者を低廉な賃金から保護する安全網（セーフティネット）としての最低賃金制度の目的を果たしているとは言い難い。したがって、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠である。

石破茂内閣総理大臣は、第217回国会における施政方針演説のなかで「2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける」と表明しているところ、近年の消費者物価の大幅な上昇に鑑みると、可及的速やかに実現される必要がある。

- 3 2024年度（令和6年度）の最低賃金額の引上げ額は全国加重平均51円であったが、引上げ後も都市部ほど最低賃金額が高いことに未だ変わりはなく、労働者が高い賃金を求めて都市部に流出し、地方において労働力が不足する傾向にあることも変わっていない。

とりわけ、広島県は、総務省公表の人口移動報告において、転出者が転入者を上回る転出超過数が4年連続で全国最多となっており、人口流出対策が喫緊の課題となっている。転出超過の要因は様々なものがあるといわれているが、転出超過数を年齢層別でみると20歳代が最多となっていて、進学・就職の機会に県外に転出していることから、首都圏等との賃金の差が少なからず影響していることは否定し難いものと思料する。

そうすると、広島県において最低賃金額をさらに引き上げることや全国一律最低賃金制度の実施によって首都圏等との賃金格差を解消することは、地域経済の活性化の観点からも必要と理解されるものである。

- 4 他方で、最低賃金の引上げにあたっては、賃金を支給する事業者、特に中小企業・小規模事業者への支援も必要である。各種助成金、補助金の支給、加点等の施策が講じられているが、これらの支援策はさらに充実されるべきである。また、大企業に比して交渉力が弱い中小企業・小規模事業者が適正な代金の支払を得て、賃金の引上げに充てることが可能となるように、公正な取引環境が確保されるようなさらなる行政上、立法上の措置が講じられることも必要であって、こうした取り組みへの働きかけも付言されるのが相当である。

5 よって、当会は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、改めて、中央最低賃金審議会に対し今回の答申において目安を引き上げることによって地域別最低賃金額の引上げを促すこと及び地域間格差を是正するために全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言を行うことを求めるとともに、広島地方最低賃金審議会に対し主体的に地域別最低賃金額の引上げを図ることを求める。

以上

広島県最低賃金審議会に
時給 1500 円以上引き上げの答申を
求めるとともに、中央最低賃金審議会に
全国一律最低賃金制度の実施へ向けた
提言を求める要請書

要請署名数 1,680 筆

2025年6月17日

広島県労働組合総連合

**広島県最低賃金審議会に時給 1500 円以上引き上げの答申を
求めるとともに、中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の
実施へ向けた提言を求める要請書**

2025 年 月 日

広島労働局長 様
広島地方最低賃金審議会会長 様

■ 請 願 趣 旨 ■

広島県の最低賃金は現在時給 1,020 円ですが、この金額ではフルタイムで働いても月収約 17.7 万円、年収約 212 万円にしかなりません。最低賃金法は労働者の生活安定と労働条件の改善を目的としています、しかし、現在の最低賃金額では労働者の生計費を満たすには不足しています。私たちが実施している生計費調査では、単身若者の生活に必要な生計費を維持するには、時給 1,500 円以上が必要とされています。現行の最低賃金では労働者の生活を十分に支えることができず、引き上げは待ったなしの状況です。最低賃金制度を実効性のあるセーフティーネットとするためには、大幅な引き上げが必要であり、広島県の最低賃金は前年から 50 円引き上げられましたが、依然として東京都の全国最高額 1,163 円より 143 円低く、地域間格差の是正には至っていない状況です。

さらに、広島県は 2024 年の人口移動報告では 4 年連続転出超過数が全国最多となり、その内訳の約 6 割が 20 代の若年層を占めています。都市との賃金水準の格差が人口流出に直結しており、地方での人材確保や地域経済の発展には、最低賃金の地域間格差を是正することが急務といえます。賃金の引上げを実現するには、企業が対応できる環境を整えることが重要であり、そのためには、コロナ禍などの影響を受けた中小企業への支援策や税金・社会保険料の減免措置、貸付返済猶予の延長に加え、中小企業支援策である「業務改善助成金」などの抜本的改革が必要といえます。

労働者の健康で文化的な生活を確保し、広島県の地域経済を持続的に発展させるため、広島県地方最低賃金審議会には地域別最低賃金の大幅引き上げを、中央最低賃金審議会には地域間格差の縮小や全国一律最低賃金制度の実現を提言することを求めるものです。

■ 請 願 項 目 ■

1. 広島県の最低賃金について、1500 円以上へ引き上げる答申をおこなうこと。
2. 中央最低賃金審議会に対して地域間格差を縮小しながら、全国一律最低賃金制度に向けた提言をおこなうよう要請すること。 以上

氏 名	住 所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

2025年6月17日

広島労働局長 小沼 宏治 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会

議長 石田 高士

山口市中央 4 丁目3-3山口県労連内

広島県労働組合総連

議長 神部 〃

広島市東区光町2丁目9-24 205

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日本の最低賃金は、2024年の改定で、加重平均は 1,055円(前年比 5.1%増)となりましたが、物価高騰を後追いするだけであり、特に最低賃金近傍の労働者の生活改善には繋がっていません。地域間格差は、秋田県の最低賃金951円と最高額の東京都 1163 円との格差は212円もの開きがあり、秋田県の最低賃金を月額に換算すると14万2650円(月 150 時間)にしかありません。歴史的な物価高騰で、地方から賃金の高い都市部への人口流出が起り、地域経済の疲弊の要因になっています。とりわけ急激な物価高騰のなか、労働者から「これでは暮らせない」と悲鳴が上がり、最低賃金の地域間格差の解消と、大幅な引き上げは喫緊の課題となっています。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額 24 万円、時給 1,500 円以上(月 150 時間)が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500 円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 要 請 項 目 ■

1. 広島県の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で公正な取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めること。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況(対象企業数、活用企業件数、金額)と政府の予算に対する執行状況を示すこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ① 審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ② 専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③ 傍聴について昨年、若干名となりましたが、人数制限を行わないこと。
 - ④ 異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤ 会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開すること。

以 上

2025年6月17日

広島労働局長
小沼 宏治 様

広島県労働組
議長 神

広島合同労働組
執行委員長

広島県労連 パート
会 長 大 連絡会

広島地方最低賃金審議会の公正な任命と審議会の公開を求める要請

広島労働局長が2025年4月1日付でおこなった広島地方最低賃金審議会委員任命処分のうち労働者代表委員の任命について、私たちの推薦した2名の候補者は任命されませんでした。

委員の構成については、労働省発第54号通牒(1949年7月29日)及び旧労働省労働基準局長が発した基発545号(1961年6月15日付)において、「具体的な労働者代表委員の割り振りについては、管内における地労委の割り振り、組織人員比率などの諸事情を十分勘案すべき」とされているが、本件任命処分において、連合加盟組合の候補者のみが選任されており、通達にそった公正な任命が行われていません。

また、これまで再三にわたり任命基準を明らかにするよう求めているが、「総合的に判断した結果である」との返答のみが繰り返されるだけで、具体的な基準が明らかにされていません。そのような状況で、連合加盟組合の候補者のみが選任されることが続いているということは、広島県労働組合総連合は意図的に排除されているとしか捉えることができません。あらためて今年度の選任基準と選任方法、結果について立候補者と推薦団体に説明を行うことを求めるものです。また今後開催される、広島地方審議会での審議について、審議の公開と傍聴人について制限を撤廃するなど下記の内容について要請するものです。

■ 要 請 項 目 ■

1. 2025年広島地方最低賃金審議会の労働側委員の選任について、候補者の選任の方法、基準、結果を各推薦団体に説明すること。
2. 今年度の広島地方最低賃金審議会開催にあたって以下について改善し、事前に説明を行うこと。
 - ① 審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ② 専門部会の傍聴を含め、内容について完全公開を行うこと。
 - ③ 各審議会、専門委員会の傍聴について人数制限を撤廃すること。
 - ④ 異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤ 会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開いただくこと。

以 上

担当：植永光則 (広島県労連)
広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連内
TEL:082-262-1550

2025年7月3日

広島労働局
労働局長 小沼 宏治 様

広島県労働組合連絡協議会
議長 池
広島市東区二葉の

広島県最低賃金に関する要請書

昨年10月、広島県の最低賃金は時給1,020円に引き上げられましたが、物価高騰に全く及びません。米価の高騰など物価高に賃上げが追いつかない状況が続いています。実質賃金は前年5月時より2.1%減り、3カ月連続のマイナスとなりました。生活必需品や燃料費の値上げは、低所得層に重くのしかかってきています。

最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい生活を強いられています。また、最低賃金法では、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことが出来るよう生活保護との「整合性に配慮する」とされています。最低賃金の大幅引き上げは、ひとり親世帯を含む低賃金労働者に重要な役割を果たします。

最低賃金の地域間格差の拡大は、地方から若者など低賃金労働者の流出を招く要因の一つと言われています。また、全国チェーンの職場では同じマニュアルで同じ商品・サービスを同じ値段で提供しているのに、働く地域が違うだけで時給が200円以上も違うのは、同一労働同一賃金の理念に反しています。必要生計費は、全国どこでも大きな差はありません。現行のランク性をやめ、最低賃金は全国一律にすべきです。そこで、以下要望します。

記

1. 広島県最低賃金の時間額1,500円以上を目指すこと。
2. 全国一律最低賃金制度に向けた制度改正を行うこと。
3. すべての最低賃金審議会を完全公開すること。

以上